

令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業)

介護職種の技能実習評価試験における課題等の検証
に関する調査研究事業報告書

令和6年3月



一般社団法人シルバーサービス振興会

ELDERLY SERVICE PROVIDERS ASSOCIATION

はじめに

我が国の総人口は、2008(平成20)年の12,808万人をピークに、2011(平成23)年以降、一貫して減少が続いており、とりわけ生産年齢人口(現役世代)の急速な減少は、社会・経済のあらゆる分野に深刻な影響を及ぼし始めています。また、現在の少子化の進行は、想定を10年以上早いスピードで加速化しており、2023(令和5)年の出生数は、75.8万人と過去最少を更新しました。一方、高齢者人口は、依然として都市部を中心に増加を続けており、医療や介護等の社会保障の持続可能性の確保とともに、その担い手となる介護人材の確保が深刻となっています。このように、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中での介護人材確保対策としては、国内において、女性や高齢者の就労を引き続き最大限に促進するとともに、外国人介護人材の受入れのための環境についても早期に整備していく必要があります。

介護分野における外国人介護人材の受入れは、2008(平成20)年にEPA(経済連携協定)に基づく介護福祉士候補生の受入れによって開始され、その後も、厚生労働省内に設置された「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」において慎重な検討が進められました。その結果、外国人介護人材の受入れの仕組みとしての在留資格を、4つ(①EPA(二国間 経済連携協定)、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能)にまで拡大するなど、外国人介護人材の受入れのための環境整備が進められてきています。その一方で、政府では、生産年齢人口の急減を見据えて、令和4年12月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、令和5年11月30日に最終報告書が取り纏められ、両制度を見直し、外国人がキャリアアップしつつ、国内で就労し活躍できるものとするような方向性が示されました。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下、「技能実習法」という。)」の下、平成29年11月に「介護職種」が追加されるとともに、同法第8条第2項6号の主務省令に基づき、その技能を評価する公的評価システム(試験)として「介護技能実習評価試験」が認可されました。これを受け、初級試験(平成30年度～)、専門級試験(令和2年度～)、上級試験(令和4年度～試験実施は令和5年度)が順次、段階的に整備・施行されてきました。今般、全ての試験の本格的な運用が開始されたことにより、ようやく各試験の取組み状況の把握及び検証が行える環境が整いました。

このため、当会では、令和5年度社会福祉推進事業の一環として、「介護職種の技能実習評価試験における課題等の検証に関する調査研究事業」を受託し、技能実習生の現場指導に取り組まれている介護事業所・施設の指導の実態を把握するとともに、検討委員会を設置し、介護技能実習評価試験の施行後の検証を行うこと、とりわけ各試験区分等のレベルの違いについて検証を行い、今後のさらなる技能評価試験の質の向上及び均質化を図ることを目的として実施することと致しました。本報告書が、今後の制度見直しと、外国人介護人材の受入れに取り組まれる皆様の一助となれば幸いです。

本事業の実施にあたり、ご指導をいただきました検討委員会(委員長:川井太加子/桃山学院大学社会学部教授)の委員の皆様、厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室の皆様、アンケート調査等にご協力をいただいた全国の介護事業者・施設の皆様、調査研究全般への協力をいただきました(株)シード・プランニングの皆様、その他関係各位に対し深く感謝申し上げます。

令和6年3月

一般社団法人シルバーサービス振興会

目次

I. 事業概要	7
1. 事業の背景・目的	9
2. 事業の内容	9
(1) 検討委員会の設置・開催	9
(2) ヒアリングの実施	10
(3) 技能実習指導員へのアンケート調査	11
(4) 現行評価試験（学科試験及び実技試験）の評価分析	12
3. 参考：「技能実習評価試験」について	13
(1) 外国人介護人材受入れの仕組み	13
(2) 技能実習「介護職種」と技能実習評価試験について	14
II. 技能実習指導員へのアンケート調査結果	17
1. 実習実施者（施設・事業所）の属性	19
(1) 施設・事業所の所在地（都道府県）	19
(2) 法人種別	20
(3) 施設・事業所の主なサービス種別	20
2. 回答者（技能実習指導員）の属性	21
(1) 介護業務経験年数	21
(2) 技能実習指導員としてこれまでに担当した技能実習生の人数	21
(3) 回答者（技能実習指導員）の資格または受講した講習等	22
3. 外国人介護人材の受入れ状況	22
(1) 2023年12月1日時点における外国人介護人材の累積人数	22
(2) 2023年12月1日時点における技能実習生の人数（在留資格別）	23
(3) 2023年12月1日現在までの技能実習生の評価試験受検実績	24
(4) 次の級に進まなかった技能実習生がいる場合の理由	24
4. 施設・事業所の技能実習生に対するOJTの「体制」	25
(1) 技能実習生のOJTに関わっている技能実習指導員の人数	25
(2) 1人の技能実習生に対し責任を持って関与する技能実習指導員の人数	25
5. 技能実習生に対する実習指導状況	26
(1) 介助手法や対応方法に関する指導者間のすり合わせ状況	26
(2) 指導者間で介助手法や対応方法に相違や齟齬が生じると感じる事	27
6. 技能実習生に対する評価試験に向けた対応の取組	28
(1) 技能実習生が受検する介護技能実習評価試験の試験課題内容の把握状況	28
(2) 介護技能実習評価試験に向けた学習・準備状況	29
(3) 介護技能評価試験前までに実習内容を全て実施できているか	30

(4) 介護技能実習評価試験で問われているケア内容や介護行為の根拠について技能実習生の理解を促すのが難しい事項	31
(5) 介護技能実習評価試験後の試験のフィードバックや技術の修正等の実施状況	34
(6) 介護技能実習評価試験を受けての日ごろの指導方法の見直し	35
(7) 初級の評価試験後に「見直しをしたことがある」場合の見直し内容（自由回答）	36
(8) 専門級の評価試験後に「見直しをしたことがある」場合の見直し内容（自由回答）	37
(9) 技能実習評価試験の受検に備えた技能実習生の現状スキルの確認方法	39
(10) 技能修得に時間を要している技能実習生に対する受検日程の調整経験	40
(11) 介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか	41
(12) 介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて実習生の業務でみられた姿勢	42
(13) 学科試験問題や実技課題の日本語の理解度	44
(14) 技能実習生への日本語教育	45
(15) 介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の活用状況	46
(16) 介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の具体的活用内容（自由回答）	47
7. 実技試験課題について	49
(1) 実技試験課題との関係：安全衛生業務の指導と対応の実態について（初級）	49
(2) 実技試験課題との関係：身体介護業務の指導と対応の実態（初級）	50
(3) 実技試験課題との関係：安全衛生業務の指導と対応の実態について（専門級）	53
(4) 実技試験課題との関係：身体介護業務の指導と対応の実態について（専門級）	54
8. 介護技能実習評価試験の実施について	57
(1) 実技試験課題の実施にあたり利用者選定で迷うケース	57
(2) 実技試験課題の実施にあたり利用者選定で迷うケース（具体例）	58
(3) 実技試験課題の実施にあたり利用者の同意が得られないケース	59
(4) 実技試験の実施にあたり試験直前（試験実施日）に利用者を変更した経験	60
(5) 試験直前（試験実施日）に利用者を変更するにあたり対応したこと（自由回答）	61
(6) 介護技能実習評価試験（全般）についてのご意見	62
9. クロス集計：現状スキルの把握方法：評価基準を用いた評価実施群／未使用群別	64
(1) 指導者間での介助の手法や対応方法のすり合わせ実施状況	64
(2) 介護技能実習評価試験の試験課題の内容把握状況	65
(3) 介護技能実習評価試験に向けた学習や準備状況	66
(4) 介護技能評価試験前までの実習内容の実施状況	67
(5) 試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等の実施状況	67
(6) 介護技能実習評価試験を受けて、指導方法の見直しを行った経験	68
(7) 技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか	68
(8) 技能実習生の業務でみられた姿勢	69
(9) 実技課題の日本語の理解度	70
10. クロス集計：介護技能実習制度の学習方法の他職員への活用状況：活用群／未活用群別	71
(1) 指導者間での介助の手法や対応方法のすり合わせ実施状況	71

(2) 介護技能実習評価試験の試験課題の内容把握状況	72
(3) 介護技能実習評価試験に向けた学習や準備状況	73
(4) 介護技能評価試験前までの実習内容の実施状況	74
(5) 試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等の実施状況	74
(6) 介護技能実習評価試験を受けて、指導方法の見直しを行った経験	75
(7) 技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか	75
(8) 技能実習生の業務でみられた姿勢	76
(9) 実技課題の日本語の理解度	77
(10) 技能実習生への日本語教育の対応	77
11. 技能実習指導員へのアンケートまとめ・考察	78
(1) 主たる調査結果（単純集計結果）	78
(2) 単純集計結果より	81
(3) クロス集計結果より	83
III. WG 検証結果	85
1. 「介護技能実習評価試験」の仕組みの構築過程について	87
(1) 技能実習制度への「介護職種」追加の経緯	87
(2) 介護技能実習評価試験の概要	90
2. 「介護技能実習評価試験」の実績	98
(1) 「介護技能実習評価試験」の各年度の受検者数（月別・級別）の推移	98
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響	98
3. 「介護技能実習評価試験」の全体構成	102
(1) 「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の概要とレベルの考え方	102
(2) 「学科試験問題」「実技試験課題」の審議プロセス	103
(3) 学科試験に関する検証	103
(4) 実技試験に関する検証	106
(5) 合格率の検証	110
(6) 正答率の検証	111
(7) 「合格率」「正答率」のデータと合わせた検証について	112
IV. 総合考察	115
1. 外国人介護人材の受入れに対する期待	117
(1) 介護現場における外国人介護人材の受入れへの期待	117
(2) 介護技能実習評価試験の仕組みの構築過程における期待	117
2. 「介護技能実習評価試験」の試験区分ごとの内容とレベルの差異	117
3. 「介護技能実習評価試験」に対する介護現場での指導の状況	118
あとがき	118
V. 参考資料	119
1. 技能実習指導員へのアンケート調査票	121

I. 事業概要

I. 事業概要

1. 事業の背景・目的

平成 29 年 11 月に施行された介護職種の技能実習では、技能実習法第 8 条第 2 項 6 号の主務省令に基づき、その技能を評価する公的評価システム（試験）として、「介護技能実習評価試験」が指定されている。これに伴い、初級試験（平成 30 年度～）、専門級試験（令和 2 年度～）、上級試験（令和 4 年度～試験実施は令和 5 年度）が順次、整備・施行されてきている。

また、移転すべき介護技能の到達水準については、在留資格「技能実習」の各号の修了時において到達すべきレベルが下記のとおり定められている。

- 1号修了時（初級試験）：指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
- 2号修了時（専門級試験）：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
- 3号修了時（上級試験）：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

「介護技能実習評価試験」は、順次、段階的に整備されてきたことから、それぞれの試験の内容やレベルの差異等に関する整理・検証や、他の資格（介護福祉士）や研修制度（初任者研修等）の内容やレベルの差異等に関する整理・検証が十分にできていないのが実状である。

令和 4 年度に漸く初級試験・専門級試験・上級試験の全ての試験区分が開始されたこと、既に初級において 16,000 件、専門級において 6,700 件を超える試験が実施されていること、上級についても令和 5 年度内に開始されたことを受けて、それぞれ関連する各試験の習熟度・到達度等の検証が行える環境が整った。

こうした点も踏まえ、本事業では介護職種の技能実習評価試験の施行後の課題等の検証を行うこと、とりわけ各試験区分等のレベルの違いについて検証を行い、今後の技能評価試験の質の向上及び均質化を図ることを目的として実施した。

2. 事業の内容

(1) 検討委員会の設置・開催

学識経験者（介護・福祉、教育、語学（日本語能力）、試験評価システム等に一定の知見を有する者等）からなる検討委員会を設置し、検討を行なった。（◎：委員長、五十音順）

【検討委員会】

- | | |
|----------|--|
| ◎ 川井 太加子 | 桃山学院大学社会学部 教授 |
| 伊藤 優子 | 龍谷大学短期大学部 教授 |
| 植田 浩一郎 | 公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）実習支援部相談支援課専門役 |
| 大冢賀 政昭 | 国立保健医療科学院 医療福祉サービス研究部主任研究官 |
| 川端 一博 | 公益財団法人日本国際教育支援協会
日本語試験センター試験開発グループリーダー 作題主幹 |
| 松下 能万 | 公益社団法人日本介護福祉士会 事務局長 |

【オブザーバー】 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

【業務支援】 株式会社 シード・プランニング

【「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関する検証WG】

川井 太加子 桃山学院大学社会学部 教授

伊藤 優子 龍谷大学短期大学部 教授

【検討委員会及び検証WGの開催状況】

回	開催時期	主な検討事項
第1回	令和5年10月27日(金) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none">・事業概要説明・「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の施行状況を踏まえた、各級の構成とレベル等に関する検証・介護技能実習評価試験に対する介護現場での技能実習指導の適応状況に関する実態調査の設計検討、調査票案検討
第2回	令和6年2月22日(木) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査結果報告・各試験の学科試験問題の分析・移転すべき技能と各試験の実技試験課題分析
検証WG	令和6年2月5日(月) 9:30～12:30	<ul style="list-style-type: none">・各級の位置づけ(構成)・学科試験問題・実技試験課題の妥当性・各級のレベル感の整合性・学科試験問題パターンの均質性・その他 検証すべき事項 等

(2) ヒアリングの実施

【ヒアリング1】

○検証WGの補完的な目的で、学科試験問題の日本語表記に関する留意点についてヒアリングを実施した。

日時：令和6年2月29日(木) 10:00～11:00

ヒアリング先： 一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事 橋本 由紀江 氏

【ヒアリング2】

○アンケート調査にご回答いただいた実習実施者、技能実習指導員の中から数名、また介護技能実習評価試験の試験評価者数名に対し、適宜、アンケート結果の解釈等について補完的にヒアリングを実施した。特に、各試験の習熟度・到達度等については、アンケート調査、ヒアリング調査、検証WGのいずれにおいても注意深く検証した。

【ヒアリング結果の反映】

○上記のヒアリング結果は、細かい点や主観的なことも多かったため、全て報告書の記述の中に反映させることとした。

(3) 技能実習指導員へのアンケート調査

介護職種の技能実習指導員に対してアンケート調査を実施し、現在の介護技能実習評価試験に対する介護現場での指導における整合の状況等について検証を行なった。

調査名	介護技能実習評価試験に対する、介護現場での技能実習指導の適応状況に関する実態調査（アンケート調査）
調査対象施設・事業所	介護技能実習評価試験の実績が累計3件以上の技能実習実施者（介護事業所）の技能実習指導員
想定回答者	実習実施者に所属する技能実習指導員
調査実施期間	令和5年12月11日（月）～令和6年1月19日（金）
調査手法	WEB調査（メールによる調査依頼、回答はアンケートサイトにて取得）
発送件数	2,859件
有効回答件数	1,133件（完全回答件数）
回収率	39.6%

主なアンケート項目

1. 施設・事業所の属性	<ul style="list-style-type: none"> ● 所在地（1-1） ● 法人種別（1-2） ● サービス種別（1-3）
2. 回答者属性（技能実習指導員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護業務経験年数（2-1） ● 指導実績（担当した技能実習生数）（2-2） ● 保有資格・研修受講状況（2-3）
3. 外国人介護人材受入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人介護人材受入れ状況（3-1） ● 技能実習生の受検実績（3-2）（3-3）
4. 技能実習生に対するOJT体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 技能実習指導員数（4-1） ● 指導体制（4-2）
5. 技能実習生に対する実習指導状況（初級・専門級）	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導方法の標準化について（5-1）（5-2）
6. 技能実習生に対する評価試験に向けた対応の取組（初級・専門級）	<ul style="list-style-type: none"> ● 試験課題の把握状況（6-1） ● 試験に向けた学習・準備の状況（6-2） ● 実習内容の実施状況（6-3） ● 理解を促すのが難しいケア内容・介護行為（6-4） ● 試験後のフィードバック等の状況（6-5） ● 指導方法の見直し状況（6-6） ● 現状スキル把握の方法（6-7） ● 受検日程の調整の状況（6-8） ● 学習進捗差について（6-9） ● 実習生の業務でみられた姿勢（6-10） ● 試験問題・課題に関する日本語の理解の状況（6-11） ● 試験に向けた日本語教育の方法（6-12） ● 他職員等への活用（6-13）

7. 実技試験課題について (初級・専門級)	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生業務の指導と業務の実態 (7-1) (7-3) (7-4) ● 身体介護業務の指導と業務の実態(7-2) (7-5)
8. 評価試験の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者選定について (8-1) (8-2) (8-3) (8-4) ● 自由意見 (8-5)

() 内はアンケート調査票の設問番号を示す。

(4) 現行評価試験（学科試験及び実技試験）の評価分析

WGを設置して、現在実施されている介護技能実習評価試験（学科試験問題・実技評価課題）の「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」それぞれの構成、妥当性、レベル等に関する検証を行うとともに、課題等への取り組み状況について検証を行なった。

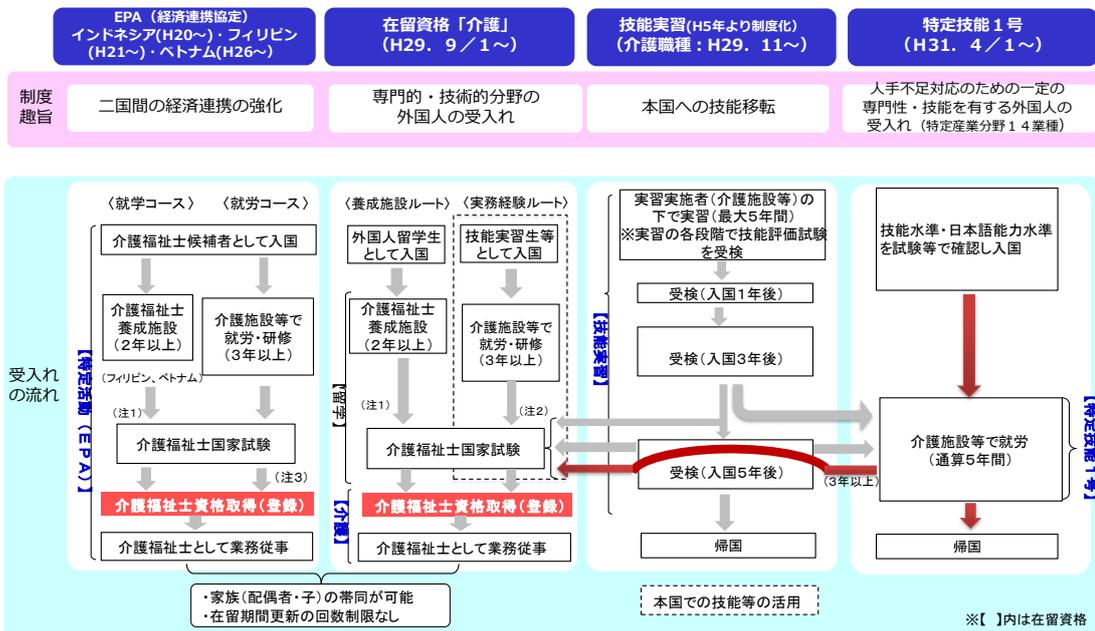
3. 参考：「技能実習評価試験」について

(1) 外国人介護人材受入れの仕組み

我が国における外国人介護人材の受入れについては、下記の【図表1】のとおり4つの仕組み（在留資格）があり、それぞれ導入された経緯や時期が異なっている。こうした中、近年、技能実習、特定技能の在留者数の増加が著しく、現状は【図表2】のとおりとなっている。

- EPA（二国間の経済連携協定）・・・インドネシア、フィリピン、ベトナムとそれぞれ締結
- 在留資格「介護」・・・介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事
- 技能実習・・・開発途上地域等への技能等の移転を目的とした人材育成での国際貢献
- 特定技能・・・特定産業分野（14）において、一定の知識又は経験を必要とする業務に従事

図表 1 外国人介護人材受入れの仕組み



(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度までの卒業生には卒業後年間の経過措置が設けられている。
 (注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、法務省において法務省令を改正。
 (注3)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

図表 2 介護分野の外国人在留者数

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 調べ

在留資格	在留者数
EPA介護福祉士・候補者	在留者数：3,186人（うち資格取得者587人） ※2024年3月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：8,093人 ※2023年6月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：14,751人 ※2023年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：26,831人 ※2023年11月末時点（速報値）（入管庁）

(2) 技能実習「介護職種」と技能実習評価試験について

技能実習制度は、1993（平成5）年から主に製造業や農業等の対物サービスを対象として開始されているが、「介護職種」は、対人サービス初として、2017（平成29）年11月より技能実習制度に追加された。他の職種と同様に、技能実習生が、実習実施者（介護施設等）において現場指導（OJT）を受けながら、技能の移転を図り、技能実習修了後は、本国に帰国し、修得した技能等を活用して本国の経済発展に寄与するという国際貢献を目的とした制度である。

技能実習の区分は、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）の3つに分けられる。

図表 3 技能実習の区分

	企業単独型	団体管理型
入国1年目（技能等を修得）	第1号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第1号イ」)	第1号団体管理型技能実習 (在留資格「技能実習第1号ロ」)
入国2・3年目（技能等に習熟）	第2号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第2号イ」)	第2号団体管理型技能実習 (在留資格「技能実習第2号ロ」)
入国4・5年目（技能等に熟達）	第3号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第3号イ」)	第3号団体管理型技能実習 (在留資格「技能実習第3号ロ」)

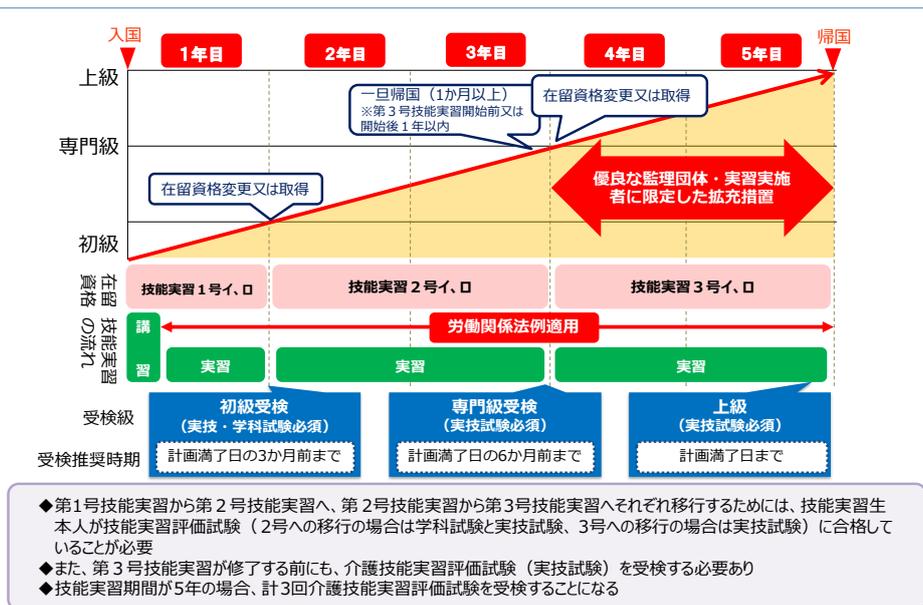
この技能実習制度では、【図表4】のとおり、第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには技能実習生本人が技能実習評価試験に合格していることが必要となり、各受検の段階で、技能実習制度の目的にかなう水準で技能や技術及び知識を評価することとなっている。

また、技能実習制度への「介護職種」の追加にあたっては、対人サービスとしての特性や介護職種の特性を踏まえる必要があり、当該職種の「固有の要件」として、コミュニケーション能力の確保（日本語能力）、適切な実習実施者の対象範囲の設定（介護福祉士国家試験の受検資格要件において「介護」の実務経験として認める施設）、適切な実習体制の確保（技能実習指導員の要件に介護福祉士等の資格が求められる等）、監理団体による管理の徹底（監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置）などの要件が組み込まれるなど、現場指導（OJT）がより重視された仕組みとなっている。

当会が2022（令和5）年に実施した「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導（OJT）の実態に関する調査研究事業」においても、外国人介護人材（技能実習生）の受入れを行っている実習実施者（介護事業所・施設等）においては、通常から一定の教育指導体制が構築されており、技能実習生に対する現場でのOJTの体制についても、制度基準よりも手厚い指導体制で臨まれており、かつ制度導入から間がないこともあり、より慎重かつ丁寧に取り組まれていた。

このように、これまで長年にわたり介護現場で構築されてきた教育指導体制が、外国人介護人材（技能実習生）の受入れに適した環境であることが明らかになっており、政府の方針とも相まって、今後、ますます外国人介護人材の受入れが拡大されていくことが期待されている。

図表 4 技能実習生の入国から帰国まで



図表 5 技能実習の区分と介護技能実習評価試験

介護技能実習評価試験	受検（必須）	受検（任意）
第1号修了時（初級試験）	実技試験・学科試験	
第2号修了時（専門級試験）	実技試験	学科試験
第3号修了時（上級試験）	実技試験	学科試験

図表 6 受検資格と目標レベル

受検資格	※いずれの場合も、入国後講習の期間は実務経験に含まない
初級試験	技能実習制度の介護職種に関し、6か月以上の実務経験を有する者
専門級試験	技能実習制度の介護職種に関し、24か月以上の実務経験を有する者
上級試験	技能実習制度の介護職種に関し、48か月以上の実務経験を有する者

目標レベル	試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、
初級試験	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
専門級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
上級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル



技能実習の範囲と内容については、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」第10条第2項第2号で、技能実習生が業務に従事する総時間における配分が以下のように定められている。

- 「**必須業務**」(移行対象職種・作業で必ず行う業務)・・・・・・・・・・1/2以上
- 「**関連業務**」(上記の必須業務に関連する業務として必要な業務)・・・・・・・・1/2以下
- 「**周辺業務**」(上記の必須業務、関連業務の周辺業務として必要な業務)・・・・1/3以下

これを受け、厚生労働省では、「介護職種」の追加にあたり、移転すべき「介護業務の定義」及び「審査基準」を以下のように定めている。

図表 7 「審査基準」 介護職種 (介護業務)

業務の定義	○ 身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。		
	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
必須業務 (移行対象職種・作業で必ず行う業務)	(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ① 身じたくの介助 (1) の3. については、状況に応じて実施) 1) 整容の介助 1. 整容 (洗面、整髪等) 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア 2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助 (座位・臥位) ② 移動の介助 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起足の介助 (起き上がり・立位) 2) 移動の介助 (2. については、状況に応じて実施) 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助 ③ 食事の介助 1) 食事の介助 ④ 入浴・清潔保持の介助 (3) については、状況に応じて実施) 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助 2) 入浴の介助 3) 身体清拭 ⑤ 排泄の介助 (3) については、状況に応じて実施) 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助	(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ① 身じたくの介助 (1) の3. については、状況に応じて実施) 1) 整容の介助 1. 整容 (洗面、整髪等) 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア 2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助 (座位・臥位) ② 移動の介助 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起足の介助 (起き上がり・立位) 2) 移動の介助 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助 ③ 食事の介助 1) 食事の介助 ④ 入浴・清潔保持の介助 (3) については、状況に応じて実施) 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助 2) 入浴の介助 3) 身体清拭 ⑤ 排泄の介助 (3) については、状況に応じて実施) 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助	(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ① 身じたくの介助 1) 整容の介助 1. 整容 (洗面、整髪等) 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア 2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助 (座位・臥位) ② 移動の介助 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起足の介助 (起き上がり・立位) 2) 移動の介助 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助 ③ 食事の介助 1) 食事の介助 ④ 入浴・清潔保持の介助 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助 2) 入浴の介助 3) 身体清拭 ⑤ 排泄の介助 (3) については、状況に応じて実施) 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助 1) 利用者特性に応じた対応
	(2) 安全衛生業務 ① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 介護職種における疾病・腰痛予防 ③ 福祉用具の使用方法及び点検業務 ④ 介護職種における事故防止のための教育 ⑤ 緊急時・事故発見時の対応	※	

10

関連業務、周辺業務 (上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等が該当するものを選択すること。)	(1) 関連業務 ① 掃除、洗濯、調理業務 1. 利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備 2. 利用者の衣類等の洗濯 3. 利用者の食事にかかる配下膳等 4. 調理業務 (ユニット等で利用者と共に行われるもの) 5. 利用者の居室のベッドメイキングやシーツ交換 ② 機能訓練の補助やレクリエーション業務 1. 機能訓練の補助や見守り 2. レクリエーションの実施や見守り ③ 記録・申し送り 1. 食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告 2. 指示を受けた内容に対する報告 3. 日誌やケアプラン等の記録及び確認 4. 申し送りによる情報共有	(2) 周辺業務 1. お知らせなどの掲示物の管理 2. 車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理 3. 物品の補充や管理 (3) 安全衛生業務 (関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記に同じ
	使用する機械、設備、器具等 (該当するものを選択すること。)	【機械、設備等】 (必要に応じて使用すること) ・ 入浴 介護用浴槽、入浴用リフト、バスボード、浴槽マット、シャワーチェア、シャワーキャリー、浴槽内椅子等 ・ 移動 スイングアーム介助バー、移動用リフト ・ その他 特殊寝台、スクリーンやカーテン等 【用具】 (必要に応じて使用すること) ・ 整容 洗面容器、ブラシ、タオル、ガーゼ、歯ブラシ、コップ、ガーグルベースン、スポンジブラシ、舌ブラシ、デンタルフロス、綿棒、歯磨き粉、マウスウォッシュ等 ・ 入浴 洗面容器、タオル、ガーゼ、スポンジ、石鹸、保湿クリーム、温度計等 ・ 食事 食器一式 (皿、スプーン、フォーク、ナイフ、箸、コップ等)、食器用エプロン等 ・ 排泄 ポータブルトイレ、尿器・便器、おむつ (紙製、布製)、タオル、ガーゼ、トイレットペーパー等 ・ 衣服の着脱 衣類 (上着類、下着類) ・ 移動 スライディングボード、クッション、体位変換器、車いす (自走、電動含む)、車いす付履物、歩行器、歩行補助杖 (T字杖、ロフトランド・クラッチ、多点杖、松葉杖等) 等 ・ 利用者の特性に応じた対応 義歯、義肢装具、補聴器、コミュニケーションボード、白杖、眼鏡等 ・ その他 シーツ、タオルケット、毛布、枕、枕カバー バイタル計測器、マスク、手袋 調理用具、掃除用具、レクリエーションにかかる道具、リハビリに関する用具等
移行対象職種・業務とはならない業務例	1. 原房に入って調理業務のみを行う場合 2. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合 厚生労働省ホームページに掲載 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/koyou_roudou/jinzaikihatsu/global_cooperation/002.html	

11

Ⅱ. 技能実習指導員へのアンケート調査結果

II. 技能実習指導員へのアンケート調査結果

本事業では、介護職種の技能実習指導員に対してアンケート調査を実施し、現在の介護技能実習評価試験に対する介護現場での指導における整合の状況等について検証を行なった。

調査名	介護技能実習評価試験に対する、介護現場での技能実習指導の適応状況に関する実態調査（アンケート調査）
調査対象施設・事業所	介護技能実習評価試験の実績が累計3件以上の技能実習実施者（介護事業所）の技能実習指導員
想定回答者	実習実施者に所属する技能実習指導員
調査実施期間	令和5年12月11日（月）～令和6年1月19日（金）
調査手法	WEB調査（メールによる調査依頼、回答はアンケートサイトにて取得）
発送件数	2,859件
有効回答件数	1,133件（完全回答件数）
回収率	39.6%

1. 実習実施者（施設・事業所）の属性

(1) 施設・事業所の所在地（都道府県）

「東京都」が最も多く7.5%、次いで「神奈川県」6.4%、「大阪府」6.3%であった。回答施設数に差はあるものの、47都道府県全てのエリアから回答を得られた。

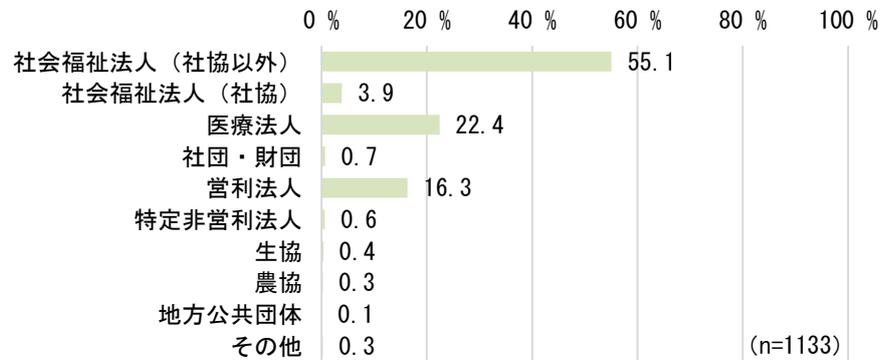
図表 8 所在地（単数回答）

	n	%		n	%		n	%
北海道	35	3.1	石川県	4	0.4	岡山県	25	2.2
青森県	7	0.6	福井県	5	0.4	広島県	49	4.3
岩手県	9	0.8	山梨県	12	1.1	山口県	16	1.4
宮城県	10	0.9	長野県	29	2.6	徳島県	9	0.8
秋田県	13	1.1	岐阜県	25	2.2	香川県	21	1.9
山形県	2	0.2	静岡県	30	2.6	愛媛県	46	4.1
福島県	8	0.7	愛知県	69	6.1	高知県	5	0.4
茨城県	29	2.6	三重県	29	2.6	福岡県	53	4.7
栃木県	18	1.6	滋賀県	11	1.0	佐賀県	7	0.6
群馬県	24	2.1	京都府	23	2.0	長崎県	14	1.2
埼玉県	47	4.1	大阪府	71	6.3	熊本県	15	1.3
千葉県	44	3.9	兵庫県	55	4.9	大分県	18	1.6
東京都	85	7.5	奈良県	16	1.4	宮崎県	7	0.6
神奈川県	73	6.4	和歌山県	11	1.0	鹿児島県	23	2.0
新潟県	15	1.3	鳥取県	3	0.3	沖縄県	6	0.5
富山県	5	0.4	島根県	2	0.2			
計							1,133	100.0

(2) 法人種別

社会福祉法人（社協以外）が55.1%と過半数を占め、次いで医療法人22.4%、営利法人16.3%であった。

図表 9 法人種別（単数回答）

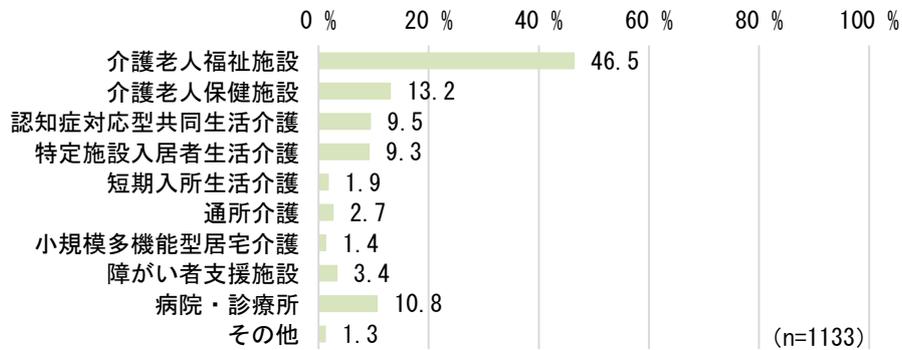


(*その他： 国家公務員共済組合連合会 等)

(3) 施設・事業所の主なサービス種別

「介護老人福祉施設」が46.5%と最も多く、次いで「介護老人保健施設」13.2%、「病院・診療所」10.8%の順であった。

図表 10 主なサービス種別（単数回答）



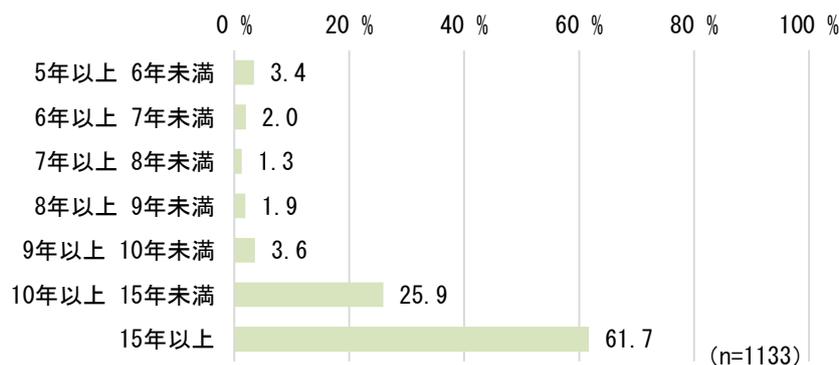
(*その他： 介護医療院、通所リハビリテーション、看護小規模多機能型居宅介護、救護施設等)

2. 回答者（技能実習指導員）の属性

(1) 介護業務経験年数

技能実習指導員である回答者自身の介護業務経験年数は、「15年以上」が最も多く61.7%、次いで「10年以上15年未満」25.9%、「9年以上10年未満」3.6%と、経験年数10年以上の技能実習指導員が、9割弱を占めた。

図表 11 介護業務経験年数（単数回答）

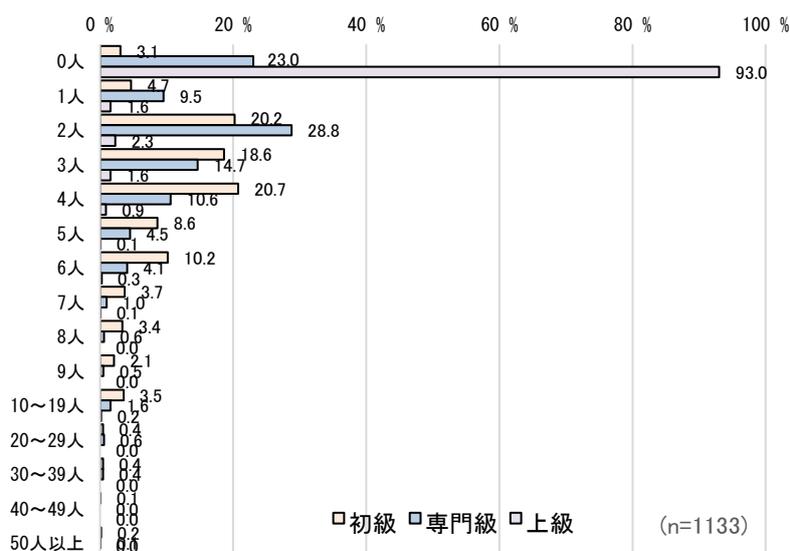


(2) 技能実習指導員としてこれまでに担当した技能実習生の人数

技能実習指導員である回答者がこれまでに担当した技能実習生のうち、

- ・ 初級の評価試験を受検した技能実習生は、「2人」、「3人」、「4人」がいずれも20%前後で合計すると59.5%と過半数を占める。（平均値：4.5人、中央値：4.0人）
- ・ 専門級の評価試験を受検した技能実習生は、「2人」が最も多く28.8%、次いで「0人」が23.0%であった。（平均値：2.7人、中央値：2.0人）
- ・ 上級の評価試験を受検した技能実習生は、「0人」が93.0%と最も多かった。（平均値：0.2人、中央値：0.0人）

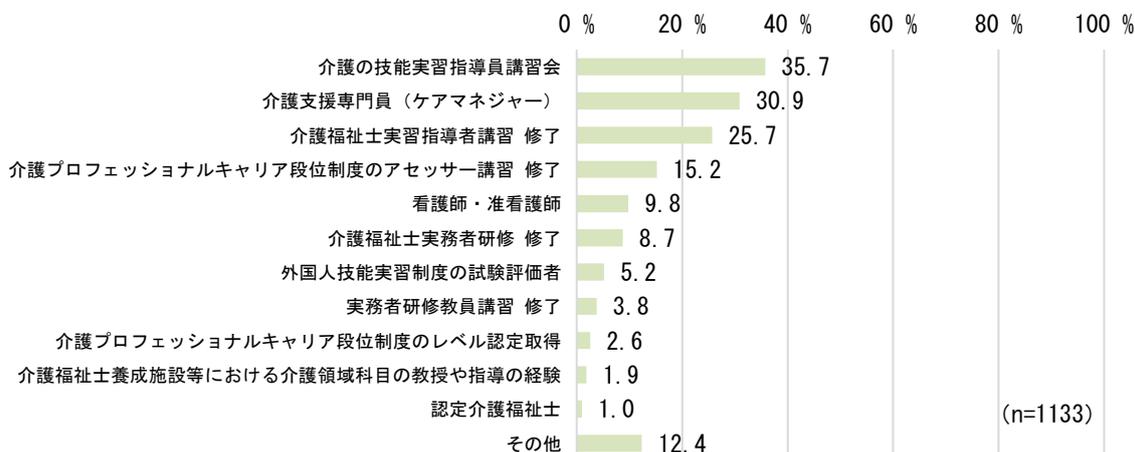
図表 12 これまでに担当した技能実習生の人数（単数回答）



(3) 回答者（技能実習指導員）の資格または受講した講習等

「介護福祉士」資格以外で、回答者自身が有する資格または受講した講習等を伺ったところ、「介護の技能実習指導員講習会」が最も多く 35.7%、次いで、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」30.9%、「介護福祉士実習指導者講習 修了」25.7%の順であった。

図表 13 回答者(技能実習指導員)の資格または受講した講習等(複数回答)



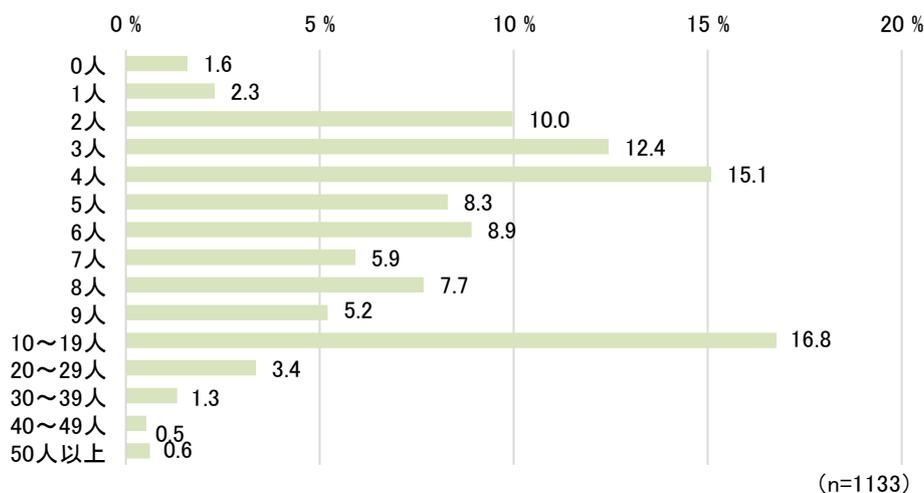
(* その他：社会福祉士、保育士、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、日本語教師他)

3. 外国人介護人材の受入れ状況

(1) 2023年12月1日時点における外国人介護人材の累積人数

回答施設・事業所における外国人介護人材の累積人数は、「10～19人」が最も多く 16.8%、次いで「4人」15.1%、「3人」12.4%の順であった。(平均値：7.8人、中央値：6.0人)

図表 14 外国人介護人材の累積人数(2023年12月1日時点)(単数回答)

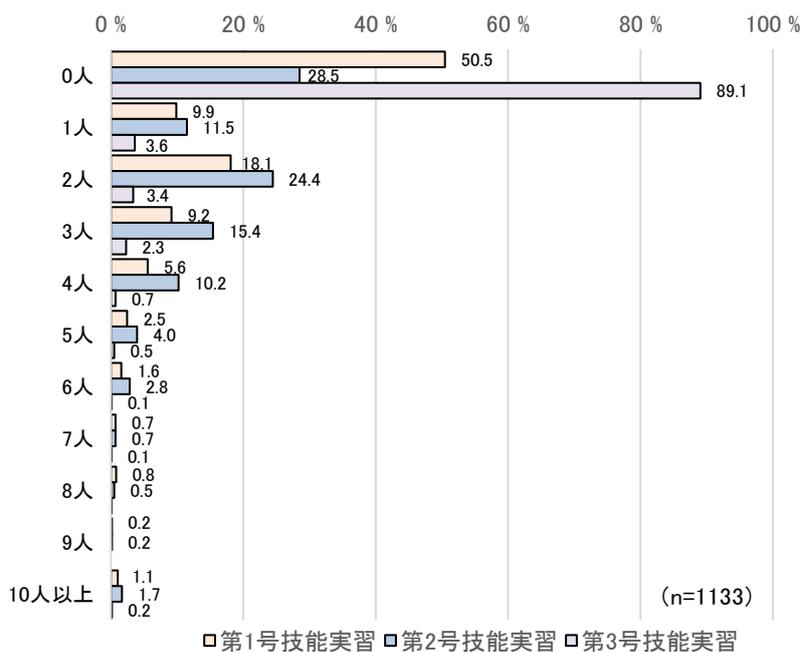


(2) 2023年12月1日時点における技能実習生の人数（在留資格別）

回答施設における、在留資格別の技能実習生の人数については、

- ・ 第1号技能実習では、「0人」50.5%、次いで「2人」18.1%、「1人」9.9%の順であった。（平均値：1.4人、中央値：0.0人）
- ・ 第2号技能実習では、「0人」28.5%、次いで「2人」24.4%、「3人」15.4%の順であった。（平均値：2.2人、中央値：2.0人）
- ・ 第3号技能実習では「0人」が89.1%と約9割であった。（平均値：0.3人、中央値0.0人）

図表 15 在留資格別技能実習生の数（2023年12月1日時点）（単数回答）

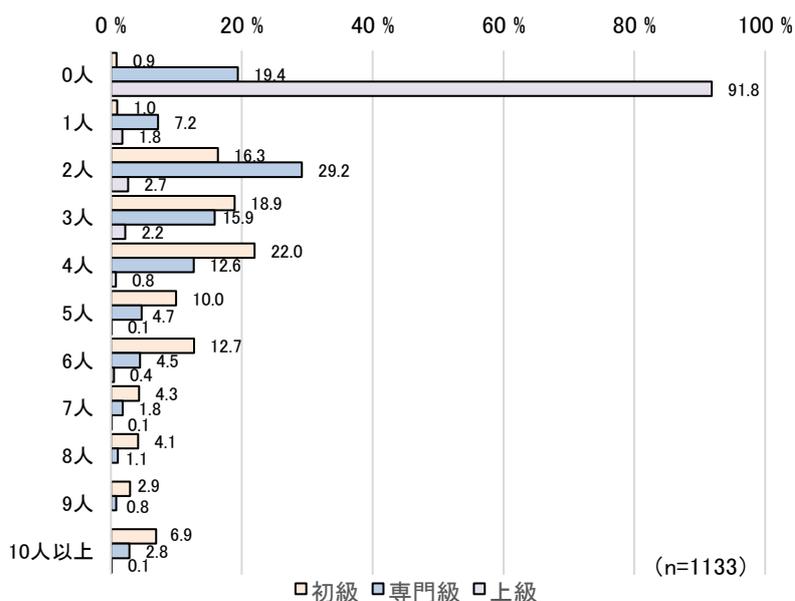


(3) 2023年12月1日現在までの技能実習生の評価試験受検実績

回答施設・事業所における、技能実習生の評価試験受検実績人数の累計は、

- ・ 初級では、「4人」が最も多く22.0%、次いで「3人」が18.9%、「2人」が16.3%と、これらを合計すると57.2%と過半数である。(平均値：5.0人、中央値：4.0人)
- ・ 専門級では、「2人」が最も多く29.2%、次いで「0人」が19.4%、「3人」が15.9%であった。(平均値：2.7人、中央値：2.0人)
- ・ 上級では、「0人」が91.8%と大多数を占めた。(平均値：0.2人、中央値0.0人)

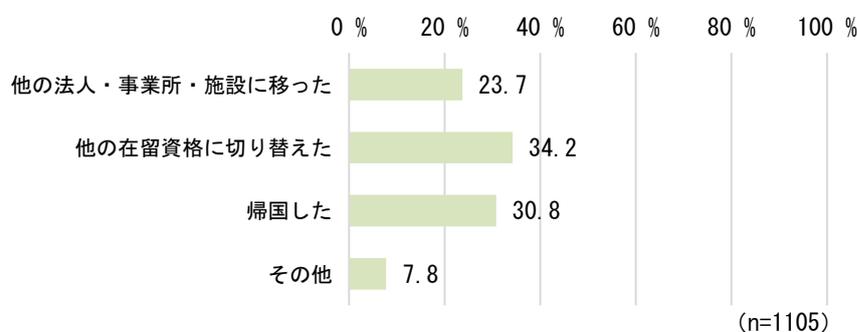
図表 16 技能実習生の評価試験受検実績 (2023年12月1日時点) (単数回答)



(4) 次の級に進まなかった技能実習生がいる場合の理由

次の級に進まなかった技能実習生がいる場合の理由を伺ったところ、「他の在留資格に切り替えた」が34.2%、「他の法人・事業所・施設に移った」が23.7%であり、技能実習制度として次の級に進まなかった場合でも、介護業務に引き続き携わっていることが読み取れる。

図表 17 次の級に進まなかった技能実習生がいる場合の理由 (複数回答)

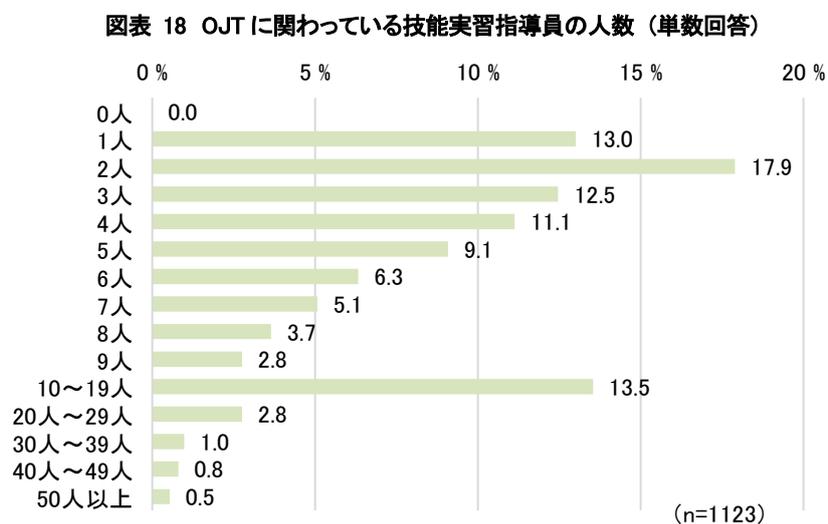


(* その他：妊娠を理由に退職、婚姻を理由に退職、他の業種に就職した、別の職種に変わった等)

4. 施設・事業所の技能実習生に対するOJTの「体制」

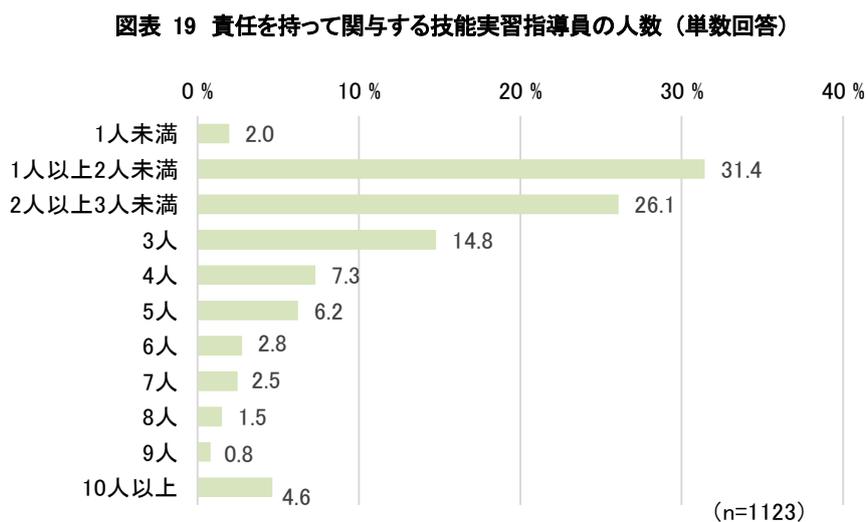
(1) 技能実習生のOJTに関わっている技能実習指導員の人数

技能実習生のOJTに関わっている技能実習指導員の人数は、「2人」が最も多く17.9%、次いで「10～19人」が13.5%、「1人」が13.0%であった。(平均値：6.5人、中央値：4.0人)



(2) 1人の技能実習生に対し責任を持って関与する技能実習指導員の人数

1人の技能実習生に対し責任を持って関与する技能実習指導員の人数は、「1人以上2人未満」が最も多く31.4%、次いで、「2人以上3人未満」が26.1%、「3人」が14.8%であり、これらを合計すると72.3%と半数以上を占める。(平均値3.2人、中央値2.0人)

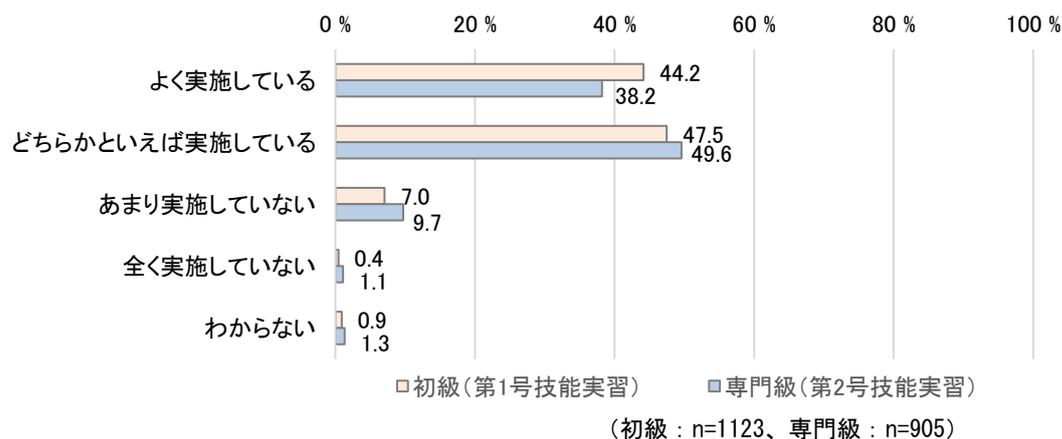


5. 技能実習生に対する実習指導状況

(1) 介助手法や対応方法に関する指導者間のすり合わせ状況

指導者間で介助の手法や対応方法のすり合わせを行っているか否かについて、「よく実施している」と「どちらかといえば実施している」を合わせると、初級は91.7%、専門級は87.8%が「実施している」と回答した。初級・専門級に関わらず、9割近くの事業所において、指導者（技能実習指導員等）間で指導内容のすり合わせが行われていることがうかがえる。

図表 20 介助手法や対応方法に関する指導者間のすり合わせ状況（単数回答）

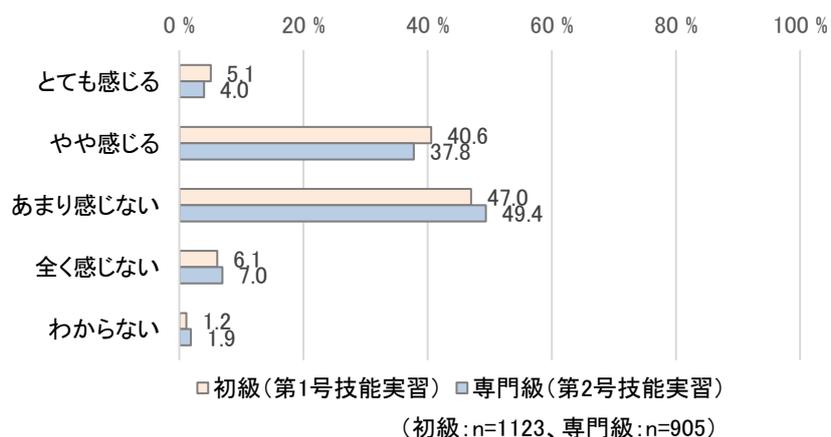


介助手法や対応方法に関する 指導者間のすり合わせ状況	初級 (第1号技能実習)		専門級 (第2号技能実習)	
	n	%	n	%
よく実施している	496	44.2	346	38.2
どちらかといえば実施している	533	47.5	449	49.6
あまり実施していない	79	7.0	88	9.7
全く実施していない	5	0.4	10	1.1
わからない	10	0.9	12	1.3
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(2) 指導者間で介助手法や対応方法に相違や齟齬が生じると感じること

指導者によって介助手法や対応方法の違いや齟齬が生じることはあるか否かについては、「とても感じる」または「やや感じる」と回答した方は、初級 45.7%、専門級 41.8%であった。一方で「あまり感じない」、「全く感じない」という回答も半数強であり、指導者（技能実習指導員等）による指導内容の違いや齟齬については、認識している事業所（指導員）と、認識していない事業所（指導員）で半々に分かれていると読み取れる。

図表 21 指導者間で介助手法や対応方法に相違や齟齬が生じると感じること（単数回答）



介助手法や対応方法に関する 指導者間のすり合わせ状況	初級 (第1号技能実習)		専門級 (第2号技能実習)	
	n	%	n	%
とても感じる	57	5.1	36	4.0
やや感じる	456	40.6	342	37.8
あまり感じない	528	47.0	447	49.4
全く感じない	69	6.1	63	7.0
わからない	13	1.2	17	1.9
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

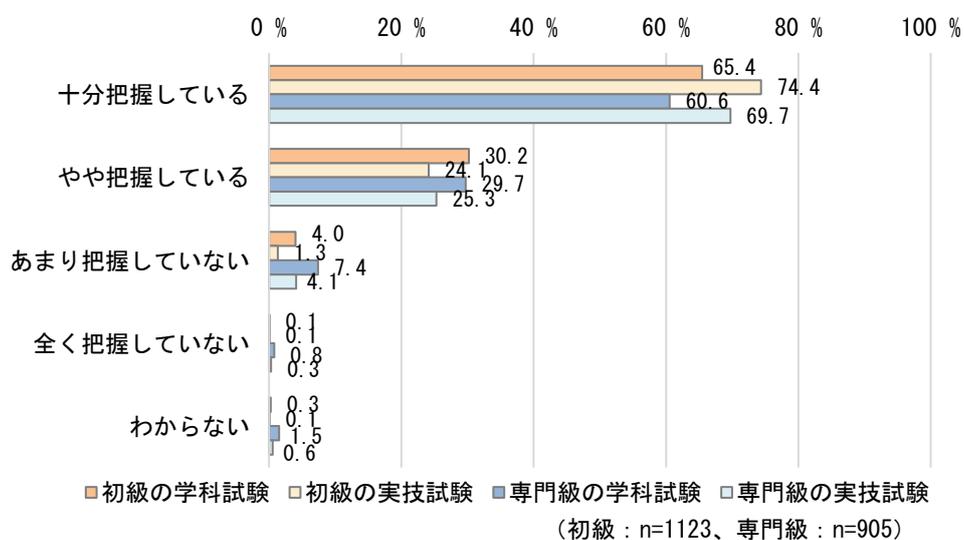
6. 技能実習生に対する評価試験に向けた対応の取組

(1) 技能実習生が受検する介護技能実習評価試験の試験課題内容の把握状況

技能実習生が受検する介護技能実習評価試験が、どのようなことを確認する試験なのか、試験課題内容について、「十分把握している」と「やや把握している」を合わせて「把握している」と回答した割合が最も高いのは初級実技試験で98.5%、最も低いのは専門級学科試験で90.3%であった。

初級・専門級のいずれの試験内容においても、回答施設・事業所の9割以上で、把握をしているとの回答であり、移転すべき技能についての確認方法について、把握していると読み取れる。

図表 22 介護技能実習評価試験の試験課題内容の把握状況（単数回答）

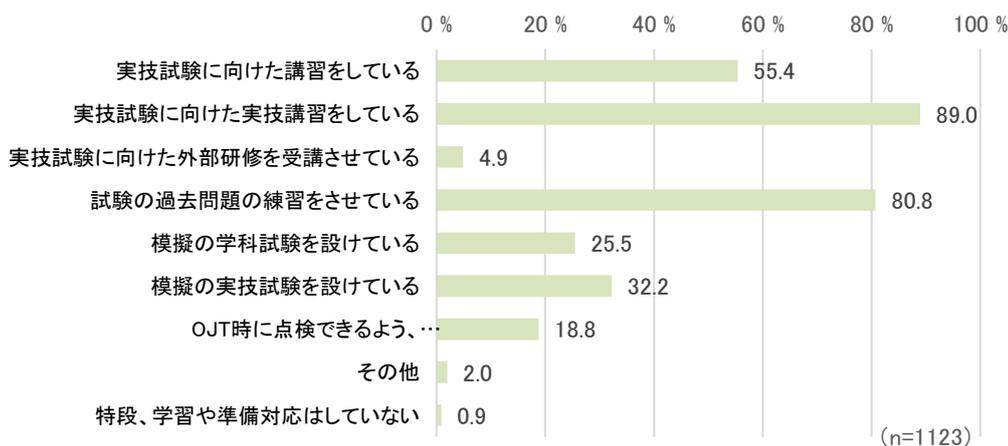


介護技能実習評価試験の 試験課題内容の把握状況	初級の学科試験		初級の実技試験		専門級の学科試験		専門級の実技試験	
	n	%	n	%	n	%	n	%
十分把握している	735	65.4	835	74.4	548	60.6	631	69.7
やや把握している	339	30.2	271	24.1	269	29.7	229	25.3
あまり把握していない	45	4.0	15	1.3	67	7.4	37	4.1
全く把握していない	1	0.1	1	0.1	7	0.8	3	0.3
わからない	3	0.3	1	0.1	14	1.5	5	0.6
無回答	10		10		228		228	
全体	1123	100.0	1123	100.0	905	100.0	905	100.0

(2) 介護技能実習評価試験に向けた学習・準備状況

介護技能実習評価試験に向けて、どのように学習や準備をしているかについて、「実技試験に向けた実技講習をしている」が最も多く 89.0%、次いで「試験の過去問題の練習をさせている」は 80.8%、「実技試験に向けた講習をしている」は 55.4%であった。「特段、学習や準備対応はしていない」と回答したのは 0.9%であり、大半の実習実施者（事業所・施設）では、技能実習生に対して何らかの試験準備を行っていることが読み取れる。

図表 23 介護技能実習評価試験に向けた学習・準備状況（複数回答）



介護技能実習評価試験に向けた学習・準備状況	n	%
実技試験に向けた講習をしている	622	55.4
実技試験に向けた実技講習をしている	999	89.0
実技試験に向けた外部研修を受講させている	55	4.9
試験の過去問題の練習をさせている	907	80.8
模擬の学科試験を設けている	286	25.5
模擬の実技試験を設けている	362	32.2
OJT時に点検できるよう、チェックシートを設けている	211	18.8
その他	22	2.0
特段、学習や準備対応はしていない	10	0.9
無回答	10	
全体	1123	100.0

(*その他 (抜粋))

【教材等】

- ・YouTube 等を利用し、試験勉強を進めた
- ・実技試験練習を録画し、それを繰り返し視聴している
- ・試験の過去問以外の問題を作成し練習させている
- ・独自に教材を作り勉強している

【業務での学習】

- ・日頃から業務中に筆記試験や実技試験に必要な注意すべき事を伝えている
- ・就業中に実技試験の予行練習を繰り返す
- ・PT などにも協力を依頼し、車椅子移乗などの実技に関する練習も取り入れている

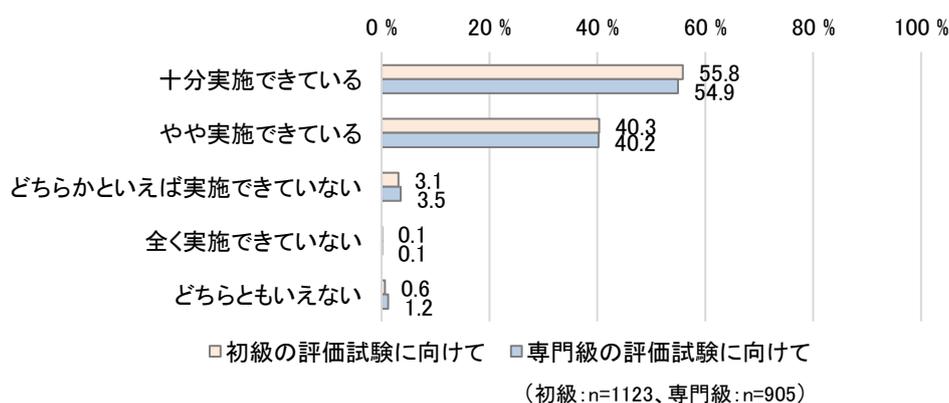
【講習・研修・勉強会】

- ・事業所内で行われる介護の研修に参加してもらう
- ・法人内で実習時間内に日本語勉強教室を5～7回／月で実施してきた
- ・院内の他部署で学科の勉強をしている
- ・本社マネジメント職員のサポートで一緒に取り組みを行った
- ・監理団体職員による勉強会を行ってもらった

(3) 介護技能評価試験前までに実習内容を全て実施できているか

「技能実習実施計画」や「介護職種 技能実習評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」の実習内容を介護技能評価試験前までに全て実施できているか否かについて、初級・専門級ともに「十分実施できている」と「やや実施できている」を合わせて95%以上が実施できているという結果であった。

図表 24 介護技能評価試験前までに実習内容を全て実施できているか（単数回答）



介護技能評価試験前までの 実習内容の実施状況	初級の評価試験に 向けて		専門級の評価試験に 向けて	
	n	%	n	%
十分実施できている	627	55.8	497	54.9
やや実施できている	453	40.3	364	40.2
どちらかといえば実施できていない	35	3.1	32	3.5
全く実施できていない	1	0.1	1	0.1
どちらともいえない	7	0.6	11	1.2
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(4) 介護技能実習評価試験で問われているケア内容や介護行為の根拠について技能実習生の理解を促すのが難しい事項

介護技能実習評価試験で問われているケア内容や介護行為の根拠について、技能実習生の理解を促すのが難しい事項として、技能実習生側の視点で、「理解を得ることが難しい事項」と指導者側の視点として「指導自体が難しい事項」に関する回答に大別された。下記に一部抜粋を示す。

技能実習生の理解を促すのが難しい事項（技能実習生側の視点）

	回答 抜粋
介護技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清拭の拭き方の根拠 ・ 入浴時の湯温と室温の差について（ヒートショック） ・ 排泄介助やオムツ交換、入浴介助など羞恥心に係る事 ・ 移乗時の立ち上がりを力で介助してしまう事がある。 ・ 体位変換時、腰をまわしてする動作。実習生に力がなく、腰を回すことが出来なかった。 ・ 車椅子の移乗前の車椅子の安全確認。使用する前に毎回確認が必要であることこの理解が難しい。
説明と同意、声かけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアの前に日本語で声掛けをし同意を得ること。 ・ 動作の都度声掛けすることに理解が乏しいケースが見受けられる ・ 声かけ、介助全般において、スピードを重視する。早く終わることが正しいとして、介助を作業と捉えていることがある。
自立支援の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者に来ることは行ってもらうような声掛けをすること。出来ることを見守り、体調に合わせた介助を行うこと。 ・ 介助をどんどん進めてしまう為、障害を持つ利用者様の特性を理解し、相手の動きを待ったり出来るところはやって頂く等の支援や介助が理解しにくい様子でした。
認知症の方への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の理解。拒否のある利用者への声掛け。
福祉用具・機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学科試験に出てくる福祉用具が理解できないことがある。 ・ 使用したことのない介護用品の理解
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症で何を気を付けなければならないか教えてはいるが、実際に現場でいざ対応するとなると違う事をしてしまう。 ・ 感染症対策についてリスクに対しての危機感が薄い。
記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録をする部分が記載内容が不十分であることや適切な文言でないことなどが多かった。記録をする際の指導に苦戦してしまった
日本語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉の壁で、十分に理解出来ない時がある。 ・ 利用者に対して、声掛けを行えているが伝わっていないことや返答に対して理解できていないことがある。

指導自体が難しい事項（指導者側の視点）

	回答
介護技術の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・声掛けや報告・連絡・相談の徹底をする必要性を伝えるのが難しかった ・自立に向かった介護や個別の残存能力を生かす介護方法を教える場合 ・手技は学習されるが、意義や目的等が後回し、かつ理解してもらるのが難しい。伝えるのも難しい。個別ケア、自立支援の考え方と考え方通りのケアが難しい。 ・体調の確認など声かけ全般で想定外の返答があった場合、その対処に関する指導が難しい。
（日本語を用いた）技術指導	<ul style="list-style-type: none"> ・介護では、入居者の微妙な観察が言葉で伝わりにくいことが課題。 ・安楽な姿勢の作り方やボディメカニクスについての説明。 ・移乗、移動時の足の位置や重心移動の説明が難しく、伝わりづらい。 ・根拠を説明する際に専門用語、例えば仰臥位や健側などの意味の説明から行わないと正しい手順でのケアができないと感じた。 ・専門用語（特に漢字だけの熟語のもの）の理解。例えば、身体拘束（「拘束」の意味）。 ・感染対策、判断など理由や内容を日本語で説明するのが難しい。 ・日本語のニュアンスで相手への伝わり方が変わる。（方言等の理解）排泄介助や食事介助、入浴介助等においても指示を伝える際に、指導者が伝えたいことが、あまり伝わっていない。
状況の変化に応じた対応・事故発生防止の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止・安全対策についてはその時の状況により対応が異なるため、具体的に指導することが難しいことがある ・普段実践することの少ない嘔吐や急変時の対応は、説明だけでは難しい。
認知症介護の場面での指導	<ul style="list-style-type: none"> ・重い認知症の方が多いため、説明や同意、選択等の必要性の理解を促すことは難しい。
記録の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・介護記録やアクシデント・インシデント報告書の作成や言葉の使い方についての指導
理解度合いの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・内容や行為自体ではなく、日本語能力の有る無しでこちらからの伝達や指導の理解が難しいと感じる。本人達は分かっているなくても「はい」と返事をする。 ・どこまで深く理解できているのか、日本語での確認が難しく、表情や声のトーンで判断するしかない。
指導方法・介護者のケアのばらつき	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に応じて介助方法や禁忌事項があるにもかかわらず、技能実習生以外が別のやり方をすると、それに倣ってしまうことがある。
試験評価を意識した指導：都度の声かけの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・想定した動きの試験内容項目に対しての伺い（最初の声掛け）。一連の流れや動きで、確認していることが項目毎の評価であることとその説明。 ・通常は一連の流れで行っているケアを区切って行うこと。その都度利用者に体調を確認しなければならないこと。 ・普段の介助は簡略している所があるので試験に必要な部分を再度説明する際に理解するのに時間を要する ・コロナ対応真っ最中であったため、丁寧にご利用者に声かけ（説明と同意、痛みや体調変化の有無）をする余裕がなく、普段の声かけと試験の練習とに違いが生じた。

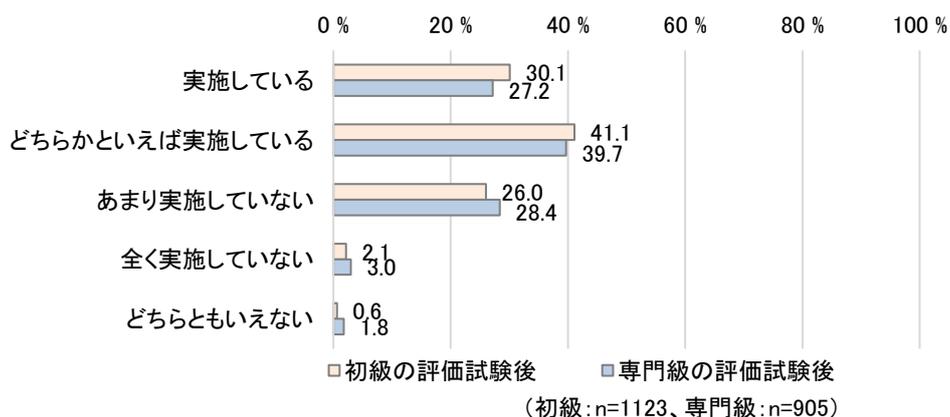
	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠は難しくないが、普段忙しくて衣類を選択してもらう場面や、途中で声をかけるような場面がないのになぜ試験で問われているのか、と聞かれたことがあった。
試験評価を意識した指導：意向確認の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通が難しいご利用者が多いため、どうしても意思疎通ができるご利用者を選ぶと、自立度が高いご利用者になってしまい、普段の介護と試験項目とのギャップが生じてしまう
試験評価を意識した指導：業務で用いていない、器具の説明・介護技術	<ul style="list-style-type: none"> ・通常使わない器具の説明を絵などで理解を深めるようにしているが、難しい部分もある

(5) 介護技能実習評価試験後の試験のフィードバックや技術の修正等の実施状況

技能実習生に対して試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等を実施しているか否かについて、「実施している」と「どちらかといえば実施している」を合わせると、初級は71.2%、専門級は66.9%が「実施している」と回答した。約7割の事業所・施設では、介護技能実習評価試験後に、試験のフィードバックや技術の修正等を行っていることが示された。

実習制度として、習得状況の確認として試験が組み込まれていることで、指導の現場での実習生へのフィードバックの機会に繋がっていることがうかがえる。

図表 25 介護技能実習評価試験後の試験のフィードバックや技術の修正等の実施状況（単数回答）

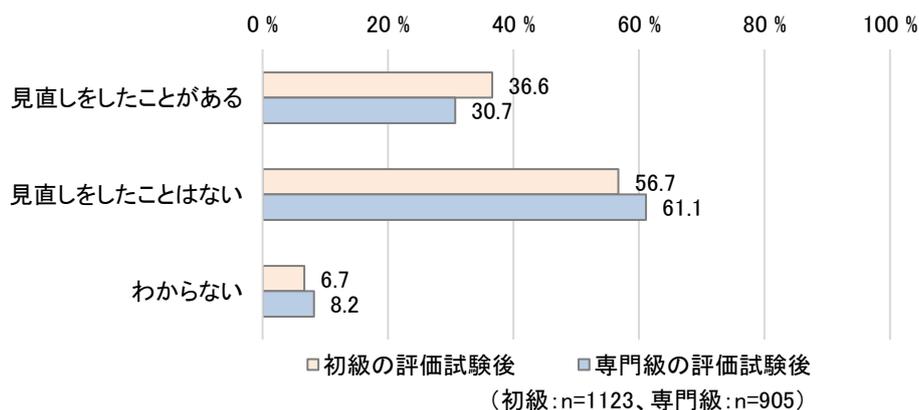


試験のフィードバックや技術の修正等の実施状況	初級の評価試験後		専門級の評価試験後	
	n	%	n	%
実施している	338	30.1	246	27.2
どちらかといえば実施している	462	41.1	359	39.7
あまり実施していない	292	26.0	257	28.4
全く実施していない	24	2.1	27	3.0
どちらともいえない	7	0.6	16	1.8
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(6) 介護技能実習評価試験を受けての日ごろの指導方法の見直し

介護技能実習評価試験（講習、模擬試験、試験結果等）を受けて、日ごろの指導方法の見直しを行ったことがあるか否かについて、「見直しをしたことがある」のは初級 36.6%、専門級 30.7%と、3割程度であった。半数以上の事業所・施設（初級評価試験：56.7%、専門級評価試験：61.1%）においては、評価試験を契機とした指導方法の見直しまでには至っていない。

図表 26 介護技能実習評価試験を受けての日ごろの指導方法の見直し（単数回答）



介護技能実習評価試験を受けて、 指導方法の見直しを行った経験	初級の評価試験後		専門級の評価試験後	
	n	%	n	%
見直しをしたことがある	411	36.6	278	30.7
見直しをしたことはない	637	56.7	553	61.1
わからない	75	6.7	74	8.2
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(7) 初級の評価試験後に「見直しをしたことがある」場合の見直し内容（自由回答）

初級の評価試験後に、具体的にどのような指導方法の見直しを行ったのか、以下に回答例を示す。
(抜粋)

介護技術

- ・ 1つのケアごとに必ず利用者の表情や発言にも注目するように指導するよう統一
- ・ 一つ一つの動作に対しての声かけを再度指導した
- ・ ケア行為を行う前に説明・同意後に行動する
- ・ プライバシーについておろそかになっていたと感じたので、みんなで話をして改善するようにした
- ・ 流れ作業になりがちな介護の仕方を、入居者主体にしていくこと
- ・ 自立支援と認知症緩和ケアの意義を十分理解してケアに当たるように話し合っている
- ・ 食事や排泄など基本的な介助方法 ・ 食事形態やアレルギー表示の仕方
- ・ 福祉用具や使用器具の安全確認が不十分な時があるため、その部分を更に説明をするように対応した
- ・ スライディングシートの活用について再度見直し、活用を促した
- ・ リハ専門職にボディメカニクスの勉強会を依頼し、実施した

教材

- ・ 分かりやすいリーフレット（写真や図があるもの）を使用したり実際に体験してもらう機会を作るようにした
- ・ 初級の評価試験に向けて、入職後、独自のマニュアルを作成し渡している（日本語と英語で解りやすく作成）
- ・ 介護技能チェックリストを活用している

指導者側の介助方法

- ・ 職員間での介助方法や根拠についてのズレが生じており、実習生が混乱していた場面があった為、指導側の介護指導についての見直しを行った
- ・ 施設内ではあたりまえになっていることが 試験では NG になることがあり、施設全体で見直すきっかけとなった
- ・ 実習生が関わる入居者様の介護内容だけでなく、手順等も職員間で統一し指導するようになりました

指導方法

- ・ 誤りがあった時に指導する側がすぐに手を出して修正するのではなく、どこに誤りがあるのか自分で考えることを促す言葉がけをする
- ・ 技術の部分よりも指導員の指示の言葉の選択を気を付ける。同じ指示内容でも、これくらいかみ砕かないと理解して頂けない等
- ・ 介護技術は、実際に見せて指導する機会を増やした
- ・ 口頭だけでなくジェスチャーも用いる指導を行うようにして、内容の意味の理解を深めた
- ・ 指導者と実習生がペアを組んでケアをおこなう際の立ち位置や、呼吸の合わせ方など
- ・ 研修方法の見直し
- ・ マンツーマンでの研修を行い試験に臨めるように変更した
- ・ 試験に向けての演習時間を増やした

日本語・専門用語

- ・ 実習生によって日本語の習得度合いが異なるため、日本語の細かいニュアンスを伝える際には翻訳アプリを活用しながら理解できるように指導に取り入れた

- ・ 実際介護現場で、専門用語を使いながらあまりできていなかったため、試験後からは、極力専門用語を覚えて頂けるよう介助にあたった
- ・ 専門用語をなるべく多く使うようにした
- ・ 日本語能力が想定より低いことがわかったので、個別に日本語研修の機会を設けた

指導者側の日本語

- ・ 日本人が正しい日本語を使い、正しい日本語で言葉の使い方を学んでもらう。試験の時だけでなく、日常的に、試験同様に技術を意識して貰う

(8) 専門級の評価試験後に「見直しをしたことがある」場合の見直し内容（自由回答）

専門級の評価試験後に具体的にどのような指導方法の見直しを行ったのか、以下に回答例を示す。
(抜粋)

介護技術

- ・ 慣れてきた分、丁寧さにややかけていたので、声かけの仕方や介助方法について、もう一度基本から指導しやり方を修正した
- ・ ある程度の介護技術を習得しているが故、効率を重視することが多く感じられたため、ケア前の声掛け・利用者を主体とした介護をもう一度見直せるよう指導者側から都度声を掛けるよう徹底した
- ・ 初級で出来ていたことが専門級の時には自分のやり方になってしまっていた。その際、再度ケア方法の見直しを行った
- ・ 声かけをしているが利用者に同意を得ない間に、ついつい手が出てしまい介助を行ってしまう傾向にあったので初心の心を思い返すよう伝え続けた
- ・ 声かけの重要性を再認識し、利用者に対して説明して同意を必ず得るようにした
- ・ 誤嚥に関する理解を深めるために誤嚥性肺炎など病態が利用者に及ぼす影響を理解させ、防止の必要性を深めてもらった
- ・ 食札（食事の内容が書かれている札）についての説明
- ・ 利用者について、記憶していない細部を確認するデータ場所の把握
- ・ アレルギー等確認するシート等を伝えるようにした。職員が口頭で伝えているだけだったため
- ・ 食事介助を積極的に行ってもらいムセがあった時など対応して記録に残すように指導した
- ・ イレギュラーな対応（リスク対応・救急対応）など普段起きないようなことについての確認など行いました
- ・ 嘔吐物の処理方法で、必要物品の保管場所の確認や手順を見直し周知した
- ・ 車いすの移動方法 事故防止と安全対策の理解について
- ・ 病棟の特徴から、ADL が低い患者が多く、普段から車椅子移乗技術などの指導が少ない為、リハビリや検査などでの車椅子移乗時は指導の観点から、一緒に行い、実際にその際に指導に入るようにしている
- ・ 感染対策、予防についての手順を再度、確認した
- ・ 感染症対策のガウンの着用方法等、見直し、練習した
- ・ 自分でより良い最善な判断をすることについて
- ・ 個々の利用者に合わせて介護技術と試験に求められる介護技術が異なることを伝え、教えている

教材

- ・ 事故対応や感染症対応について施設のマニュアルを分かり易く変更した

- ・ 専門級の評価試験に向けて、独自のマニュアルを作成し渡している（日本語と英語で解りやすく作成）

指導方法

- ・ 実施した介護の根拠や利用者の特性について、できるだけ言語化（日本語）できるよう、より言葉でのコミュニケーションを増やした
- ・ 1対1での介助を行う際は、常に利用者の顔色や気分、体調を常に観察しながら、後に報告ができるようになるよう見直しを行った
- ・ シミュレーションを取り入れたり、実技の部分は業務中に再指導を行った
- ・ 記録の内容が不明瞭な部分があり、どういった内容を記入にしているのか本人と面談しながら記録内容を書き方を細かく見直し
- ・ 指導者間のコミュニケーションの充実

職員のケアの見直し

- ・ 食事やおやつ配膳時に食事カードがあるのに使っていないことがあった。指導する日本人が使っていないことがあった為施設で再度見直しをし、必ず確認して配膳するようにした
- ・ 施設内ではあたりまえになっていることが 試験では NG になることがあり、施設全体で見直すきっかけとなった
- ・ 再度基本を見つめ直してケアを行うように実習生以外にも指導を行う

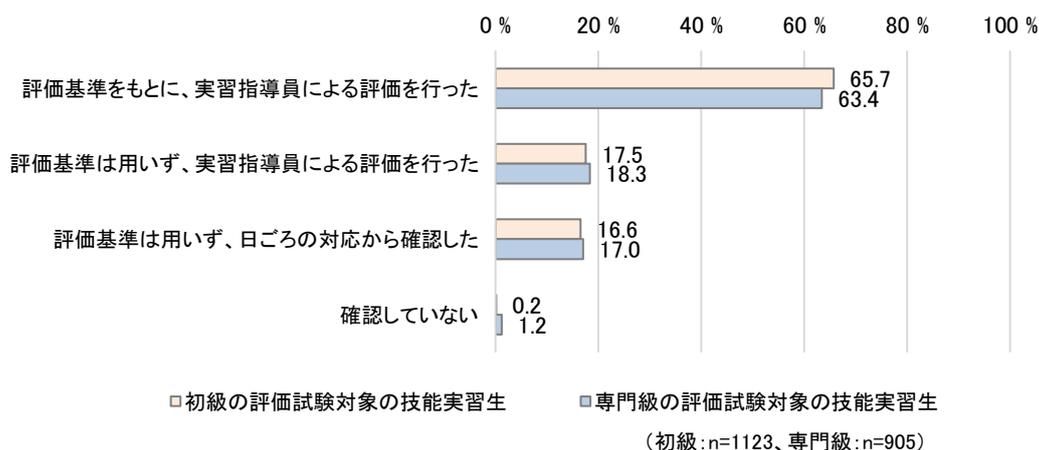
日本語

- ・ 声かけが方言になってしまっているので、標準語の声掛けの仕方を指導した
- ・ 方言で覚えてしまっている部分があるので、試験課題で使われる丁寧な日本語を覚えてもらうよう見直ししました
- ・ 漢字圏の技能実習生とそれ以外の方で方法を変更した
- ・ 日本語力について、過信せずに丁寧に説明を行う

(9) 技能実習評価試験の受検に備えた技能実習生の現状スキルの確認方法

技能実習評価試験の受検に備え、技能実習生の現状スキルについて、どのように確認しているかについては、評価基準を用いて評価を行っている施設・事業所は、6割程度であった（初級：65.7%、専門級：63.4%）。4割程度の事業所・施設においては、評価基準までは設けずに実習指導がなされているものと読み取れる。

図表 27 技能実習評価試験の受検に備えた技能実習生の現状スキルの確認方法（単数回答）

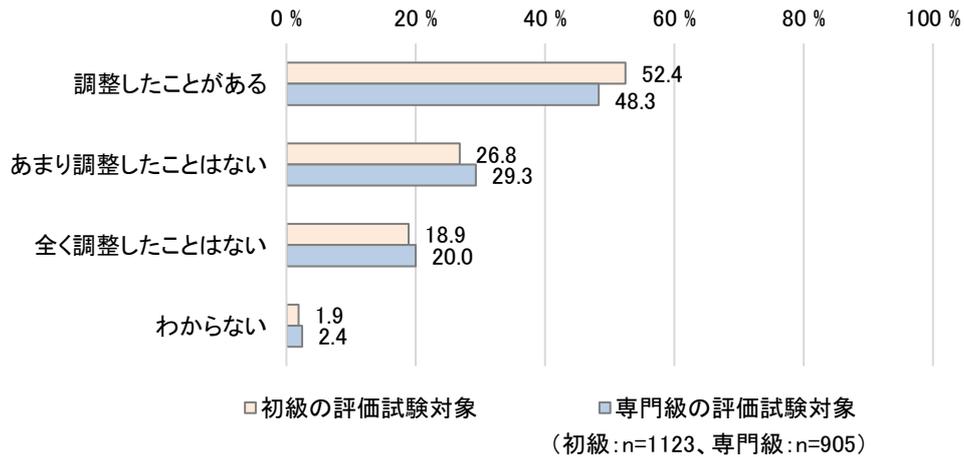


技能実習生の現状スキルの確認方法	初級の評価試験対象の技能実習生		専門級の評価試験対象の技能実習生	
	n	%	n	%
評価基準をもとに、実習指導員による評価を行った	738	65.7	574	63.4
評価基準は用いず、実習指導員による評価を行った	197	17.5	166	18.3
評価基準は用いず、日ごろの対応から確認した	186	16.6	154	17.0
確認していない	2	0.2	11	1.2
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(10) 技能修得に時間を要している技能実習生に対する受検日程の調整経験

技能修得に時間を要している技能実習生に対して、できるだけ実習時間を確保できるように、受検日程を調整したことがあるか否かについて、できるだけ実習時間を確保できるように、受検日程を「調整したことがある」と回答したのは、初級52.4%、専門級48.3%で、半数近くの事業所・施設では、実習生の学習時間確保のための受検タイミングの調整をしたことがあるといえる。

図表 28 技能修得に時間を要している技能実習生に対する受検日程の調整経験（単数回答）

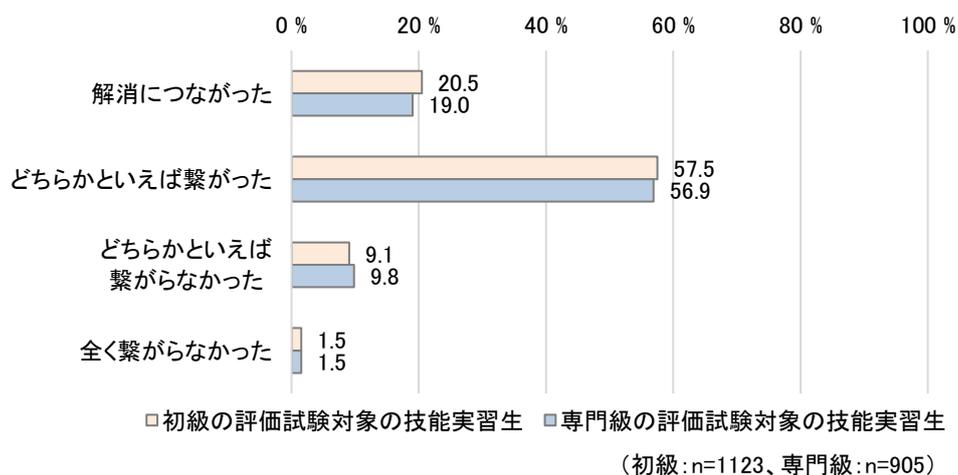


技能修得に時間を要している 技能実習生に対する受検日程の調整経験	初級の評価試験対象		専門級の評価試験対象	
	n	%	n	%
調整したことがある	589	52.4	437	48.3
あまり調整したことはない	301	26.8	265	29.3
全く調整したことはない	212	18.9	181	20.0
わからない	21	1.9	22	2.4
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(11) 介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか

介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は、技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか否かについては、「解消に繋がった」、「どちらかといえば解消に繋がった」を合わせると、初級・専門級ともに7割以上の回答者（初級：78.0%、専門級：75.9%）が、試験に向けた取組や受検の機会を持つことは、学習進捗差の解消に繋がっている、と答えている。

図表 29 介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか（単数回答）



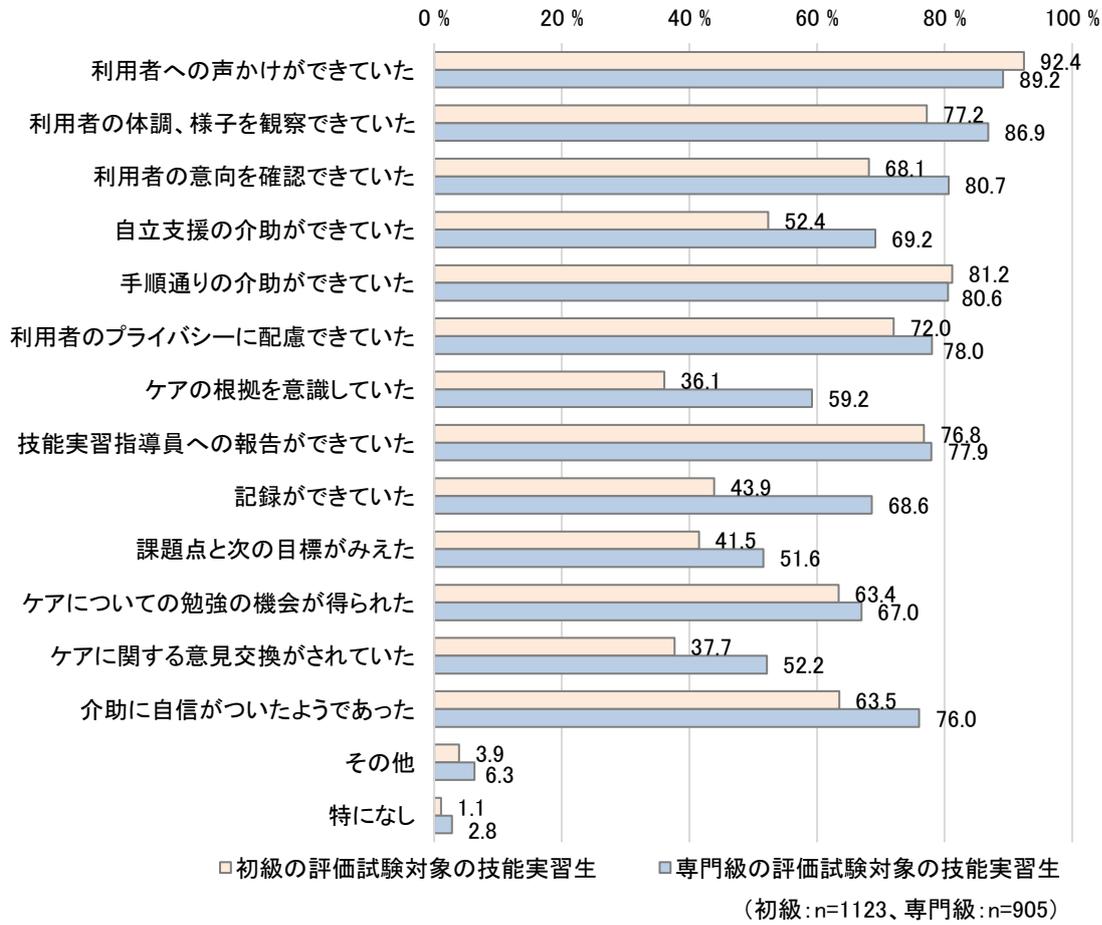
介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか	初級の評価試験対象の技能実習生について		専門級の評価試験対象の技能実習生について	
	n	%	n	%
解消につながった	230	20.5	172	19.0
どちらかといえば繋がった	646	57.5	515	56.9
どちらかといえば繋がらなかった	102	9.1	89	9.8
全く繋がらなかった	17	1.5	14	1.5
どちらともいえない	128	11.4	115	12.7
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(12) 介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて実習生の業務でみられた姿勢

介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて、実習生の業務でみられた姿勢については、介護技能、業務姿勢に関する項目について、初級よりも専門級のほうが高い傾向が示された（「利用者の体調、様子を観察できていた」（9.7ポイント差）、「利用者の意向を確認できていた」（12.6ポイント差）、「自立支援の介助ができていた」（16.8ポイント差）、「利用者のプライバシーに配慮できていた」（6.0ポイント差）、「ケアの根拠を意識していた」（23.1ポイント差）、「技能実習指導員への報告ができていた」（1.1ポイント差）、「記録ができていた」（24.7ポイント差）、「課題点と次への目標がみえた」（10.1ポイント差）、「ケアについての勉強の機会が得られた」（3.6ポイント差）、「ケアに関する意見交換がされていた」（14.5ポイント差）、「介助に自信がついたようであった」（12.5ポイント差））。

特に初級と専門級の差が大きい項目として、「記録ができていた」（24.7ポイント差）、「ケアの根拠を意識していた」（23.1ポイント差）、「自立支援の介助ができていた」（16.8ポイント差）等があげられる。また、「ケアに関する意見交換がされていた」（14.5ポイント差）、「介助に自信がついたようであった」（12.5ポイント差）など、介護業務に関わる姿勢についての差異もみられた。「利用者への声かけができていた」と「手順通りの介助ができていた」については、僅かではあるが初級の方が専門級を上回る回答となった。級が進むと、手順の遵守だけでなく、介護の基本理念を踏まえた対応や状態観察、配慮がよりできるようになり、技術獲得やケアに対する積極的な意見交換や自信につながっている、と読み取れ、評価試験が組み込まれた介護技能実習制度を通じて、介護技能の修得がはかられているといえる。

図表 30 介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて技能実習生の業務でみられた姿勢（複数回答）

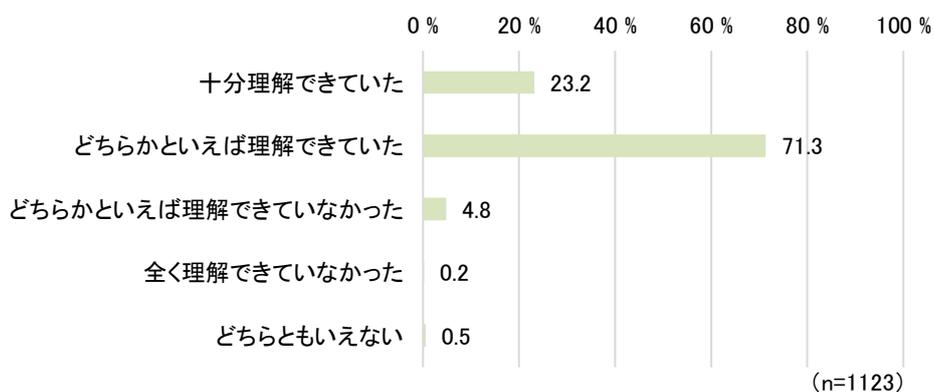


介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて技能実習生の業務でみられた姿勢	初級の評価試験を受検した(1年経過)の技能実習生		専門級の評価試験を受検した(3年経過)の技能実習生	
	n	%	n	%
利用者への声かけができていた	1038	92.4	807	89.2
利用者の体調、様子を観察できていた	867	77.2	786	86.9
利用者の意向を確認できていた	765	68.1	730	80.7
自立支援の介助ができていた	588	52.4	626	69.2
手順通りの介助ができていた	912	81.2	729	80.6
利用者のプライバシーに配慮できていた	809	72.0	706	78.0
ケアの根拠を意識していた	405	36.1	536	59.2
技能実習指導員への報告ができていた	862	76.8	705	77.9
記録ができていた	493	43.9	621	68.6
課題点と次の目標がみえた	466	41.5	467	51.6
ケアについての勉強の機会が得られた	712	63.4	606	67.0
ケアに関する意見交換がされていた	423	37.7	472	52.2
介助に自信がついたようであった	713	63.5	688	76.0
その他	44	3.9	57	6.3
特になし	12	1.1	25	2.8
無回答	10		228	
全体	1123	100.0	905	100.0

(13) 学科試験問題や実技課題の日本語の理解度

技能評価試験に関する日本語の理解については、「十分理解できていた」、「どちらかといえば理解できていた」を合わせると、94.5%が「理解できていた」との回答であり、実習指導員からみて、技能実習生の試験問題で用いている日本語は、理解できているとの評価と読み取れる。

図表 31 学科試験問題や実技課題の日本語の理解度（単数回答）

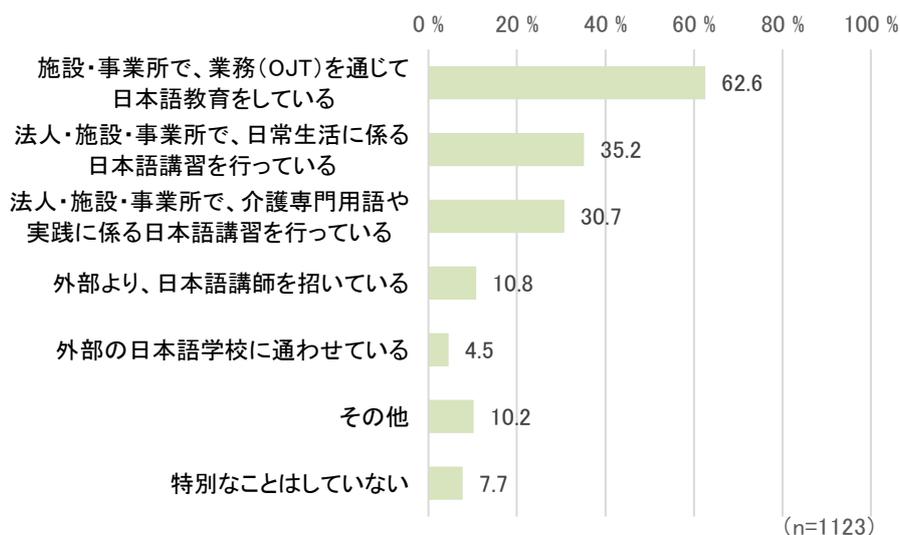


学科試験問題や実技課題の日本語の理解度	n	%
十分理解できていた	260	23.2
どちらかといえば理解できていた	801	71.3
どちらかといえば理解できていなかった	54	4.8
全く理解できていなかった	2	0.2
どちらともいえない	6	0.5
無回答	10	
全体	1123	100.0

(14) 技能実習生への日本語教育

技能評価試験に向けた対応において、技能実習生への日本語教育として、どのような対応をしているかについて、「施設・事業所で、業務（OJT）を通じて日本語教育をしている」が最も多く62.6%、次いで「法人・施設・事業所で、日常生活に係る日本語講習を行っている」は35.2%、「法人・施設・事業所で、介護専門用語や実践に係る日本語講習を行っている」は30.7%であった。「特別なことはしていない」は7.7%であった。約9割の施設・事業所では、評価試験に向けての日本語学習・対応を行っている。

図表 32 技能実習生への日本語教育（複数回答）

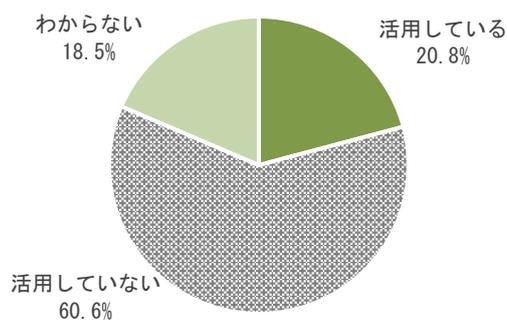


技能実習生への日本語教育	n	%
施設・事業所で、業務（OJT）を通じて日本語教育をしている	703	62.6
法人・施設・事業所で、日常生活に係る日本語講習を行っている	395	35.2
法人・施設・事業所で、介護専門用語や実践に係る日本語講習を行っている	345	30.7
外部より、日本語講師を招いている	121	10.8
外部の日本語学校に通わせている	51	4.5
その他	115	10.2
特別なことはしていない	87	7.7
無回答	10	
全体	1123	100.0

(15) 介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の活用状況

介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を、他の介護人材の育成（外国人人材/日本人職員等）に「活用している」は20.8%、「活用していない」は60.6%であり、技能実習制度のOJTの仕方や教材などを、他の介護職員にまで展開したり応用したりしているところは、2割程度に限られる。

図表 33 介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の活用状況（単数回答）



(n=1123)

介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の活用状況	n	%
活用している	234	20.8
活用していない	681	60.6
わからない	208	18.5
無回答	10	
全体	1123	100.0

(16) 介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の具体的活用内容(自由回答)

介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を、他の介護人材の育成（外国人人材/日本人職員等）にどのように活用しているかについて、回答例を以下に示す（抜粋）。具体的には、日本人介護職員に対しての基本への立ち返りの機会、習熟度の確認、新任職員の指導への活用、他の在留資格外国人介護人材の指導への活用や、教材としての活用、スキルの評価基準としての活用、など、OJTやOff-JT、評価の充実に向けて活用していることが示された。

他の職員の指導に活用している

- ・ 職員へのOJTにも、活用している
- ・ 介護技能実習評価試験の介護項目、評価基準に基づいて、他職員を含め教育、実技講習を実施している
- ・ 評価試験内容を日本人職員にも行ってもらっている
- ・ 試験の指導を日本人職員にも行わせることで、日本人職員にも基本の大切さを再認識させることが出来た
- ・ 日本人の介護職員に、「このくらいの知識や技術が介護には求められているんだよ」という指標として活用
- ・ 評価試験を受けない人材についても、同様の指導を行っている
- ・ 現在行っている介護の根拠等、技能実習生だけでなく、その他の職員も一緒に学習している

新任職員の指導に活用している

- ・ 新任職員入社時から約2カ月間で行なう研修やトレーニング用の人形を使った実技訓練は技能実習生と共通したプログラムで実施している
- ・ 新卒の介護職員や未経験介護職、介護アシスタント特定技能外国人にも介護技術向上の為に情報共有している
- ・ 法人内の新人研修等で、日本人職員にも初級、専門職講習と同等の内容で研修を行っている
- ・ 新人教育に介護技術・業務内容の評価シートを作成し利用している
- ・ 新人職員に対し使用したことがある
- ・ 新人育成教育のカリキュラムにも代用しています

特定技能実習生の指導に活用している

- ・ 特定技能、留学生の介護指導に応用している
- ・ 特定技能実習生の習得度を図るために活用
- ・ 特定技能の外国人職員に対し活用
- ・ 特定技能職員への指導の参考にしている

EPA 候補生の指導に活用している

- ・ EPA 候補生に対し、実際に使用した技術等の資料を用いて指導を行った

研修やマニュアルに活用している

- ・ 研修や受入れマニュアルの更新に活用
- ・ 介護マニュアルとしての活用
- ・ 中途採用職員等へのマニュアルの見直しを行った

介護ケアの基本の再確認に活用している

- ・ テキスト「外国人技能実習生（介護職種）のためのよくわかる介護の知識と技術」を用いて、介護

の基本的な部分の理解を促している

- ・ 介助時の声掛けなど基本の大切さを再確認するため他職員にも実施してもらっている
- ・ 他の職員に対する介護ケアの基本の復習に役立てている
- ・ 筆記試験問題を職員にも出題して、基本的な考え方を振り返るために活用した
- ・ 介護の基本から初心に戻り、ケア方法を都度、見直し、他職員にも伝えている
- ・ 実技試験科目に関して他の介護職員にも共有し、介助における重要ポイントを改めて見直した

業務の習熟度の確認に活用している

- ・ 業務の習熟度をチェックする表を作成し、活用している
- ・ チェック表を用いて、業務の理解度のチェックを行っている
- ・ 新入職員指導チェックシートを技能実習生指導計画に基づいて修正した

評価基準として活用している

- ・ 評価表を作成し、日本人職員にも応用している
- ・ 評価基準の見直し、評価表等の書類の整備の検討
- ・ 習得の段階を、技能実習評価内容と照らし合わせ、評価している
- ・ 技能実習評価試験問題（実技）を用いて、新人職員のスキル習得評価に活用している

安全衛生業務に活用している

- ・ 評価試験のポイントに事故防止に繋がる場所があり、注意すべき項目を参考にしている
- ・ 吐物処理方法や手洗い、車イスの点検を研修で行った

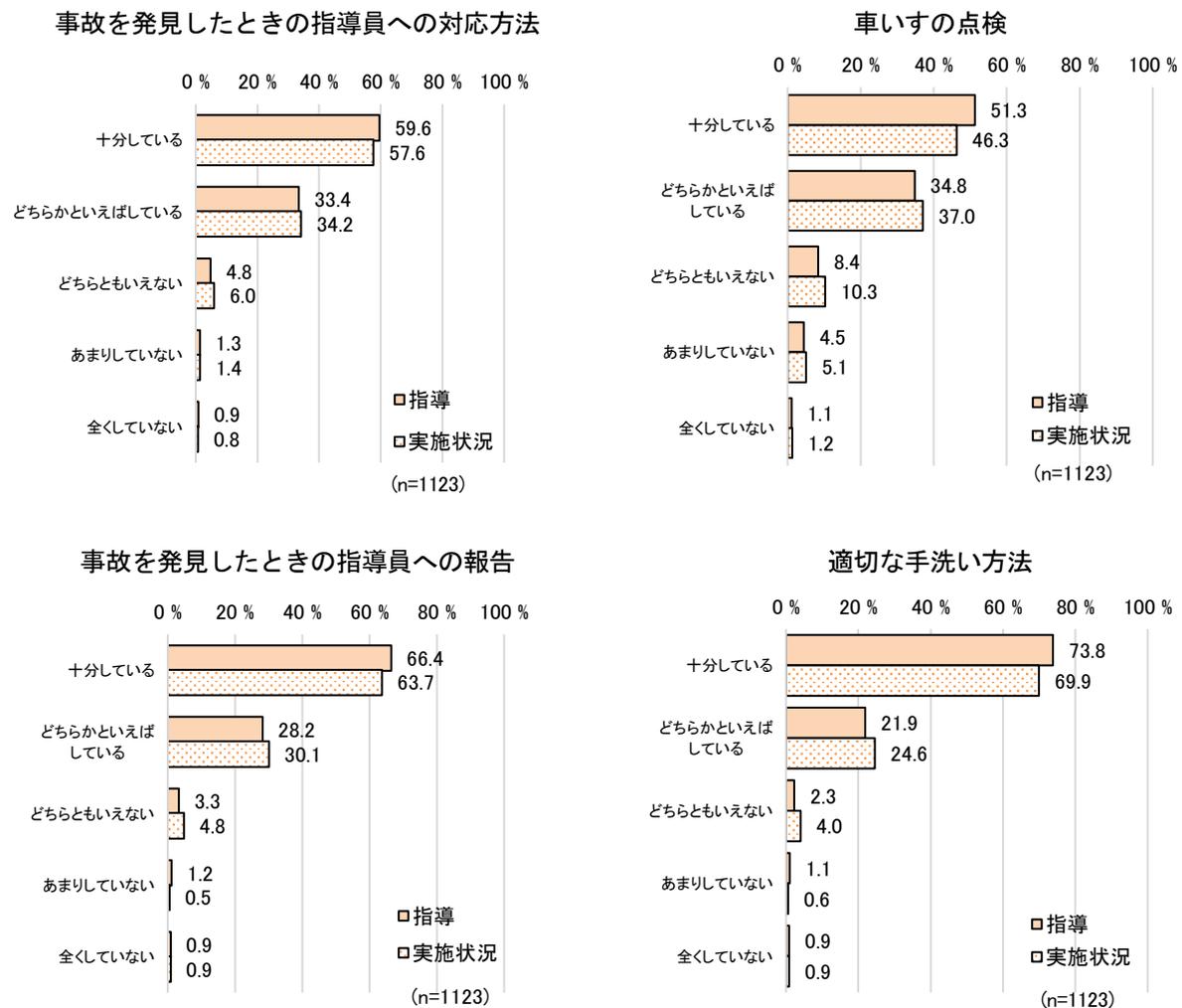
7. 実技試験課題について

(1) 実技試験課題との関係：安全衛生業務の指導と対応の実態について（初級）

介護技能実習実技評価試験の課題に即して、安全衛生業務に関して、直近1年間の実習現場での実習指導員による指導状況と実習生の業務実施状況を伺ったところ、初級の指導状況（「十分指導している」と「どちらかといえば指導している」の計）と業務実施状況（「十分実施している」と「どちらかといえば実施している」の計）において、最も低かったのは、「車いすの点検方法の指導」（86.1%）と「車いすの点検の実施」（83.3%）であった。それ以外の試験課題項目に関しては、9割以上が指導も実施もできている、との回答であった。結果からは、実技試験課題に即した実習指導と、実習生による業務実施がなされており、課題と現場実態に特段の乖離はみられないものと読み取ることができると。

<初級>

図表 34 初級における安全衛生業務の指導と対応の実態（単数回答）

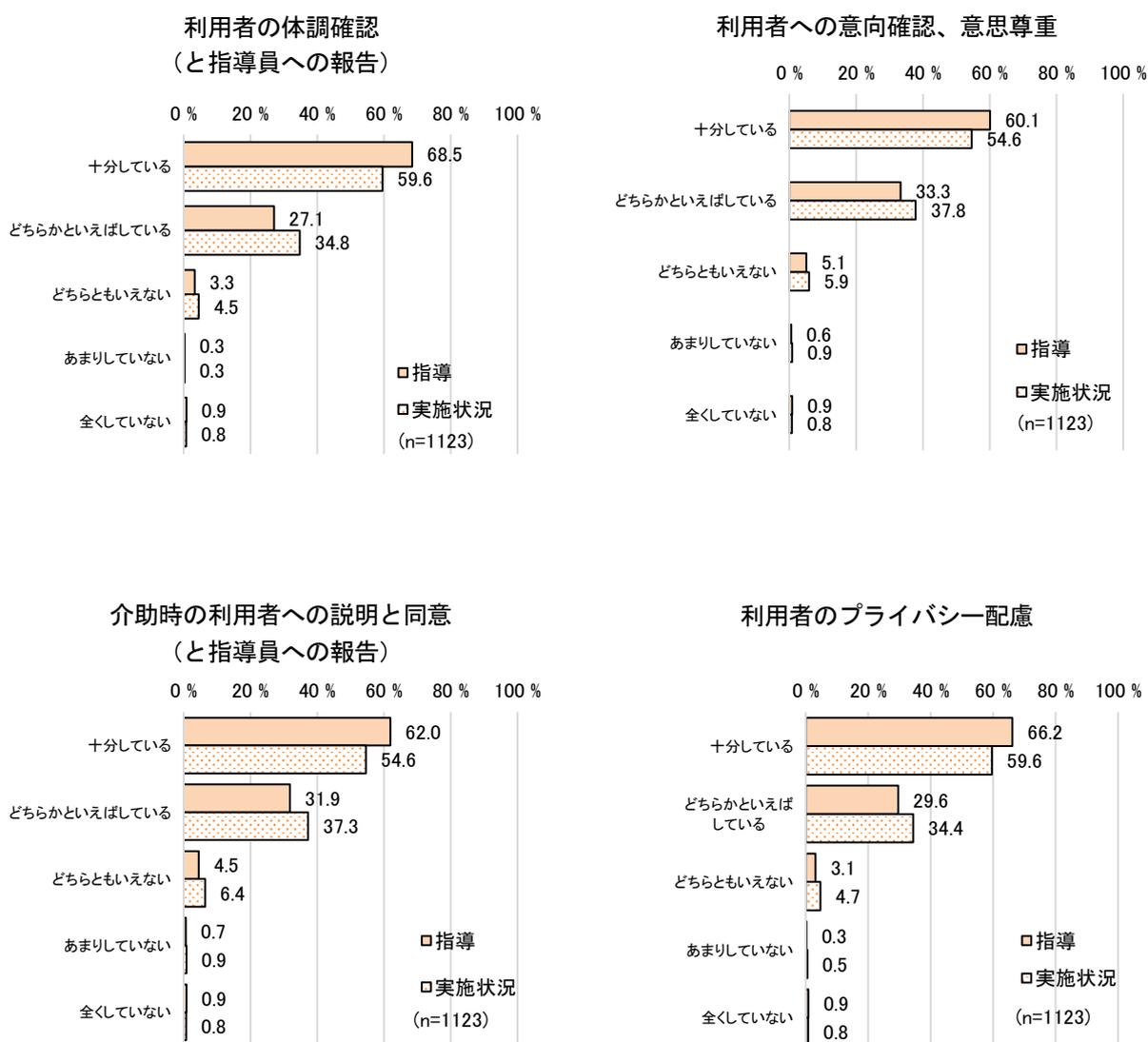


(2) 実技試験課題との関係：身体介護業務の指導と対応の実態（初級）

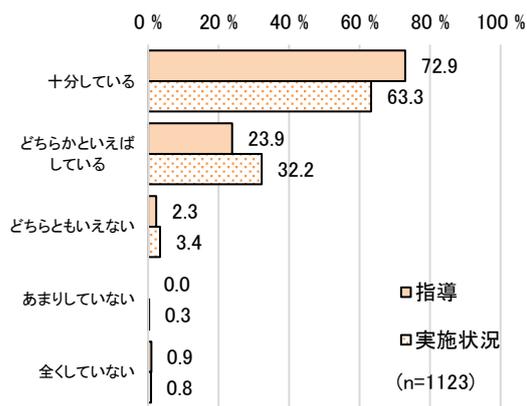
続いて、実技試験課題に即し、身体介護業務に関して、直近1年間の指導の状況と実習生による業務実態を伺ったところ、初級の指導状況（「十分指導している」と「どちらかといえば指導している」の計）と業務実施状況（「十分実施している」と「どちらかといえば実施している」の計）は、すべての課題において、9割以上が指導及び実施しているとの回答であり、試験課題項目と実習指導、実習生による業務に、特段の乖離は見られない。

<初級>

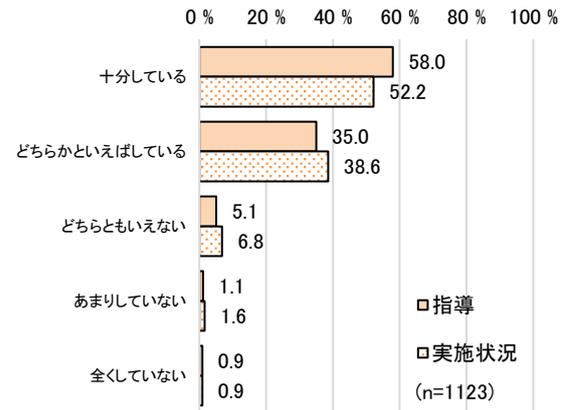
図表 35 初級における身体介護業務の指導と対応の実態（単数回答）



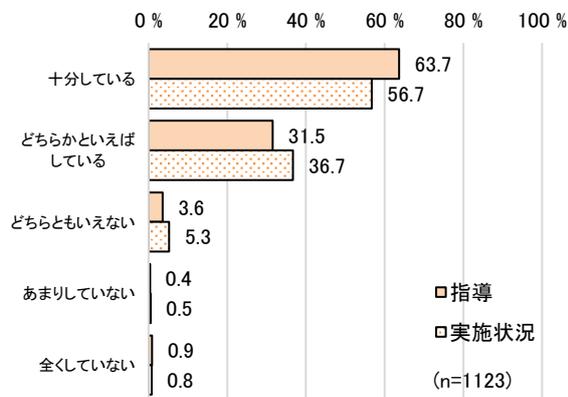
介助時の安全確認、安全な介助方法



行なった介助の指導員への報告

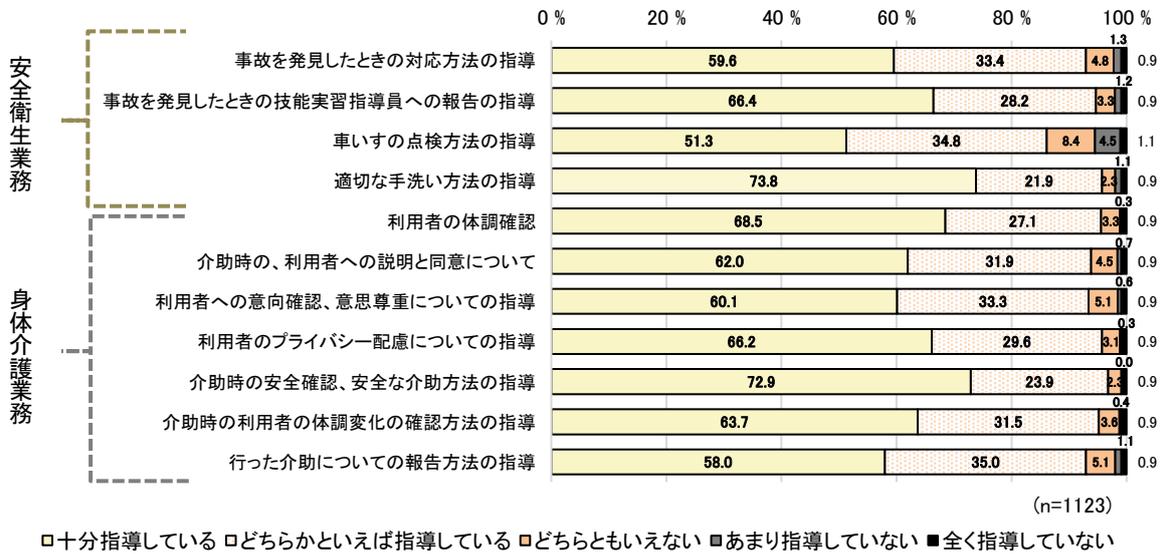


利用者の体調変化の確認 (と指導員への報告)



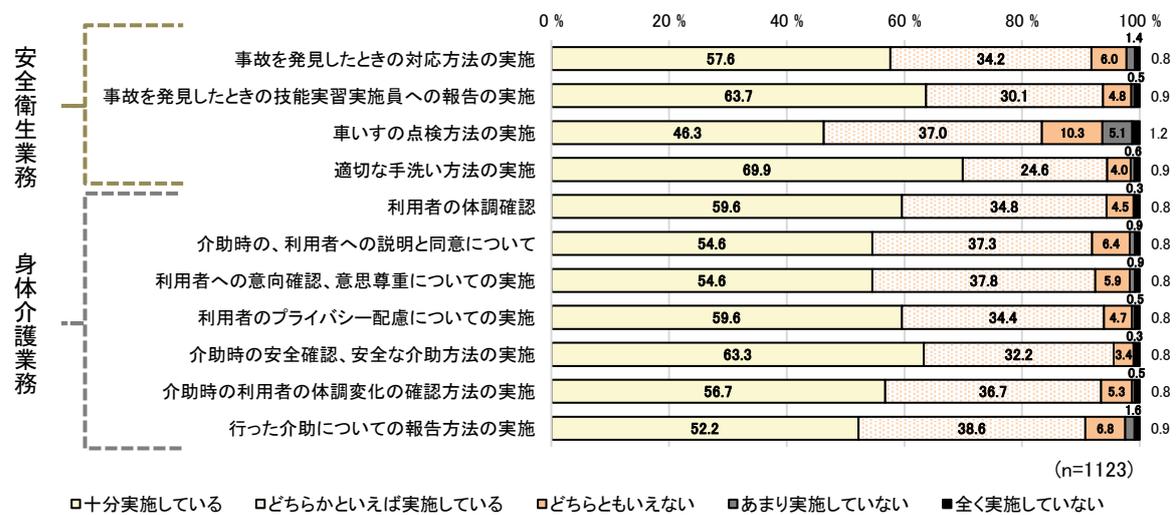
以下、初級の安全衛生業務及び身体介護業務について、指導状況と業務実施状況ごとにグラフ化した。(再掲)

図表 36 実技試験課題に関する指導状況_安全衛生業務及び身体介護業務(初級)



□十分指導している □どちらかといえば指導している □どちらともいえない □あまり指導していない ■全く指導していない

図表 37 実技試験課題に関する実施状況_安全衛生業務及び身体介護業務(初級)



□十分実施している □どちらかといえば実施している □どちらともいえない □あまり実施していない ■全く実施していない

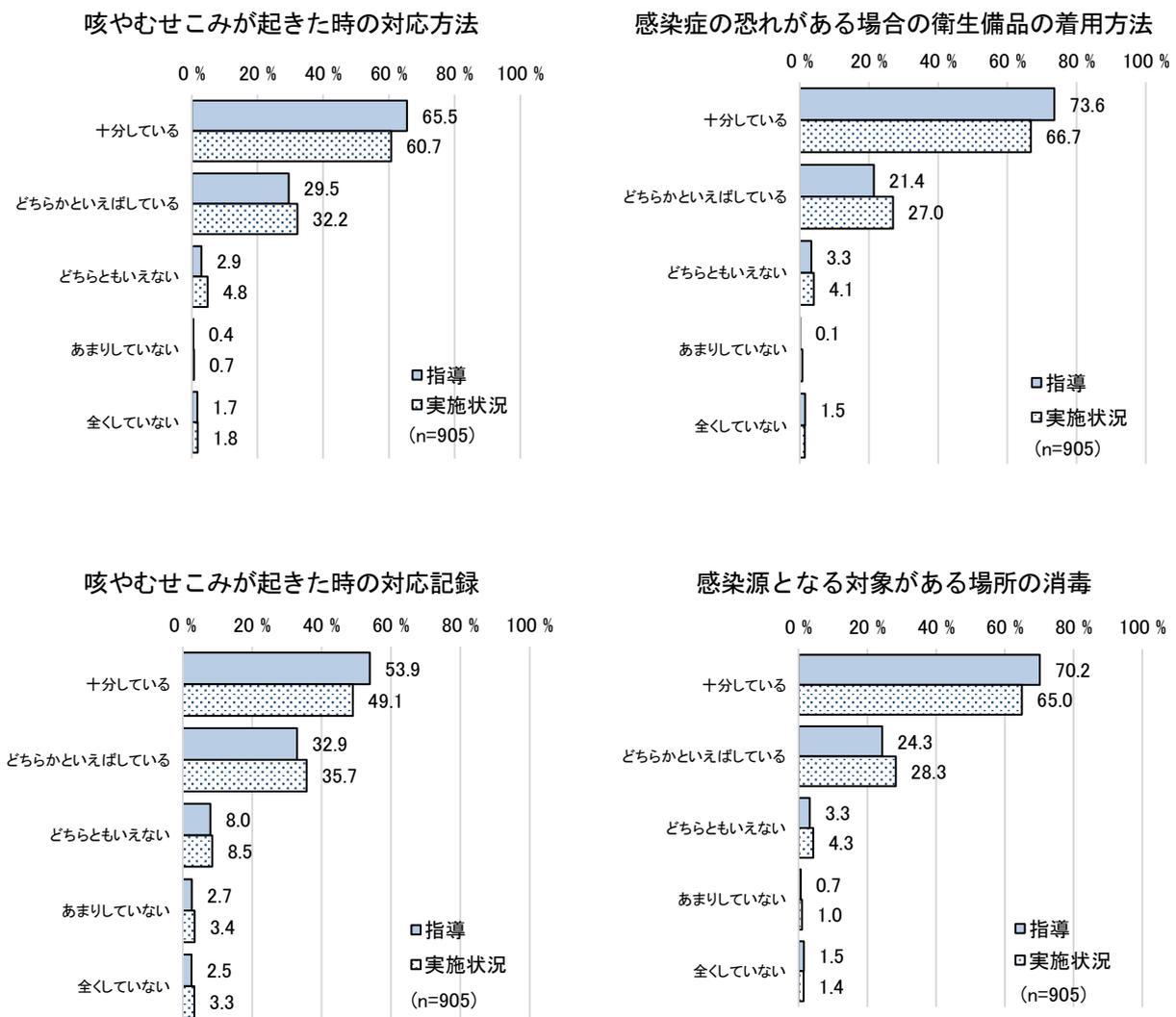
(3) 実技試験課題との関係：安全衛生業務の指導と対応の実態について（専門級）

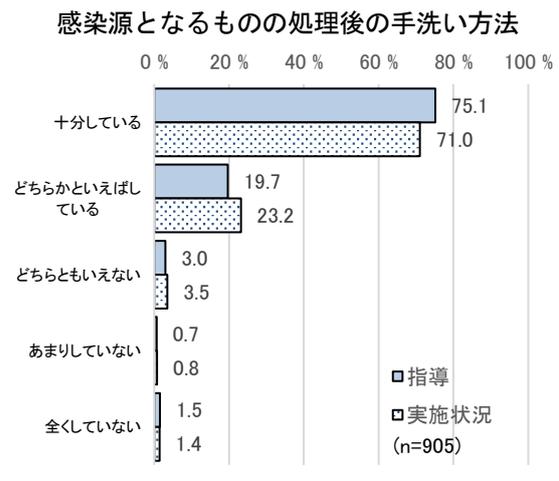
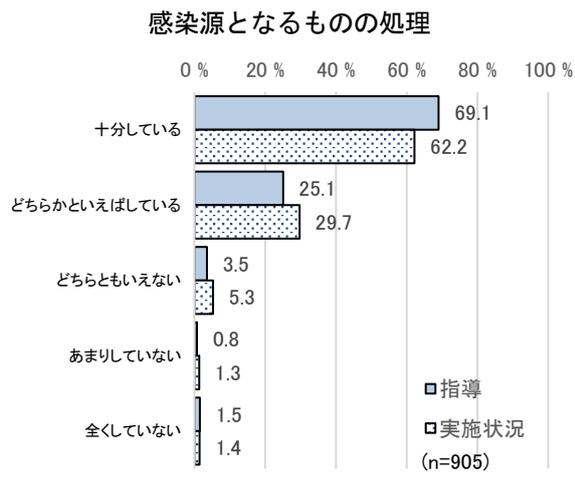
専門級の実技試験課題に即して、実習指導員による指導状況と実習生による業務実施状況を伺ったところ、「咳やむせこみが起きた時の対応記録」に関する業務では、指導員による指導が86.8%、実習生による実施が84.8%であったが、それ以外の項目では、9割以上が指導及び実習生による実施はできているとの回答であった（指導状況：「指導している」と「どちらかといえば指導している」の計、実施状況：「十分実施している」と「どちらかといえば実施している」の計）。

アンケート結果からは、安全衛生業務に関する実技試験課題と、実習指導の内容、現場の実習生の業務には、特段の齟齬や乖離は生じていないものと読み取ることができる。

<専門級>

図表 38 専門級における安全衛生業務の指導と対応の実態（単数回答）



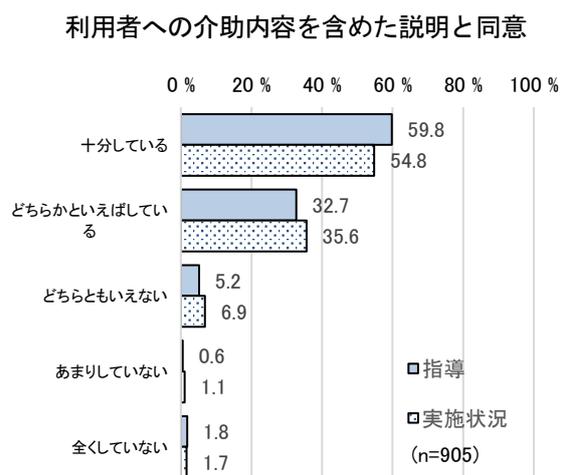
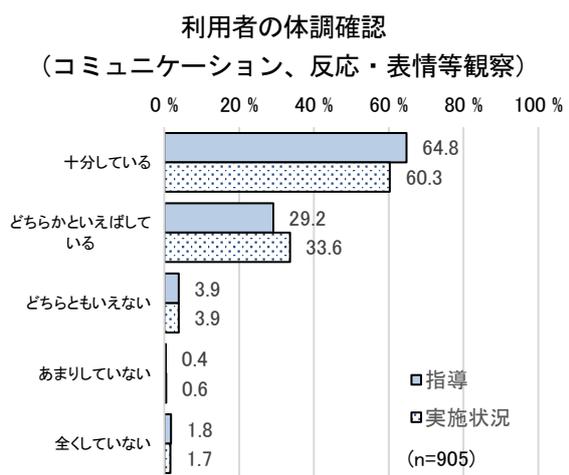


(4) 実技試験課題との関係：身体介護業務の指導と対応の実態について（専門級）

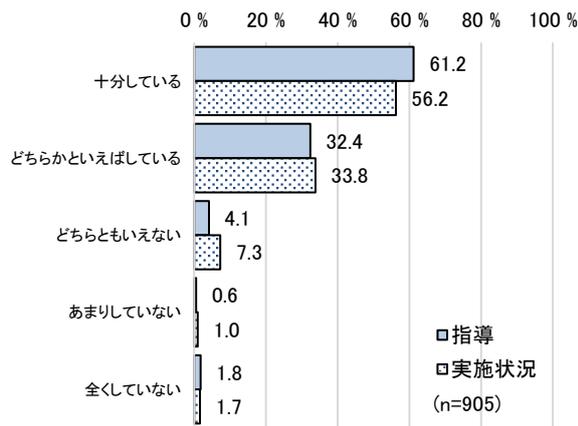
続いて、専門級の実技試験課題に即して、身体介護業務に関する実習指導員の指導状況と、実習生の実施状況をみてみると、指導状況（「十分指導している」と「どちらかといえば指導している」の計）は、すべての項目において、9割以上が「指導している」との回答であった。また、業務実施状況（「十分実施している」と「どちらかといえば実施している」の計）では、「利用者の残存機能を活かす介助方法の実施」のみ89.7%と9割未満であり、他の項目は、9割以上が現場にて実施しているとの回答であった。回答結果からは、実技試験課題と、現場指導と現場業務には特段の乖離は見られないことが読み取れる。

<専門級>

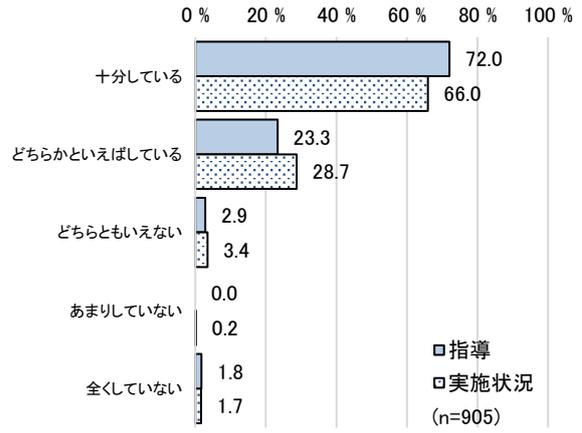
図表 39 専門級における身体介護業務の指導と対応の実態（単数回答）



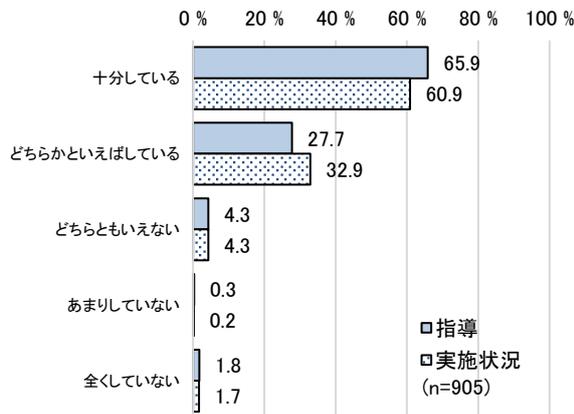
利用者の意向確認と意思尊重



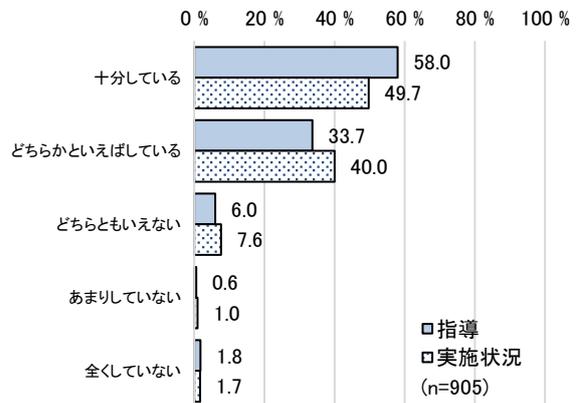
介助時の安全確認、安全な介助方法



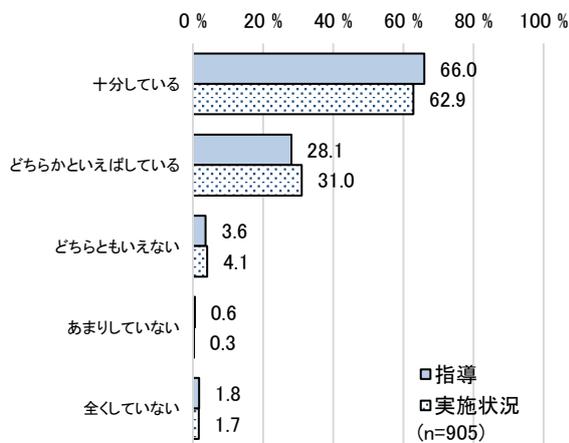
利用者のプライバシー配慮



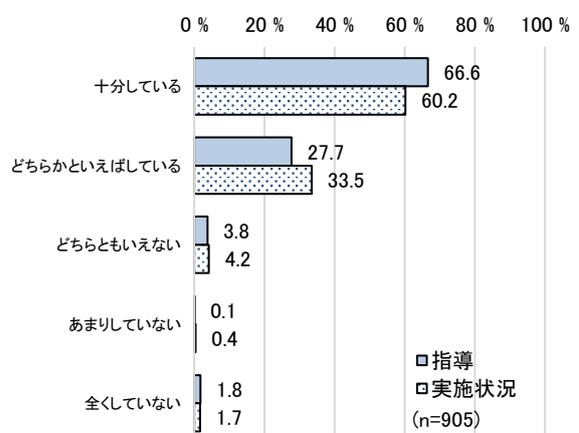
利用者の残存機能を活かす介助



介助時の必要物品の準備



介助時の利用者の体調変化の確認と対応

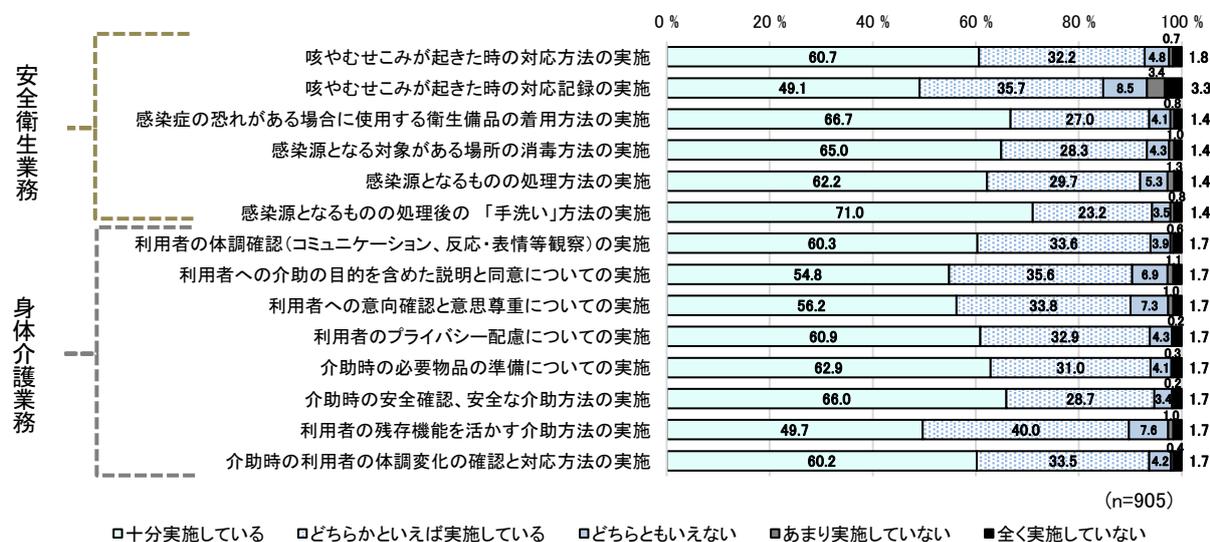


以下は、専門級の安全衛生業務及び身体介護業務について、指導状況と業務実施状況ごとにグラフ化した。(再掲)

図表 40 実技試験課題に関する指導状況_安全衛生業務及び身体介護業務(専門級)



図表 41 実技試験課題に関する実施状況_安全衛生業務及び身体介護業務(専門級)

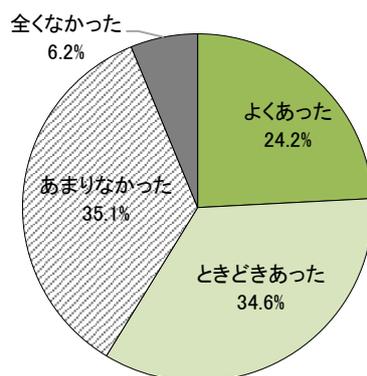


8. 介護技能実習評価試験の実施について

(1) 実技試験課題の実施にあたり利用者選定で迷うケース

実技試験課題の実施にあたっての利用者選定については、約6割程度の事業所において、「選定に迷うケースがあった」（「よくあった」と「ときどきあった」の計58.8%）との回答であった。4割程度の事業所においては、「利用者選定で迷うケースはなかった」との回答である。

図表 42 実技試験課題の実施にあたり利用者選定で迷うケース（単数回答）



(n=1123)

実技試験課題の実施にあたり、利用者選定で迷われるケースの有無	n	%
よくあった	272	24.2
ときどきあった	388	34.6
あまりなかった	393	35.0
全くなかった	70	6.2
無回答	10	
全体	1123	100.0

(2) 実技試験課題の実施にあたり利用者選定で迷うケース（具体例）

具体的に、利用者選定に迷ったケースとしては、実技試験に合致した状態像の利用者の選定、協力をえることが難しい等の回答があげられた。以下に回答例を示す。（抜粋）

評価項目を意識した利用者の選定が難しい（意思疎通の状況、麻痺の有無、座位安定の有無等）

- ・ 意思疎通ができて片麻痺の方という利用者様で選定しようとするのが難しかった。実際は動きが合っているかの方が大事だと分かった
- ・ 説明と同意がポイントであるが、意思疎通のできる方が限られており、その上で一部介助を必要とし、ある程度座位が保てる方と条件が限られているため、迷うというより条件を満たす方を選出するのに困ります
- ・ 利用者の同意が取れる方は、必要介助量が少ない傾向にある
- ・ 専門級の食事介助に置いて、意思疎通がある程度でき、自分で食べられないこともないが介助が必要、という丁度よい利用者がおらず選定を迷ったことがあった
- ・ （寝たきりで）車椅子に乗れる患者さんがあまりいなくて、選定にとっても苦労しました
- ・ （認知症の方）身体介助が必要だったり、車いすを利用する利用者様がない
- ・ 実技試験を行った際、マイナス評価をされそうな（声かけしても反応がない・こちらの意図が通じないなど）利用者しかいない場合
- ・ どれ位のADLの方が良いのか迷いがあった

利用者・家族の同意が得られない

- ・ 認知症が重度の方が多いため、実技試験のモデルであるという理解ができる方が少ない
- ・ 対象者の方の家族の同意を得られないことがある

利用者の状態の変化がある

- ・ 利用者の体調不良により直前に変更が必要となる場合があった
- ・ 認知症のためその日、その時で声掛けに対する返答が変わったり行えなかったりする
- ・ 認知症があつたりしてその場でのご本人様の状態がその時によって変わるとき

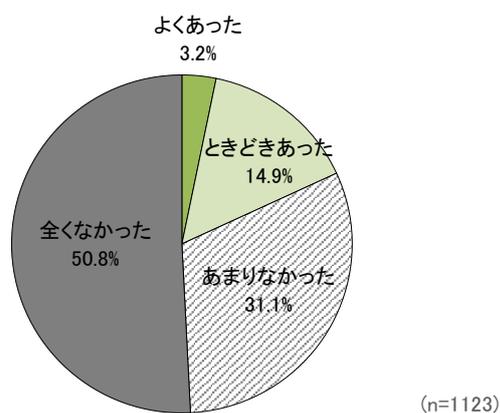
同じ利用者が選定される

- ・ 自立した方が少なかった際に、同じ方が試験協力者として選ばれてしまうこと

(3) 実技試験課題の実施にあたり利用者の同意が得られないケース

実技試験課題の実施にあたり利用者の同意が得られないケースは約2割程度（「よくあった」と「ときどきあった」の計）であり、8割超の事業所では、実技試験課題実施にあたり、利用者同意が得られていると読み取れる。

図表 43 実技試験課題の実施にあたり利用者の同意が得られないケース（単数回答）

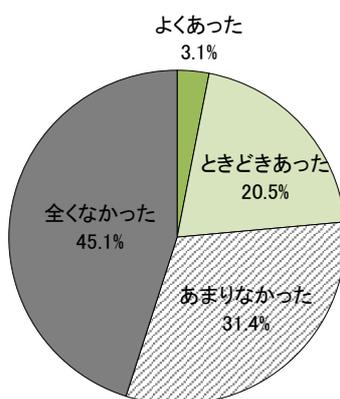


実技試験課題の実施にあたり、 利用者の同意が得られないケース	n	%
よくあった	36	3.2
ときどきあった	167	14.9
あまりなかった	350	31.2
全くなかった	570	50.8
無回答	10	
全体	1123	100.0

(4) 実技試験の実施にあたり試験直前（試験実施日）に利用者を変更した経験

実技試験の実施にあたり試験直前（試験実施日）に利用者を変更した経験は、2割程度（「よくあった」と「ときどきあった」の計）であり、76.5%の事業所では、特段の利用者変更はしていないとの回答であった（「あまりなかった」と「全くなかった」の計）。

図表 44 実技試験課題の実施にあたり試験直前（試験実施日）に利用者を変更した経験（単数回答）



(n=1123)

実技試験課題の実施にあたり、 試験直前（試験実施日）に利用者を変更することの有無	n	%
よくあった	35	3.1
ときどきあった	230	20.5
あまりなかった	353	31.4
全くなかった	505	45.0
無回答	10	
全体	1123	100.0

(5) 試験直前（試験実施日）に利用者を変更するにあたり対応したこと（自由回答）

試験実施日の利用者変更について、具体的にはどのような対応であったかを伺ったところ、以下のような回答があげられた。（以下、一部抜粋）

事前に複数名の利用者を選定

- ・ あらかじめ変更を予測して、候補者を数名選出して、そのような事態に備えて、違う候補者で対応した
- ・ 事前に予備の利用者の方にも、当日に突発的にお願いするかもしれないことを告知し理解をもらっていた
- ・ 試験前日又は当日看護師より発熱や風邪症状、身体の痛みがあると報告があった場合にはリストから外して評価者にその旨をお伝えしています。当日、ご本人からの申し出でどうしても協力が得られなくなってしまった場合にも同様の対応をしています
- ・ 体調不良等で変更の可能性を考慮し、事前に複数の利用者に協力していただき練習できていた為、特に困ることはなかった

体調が安定されている方を選定

- ・ 事前に当日体調不良に陥りにくそうな利用者様を選んでいった。また、変更時は融通の利きそうな利用者様に依頼した
- ・ 予定していた利用者が、当日、介助拒否が強くなってしまった。急遽、やや自立度の高い利用者に変更してもらった

利用者の体調・意向を優先

- ・ 順番を待っている間に寝てしまった。いつもは声掛けで覚醒出来るが、その時は覚醒できず返事してもらえなかった為、急遽別の方に変更した
- ・ 気分の浮き沈みにより試験日に、一か所に留まることが困難な場合や他害が激しい時に変更
- ・ 認知症の方や気分の変動が多々見られる方など、当日に変更せざるを得なかったが、無理強いせず日常の対応に移した

事前練習なしの対応

- ・ 通常は事前に利用者と課題への対応練習を行って臨むが、全く対応練習を行っていない利用者へ変更せざるを得なかった
- ・ その日の試験官により試験ごとに選定されるので、事前の練習に協力してもらっていた利用者が選定されないケースも出てくる

(6) 介護技能実習評価試験（全般）についてのご意見

介護技能実習評価試験（全般）についての意見を自由回答形式で回答を求めたところ、以下のよう
な回答があげられた。（以下、一部抜粋）

介護技能実習評価試験の機会があることについて

技能実習生に対しては、モチベーション向上や自己研鑽、成長、自身の振り返りに繋がるとい
った意見があり、指導員に対しては、実習生のレベルや課題の把握、指導方法や自身の介護方法
の見直し、指導員の成長や自信に繋がったという意見が見られた。

- ・ 試験に合格したということで技能実習生の自信やモチベーションのアップにつながっている
- ・ 実習生間で介護技術の意見交換や介助の手法、筆記試験等について学べることができ実際に指
導員の意見交換や指導方法にも再チェック、指導方法にも繋がり良いと感じる
- ・ 知識や技術の習得具合や熟練度が確認出来てとても良い機会です。初級から専門級、専門級か
ら上級と一人一人の成長がしっかりと確認出来て、OJT で指導している現場職員の状況も見る
ことが出来てとてもよい機会となっています
- ・ 日本人職員も実習生を受入れるようになって、適切な声掛けや介護ができるようになり、試験
にむけて指導員も再度勉強することができ成長に繋がった
- ・ 基本的介護所作についての大切な試験だと思う

介護技能実習評価試験に係る指導場面に関して

教材に関する意見のほか、実習生の日本語能力による指導の難しさや、人員不足により指導や
試験準備に十分な時間を確保できないといった指導環境に関する回答があった。

(教材)

- ・ 過去問や練習問題を多数共有してほしい（学科試験）
- ・ 実習生が自習できるようにビデオ教材等を作ってほしい（実技試験）
- ・ 初めての経験であったため、実技試験の内容について、どのように準備をすべきかわからなかつ
た。某施設配信のYouTube が頼りであった（実技試験）

(指導方法)

- ・ 学科試験での日本語の理解が出来るように、日頃から標準語の理解をしてもらうように気を付
けていくように技能実習指導員への指導を必要であると思った
- ・ 技能実習生は実際に現場で行っているケアと評価試験でのケアの内容の違いを少なからず感じ
ている。技能実習生がそのように感じないように現場のケアの標準化に取り組んでいきたい
- ・ 指導する側も日々の介護現場のケアを見直す場となる為、一緒に再度学ぶ事ができています

介護技能実習評価試験に係る試験場面に関して

(学科試験)

- ・ 筆記試験の範囲が広く、負担感が大きい事、日本語のニュアンスが理解できず、本来はわかっ
ていることでも回答できず実力が発揮しきれない面もあった
- ・ 実技試験は事前の指導等で対応できるが、筆記試験に関しては、個人差が出やすく、日本語習
得意欲がない実習生は案外得点が得られないように感じる

(実技試験)

- ・ 初めて行う施設は、手順が分からず、どう進めてよいか（実習生への声掛け指導）などで迷う

- 事があると思いますので、指導員の実習生に対する試験対応があれば、進め易いと思いました
- ・ 初級の実技試験は一つ一つの指示と報告を求める内容であったが、日常すでに実際に行えている能力に比べて基本的すぎて、かえって対応が難しく指示を出す指導員の訓練が必要となった
 - ・ 一つ一つのケアの後の体調確認が、実際に行っているケアと比べて多いという印象
 - ・ 実技試験の際、試験員が口頭でする質問の日本語がニュアンス的に外国人には難しい時がある
 - ・ 学科試験での日本語の理解が出来るように、日頃から標準語の理解をしてもらうように気を付けていくように技能実習指導員への指導を必要であると思った
 - ・ 技能実習生は実際に現場で行っているケアと評価試験でのケアの内容の違いを少なからず感じている。技能実習生がそのように感じないように現場のケアの標準化に取り組んでいきたい
 - ・ 実際の利用者で試験を実施するということは、かなりハードルが高かった。認知症の方への声かけや返答が予想できず、臨機応変に対応するところが難しかった
 - ・ 実技試験の課題については老人系ばかりではなく、障害福祉系の対象者（麻痺等）も考慮して頂きたい
 - ・ （技能実習生は非常に優秀で、気の利く人が多いので）もう少し流動的な仕事でも臨機応変に対応できる様を評価できるような試験であって欲しい

(キャリアパス)

- ・ 評価試験から介護福祉士まである程度繋がっている内容だと人員も学習も色々兼ねることが出来る為、双方助かる

(試験のタイミングについて)

- ・ 入職から初級評価試験まで、その年により実務期間の差があった。7ヶ月の場合はまだ不慣れな部分もあり、且つ日本語の習得もあまりできていない為、学科と実技の指導に時間を有した

(結果のフィードバックについて)

- ・ 試験の結果を指導者限定で公表してもよいのではないかと。結果を公表することで、指導にあたる実習生の苦手な点を把握することができたり、勘違いしたままになっているところについても普段の業務で適切に指導にあたる事が可能になるのではないかと

9. クロス集計：現状スキルの把握方法：評価基準を用いた評価実施群／未使用群別

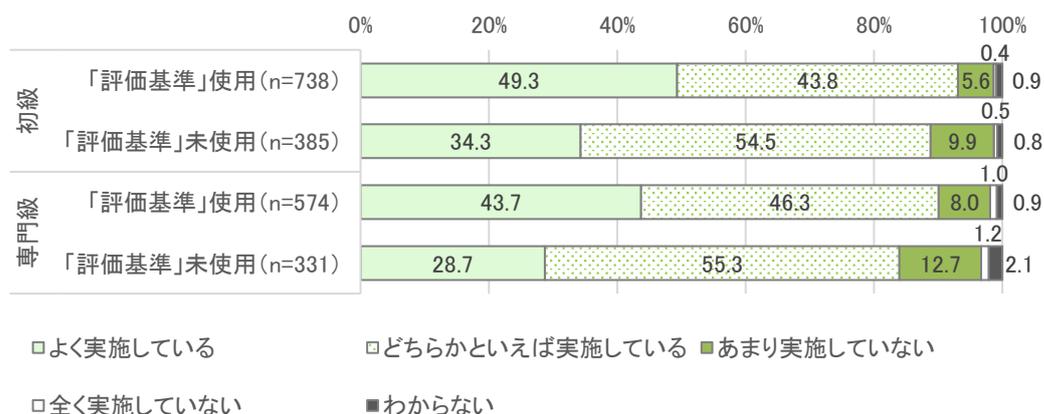
技能実習生の現状スキルの把握方法として、「評価基準」を用いた評価を実施している群と、「評価基準」未使用群（問 6-7）について、技能実習指導状況、評価試験に向けた対応の取組をみてみると、「指導者間での対応方法のすり合わせ（問 5-1）」、「試験課題の内容把握状況（問 6-1）」、「評価試験に向けての学習や準備状況（問 6-2）」、「評価試験前までの実習内容の実施状況（問 6-3）」、「試験に関する振り返りやフィードバック等（問 6-5）」、「試験後の「指導方法の見直し（問 6-6-1）」、「学習進捗差の解消（問 6-9）」、「技能実習生の姿勢（問 6-10）」、「日本語の理解度（問 6-11）」のいずれにおいても、「評価基準」を使用した評価を実施している群の方が、評価基準を用いていない群よりも、「よく実施している」「十分実施できている」等の回答が高い傾向が示された。

OJTの仕方として、評価基準を用いた評価を伴い、技能実習制度に臨んでいる事業所群の方が、計画的にOJTが行われていると読み取ることができる。

(1) 指導者間での介助の手法や対応方法のすり合わせ実施状況

初級、専門級のどちらについても、「評価基準」を用いてスキル把握の評価を行っている事業所・施設の群の方が、評価基準未使用群に比べ、指導者間で指導する介助の手法や、対応方法のすり合わせを「よく実施している」と回答した割合が高い傾向が示された。

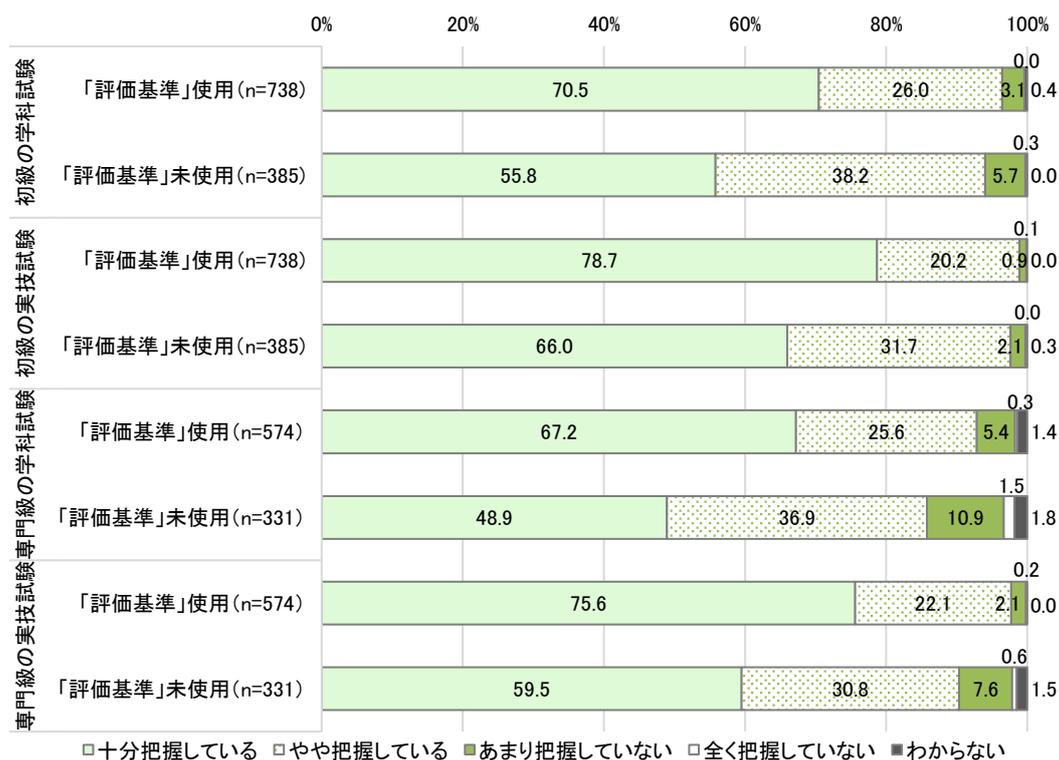
図表 45 現状スキルの確認方法で「評価基準」使用・指導者間で介助の手法や対応方法のすり合わせ実施状況



(2) 介護技能実習評価試験の試験課題の内容把握状況

「初級の学科試験」、「初級の実技試験」、「専門級の学科試験」、「専門級の実技試験」のいずれにおいても、「評価基準」を使用して評価を実施している群の方が、「評価基準」未使用群と比べ介護技能実習評価試験の試験課題の内容を「十分把握している」と回答した割合が高い傾向であった。

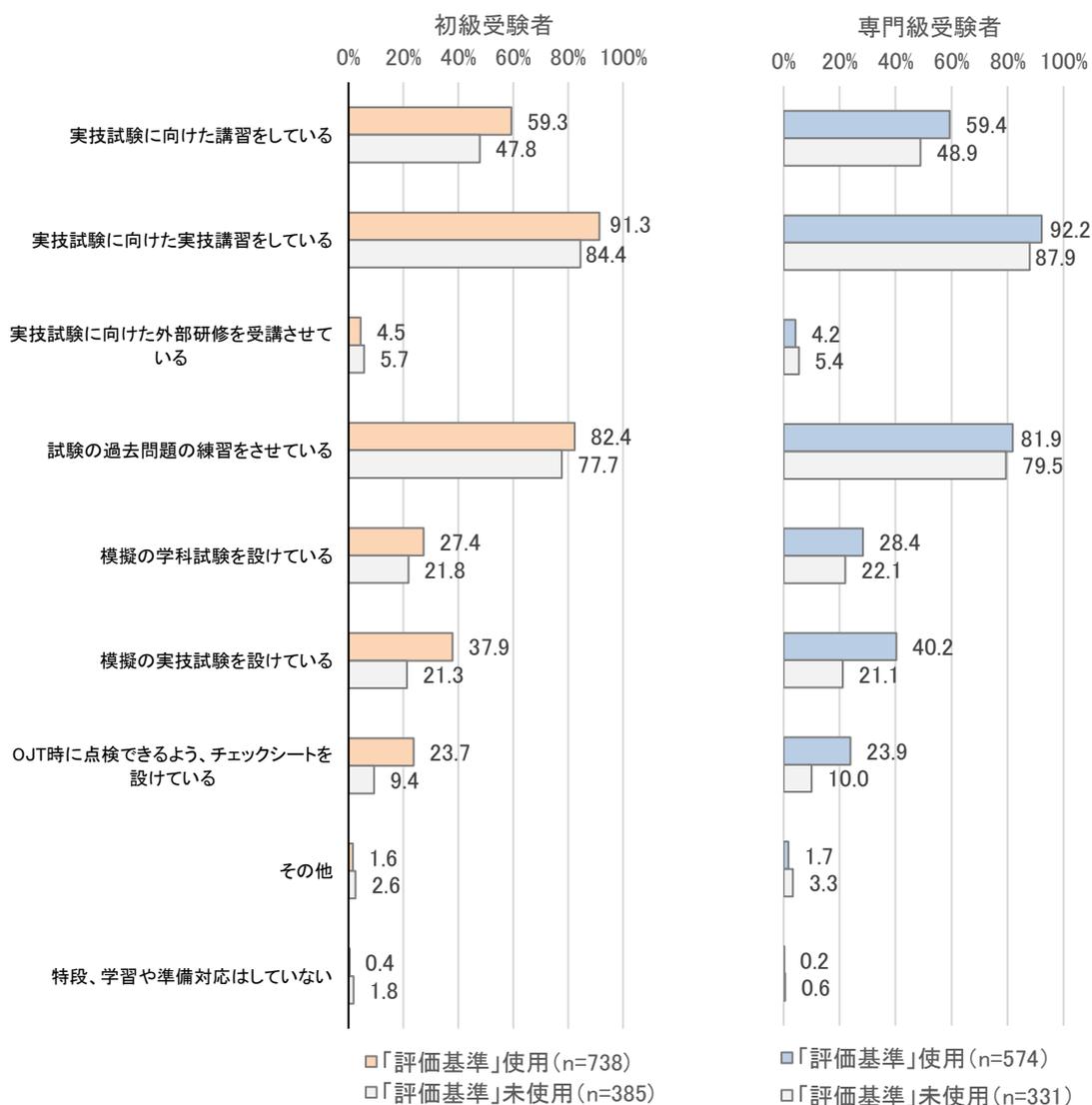
図表 46 介護技能実習評価試験の試験課題の内容把握状況



(3) 介護技能実習評価試験に向けた学習や準備状況

介護技能実習評価試験に向けてしている学習や準備状況について、「実技試験に向けた外部研修を受講させている」以外の項目においては、「評価基準」を使用して評価を行っている群の方が、「評価基準」未使用群に比べて、いずれも高い傾向であった。

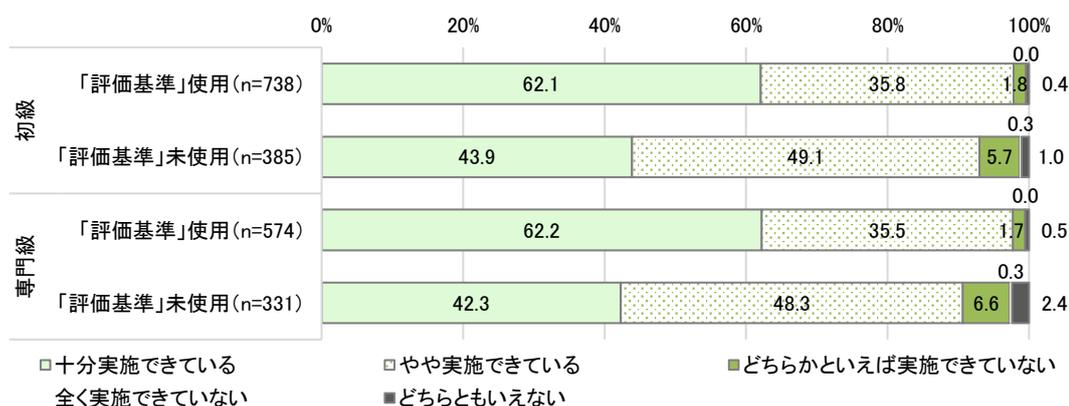
図表 47 介護技能実習評価試験に向けた学習や準備状況



(4) 介護技能評価試験前までの実習内容の実施状況

介護技能実習評価試験前までの実習内容の実施状況についても、「評価基準」を用いた評価をしている群の方が、「評価基準」未使用群よりも、初級・専門級のいずれについても、「十分実施できている」との回答が20ポイント程高く、評価基準を用いた評価実施群の方が、所定の期間内での実習進捗についても、より高い傾向が読み取れる。

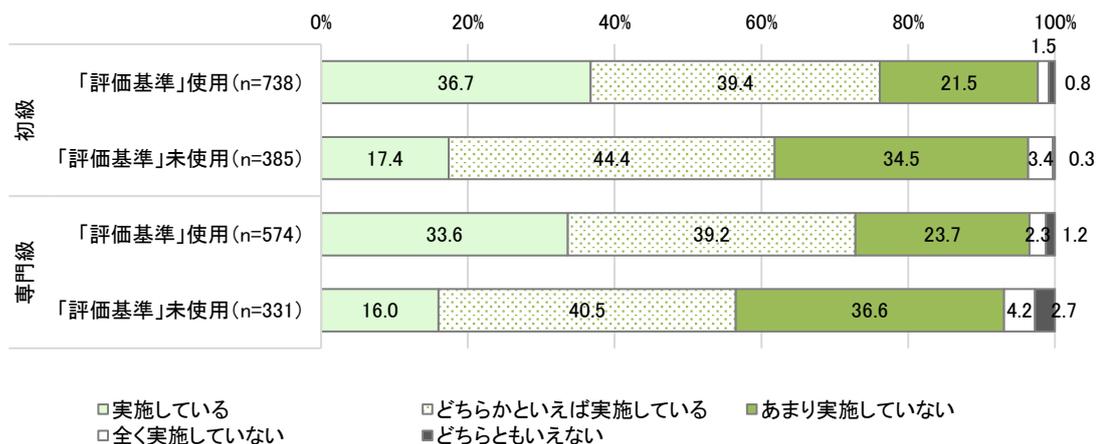
図表 48 介護技能評価試験前までの実習内容の実施状況



(5) 試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等の実施状況

初級、専門級のどちらについても、現状スキルの把握方法で「評価基準」を使用し評価している群の方が、「評価基準」未使用群に比べ、試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等を「よく実施している」と回答した割合が約20ポイント高い傾向であった。

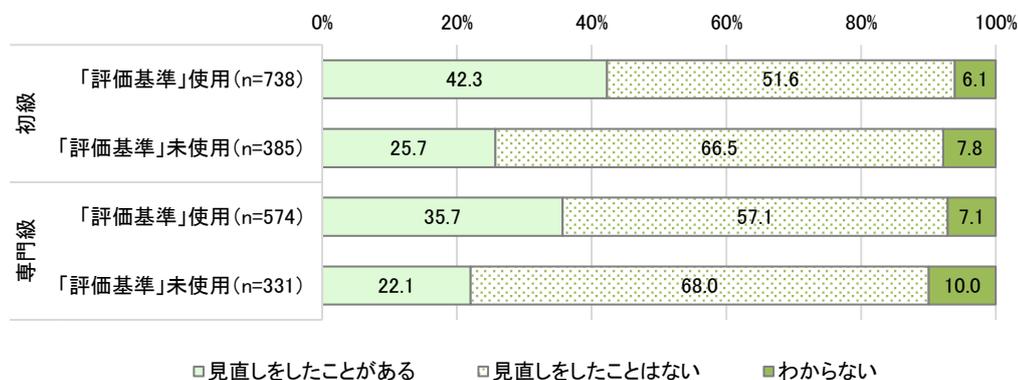
図表 49 試験の振り返りやフィードバック、技術の修正等の実施状況



(6) 介護技能実習評価試験を受けて、指導方法の見直しを行った経験

初級、専門級のどちらについても、現状スキルの把握方法で「評価基準」を使用し評価を実施している群の方が、「評価基準」未使用群に比べて、介護技能実習評価試験を受け、指導方法の「見直しをしたことがある」と回答した割合が高い傾向であった。

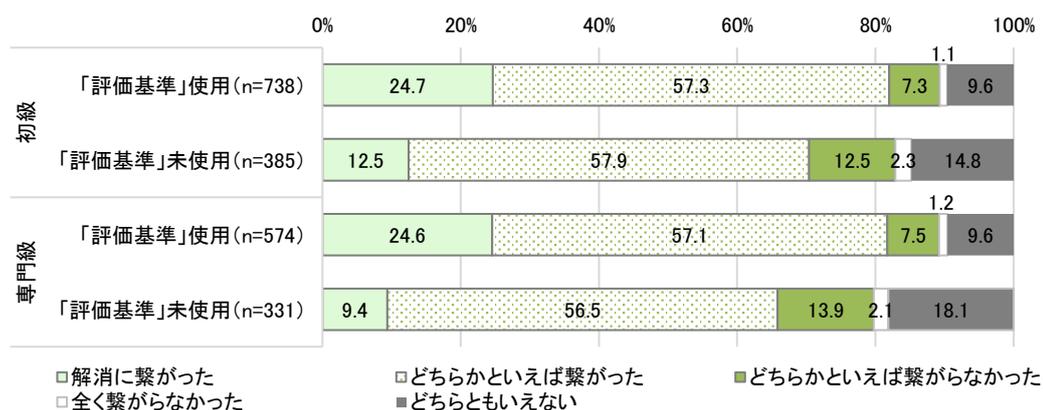
図表 50 介護技能実習評価試験を受けて、指導方法の見直しを行った経験



(7) 技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか

初級、専門級のどちらについても、現状スキルの把握方法で「評価基準」を使用して評価をしている群の方が、介護技能実習評価試験に向けた対応や受検により技能実習生間の学習進捗差の「解消に繋がった」と回答した割合が高く、「評価基準」未使用群と比較して10ポイント以上の差があった。

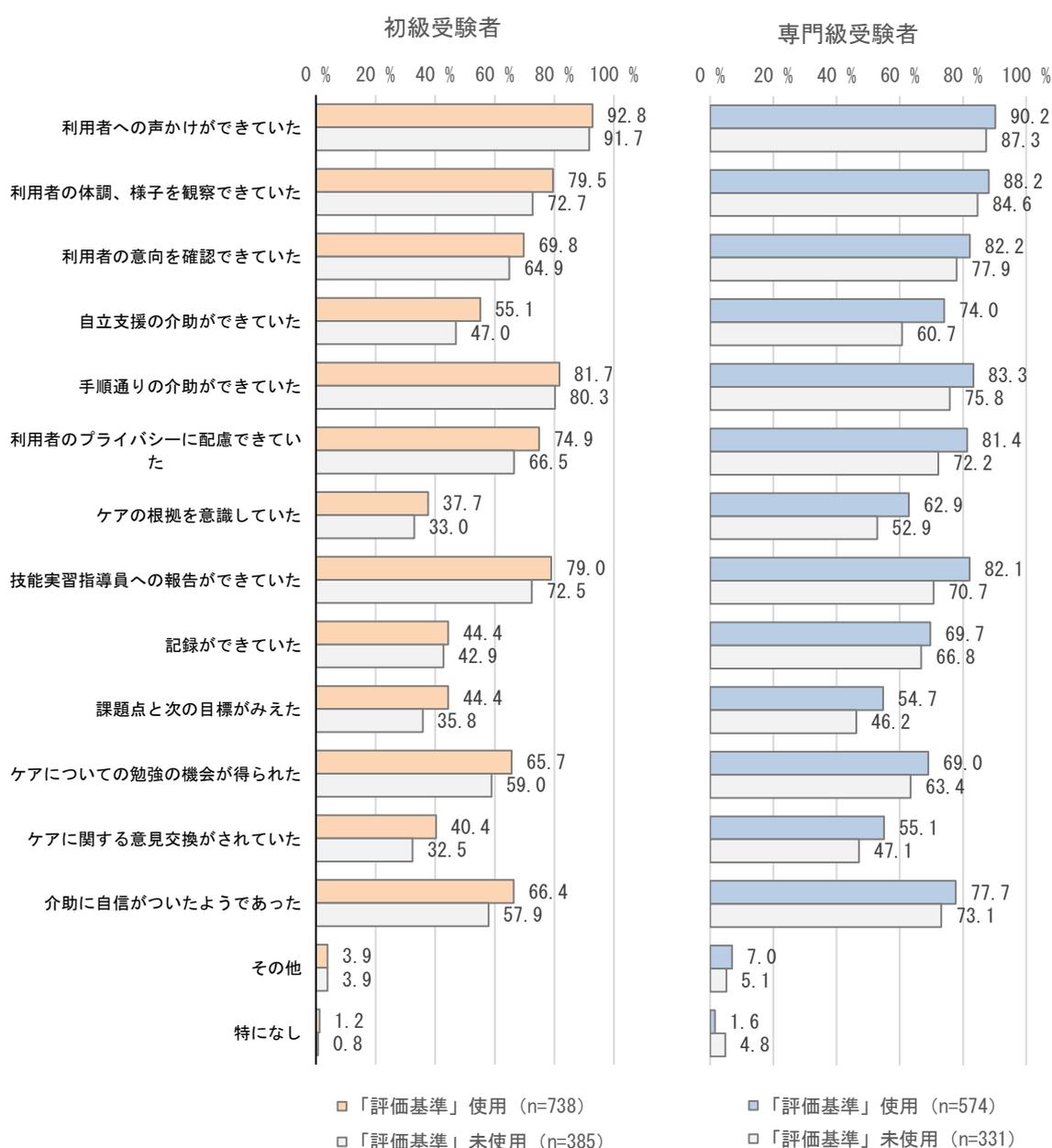
図表 51 技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか



(8) 技能実習生の業務でみられた姿勢

介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて、技能実習生の業務でみられた姿勢として、初級、専門級ともに、「評価基準」を使用して評価を実施している群の方が、「評価基準」未使用群に比べて、各項目につき高い傾向が示された。(初級では、「課題点と次の目標がみえた」(8.6ポイント差)、「利用者のプライバシーに配慮できていた」(8.4ポイント差)、「自立支援の介助ができていた」(8.1ポイント差)、「ケアに関する意見交換がされていた」(7.9ポイント差)等。専門級では、「自立支援の介助ができていた」(13.3ポイント差)、「技能実習指導員への報告ができていた」(11.4ポイント差)、「ケアの根拠を意識していた」(10ポイント差)、「利用者のプライバシーに配慮できていた」(9.2ポイント差)、「課題点と次の目標がみえた」(8.5ポイント差)等。)

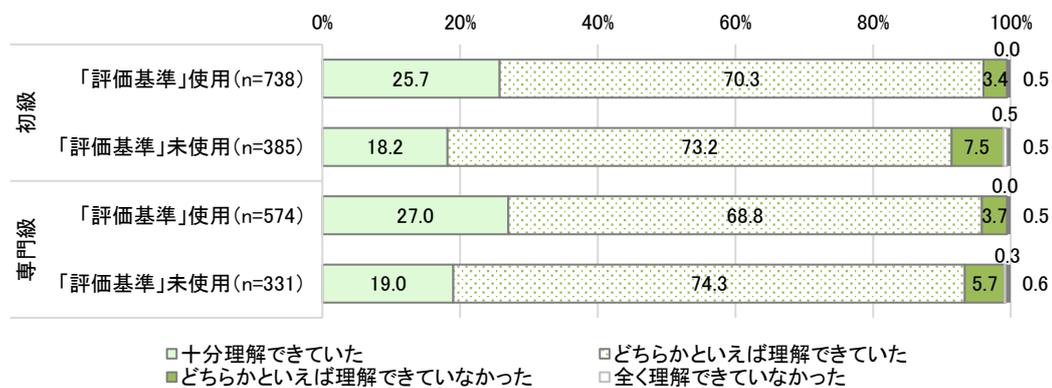
図表 52 技能実習生の業務でみられた姿勢



(9) 実技課題の日本語の理解度

技能実習生の学科試験問題（過去問を含む）や実技課題の日本語の理解度について、「評価基準」を使用し評価を実施している群の方が、未使用群に比べて、「十分理解できていた」と回答した割合が高い傾向であった。

図表 53 実技課題の日本語の理解度



10. クロス集計：介護技能実習制度の学習方法の他職員への活用状況：活用群／未活用群別

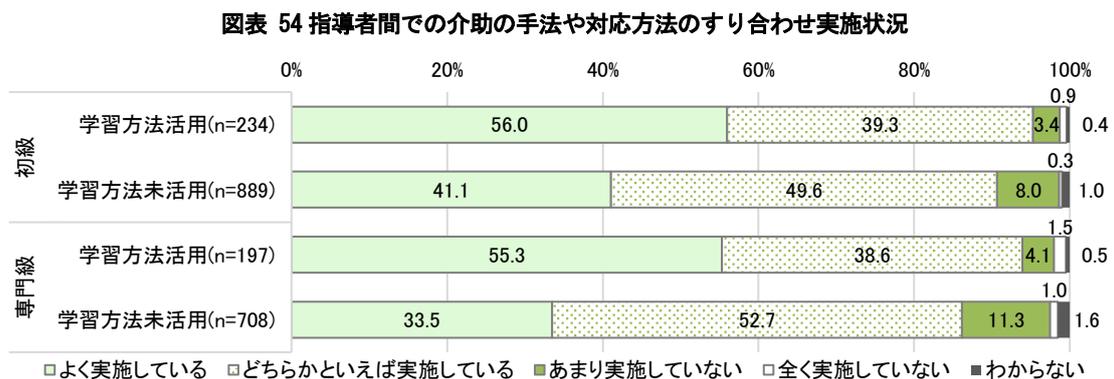
また、介護の技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を、他の介護人材の育成にも活用しているかどうか、すなわち、評価試験が組み込まれ、計画的なOJTを展開するという、介護の技能実習制度の学習方法を、他の介護職員の教育にも活用している群と未活用群で比較したところ、以下の実習指導状況の設問や、評価試験に向けた対応の取組において、いずれも活用群の方が高い傾向が示された。

（「指導者間での対応方法のすり合わせ（問 5-1）」、「試験課題の内容把握状況（問 6-1）」、「評価試験に向けての学習や準備状況（問 6-2）」、「評価試験前までの実習内容の実施状況（問 6-3）」、「試験に関する振り返りやフィードバック等（問 6-5）」、試験後の「指導方法の見直し（問 6-6-1）」、「学習進捗差の解消（問 6-9）」、「技能実習生の姿勢（問 6-10）」、「日本語の理解度（問 6-11）」、「日本語教育の対応（問 6-12）」。）

技能実習制度に組み込まれた体系的なOJTの仕方や学習の情報を、事業所の他の職員（日本人職員、他の在留資格の外国人材等）の学習にも活用している群においては、技能実習生に対して、より体系的なOJTが行われているものとも読み取ることができる。

(1) 指導者間での介助の手法や対応方法のすり合わせ実施状況

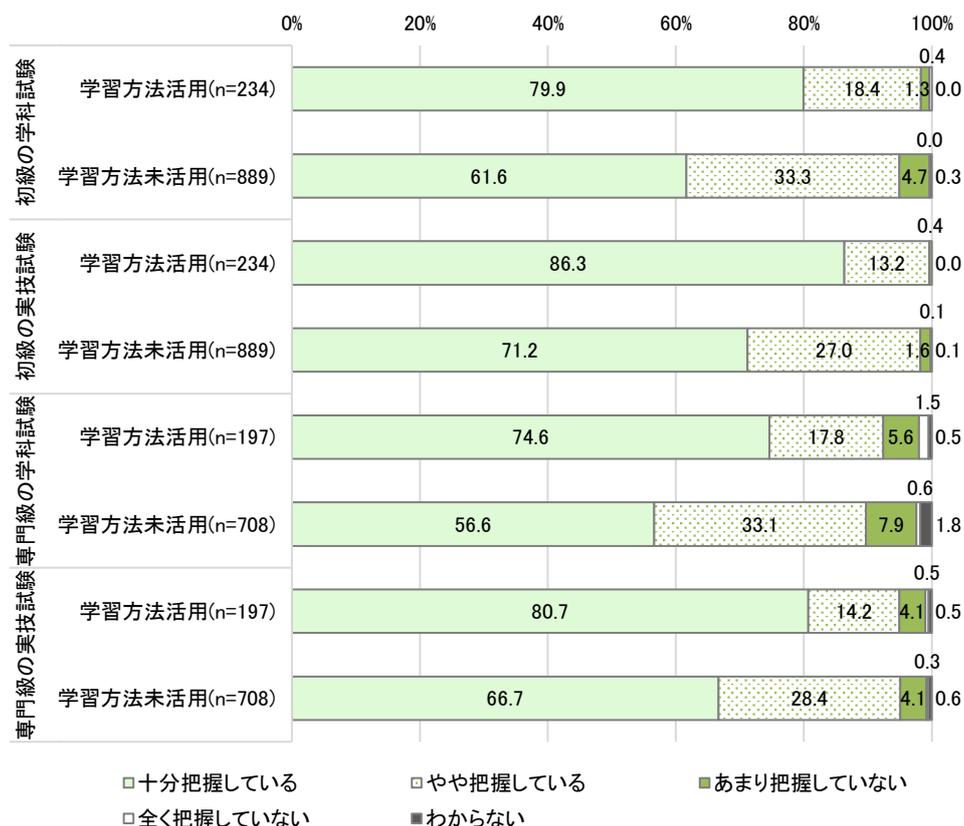
初級、専門級のどちらについても、技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を他の介護人材の育成に活用している群の方が、未活用群に比べ、指導者間で指導する介助の手法や、対応方法のすり合わせを「よく実施している」と回答した割合が高い傾向がみられた。



(2) 介護技能実習評価試験の試験課題の内容把握状況

「初級の学科試験」、「初級の実技試験」、「専門級の学科試験」、「専門級の実技試験」のいずれにおいても、技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を他の介護人材の育成に活用している群の方が、未活用群に比べ、介護技能実習評価試験の試験課題の内容を「十分把握している」と回答した割合が高い傾向であった。

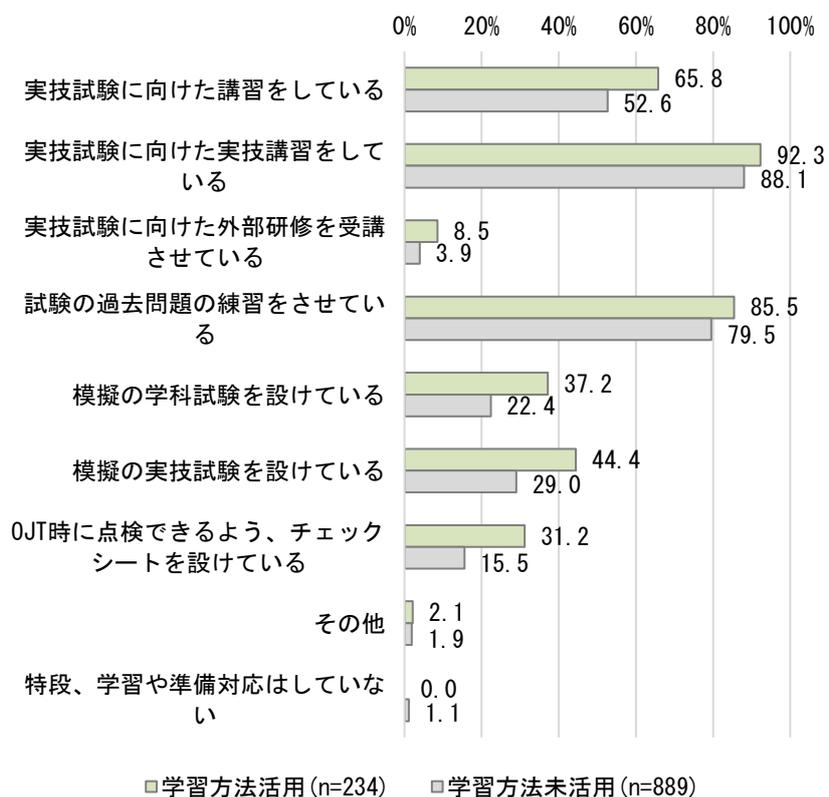
図表 55 介護技能実習評価試験の試験課題の内容把握状況



(3) 介護技能実習評価試験に向けた学習・準備状況

介護技能実習評価試験に向けての学習・準備状況について、技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を他の介護人材の育成に活用している群の方が、未活用群に比べて、いずれの項目でも高い傾向であった。

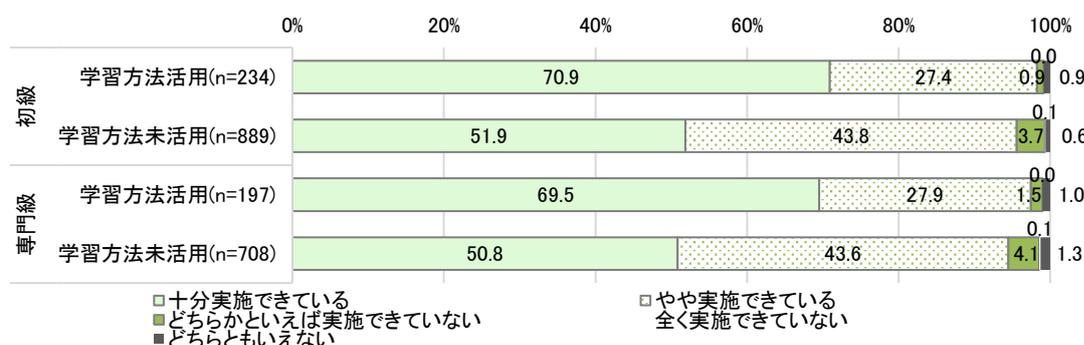
図表 56 介護技能実習評価試験に向けた学習・準備状況



(4) 介護技能評価試験前までの実習内容の実施状況

「技能実習実施計画」や「介護職種 技能実習評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」の実習内容を介護技能評価試験前までに全て実施できているか否かについて、初級、専門級のいずれにおいても、技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を他の介護人材の育成にも活用している群の方が、未活用群に比べて、「十分実施できている」と回答した割合が高い傾向であった。

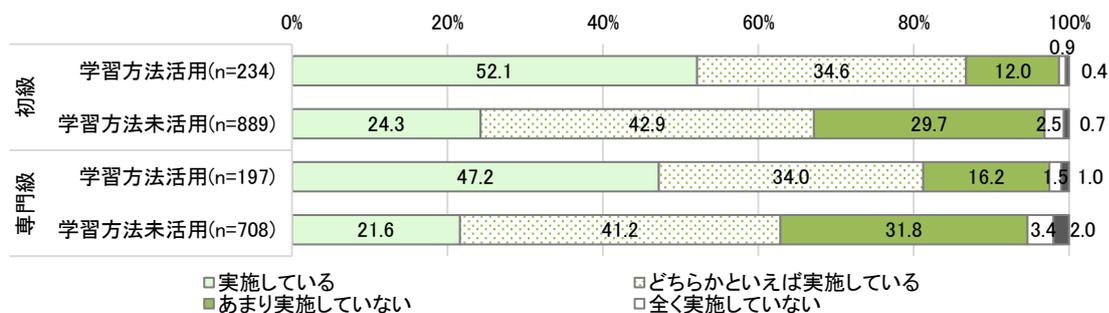
図表 57 介護技能評価試験前までの実習内容の実施状況



(5) 試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等の実施状況

介護技能実習評価試験後に、技能実習生に対して試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等を行っているか否かについても、初級、専門級のいずれにおいても、学習方法活用群の方が、未活用群に比べて実施の割合が高い傾向であった。

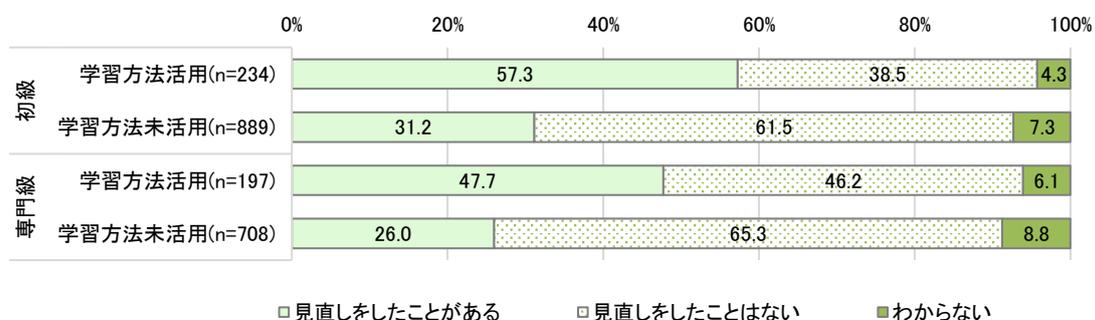
図表 58 試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等の実施状況



(6) 介護技能実習評価試験を受けて、指導方法の見直しを行った経験

介護技能実習評価試験後を受けての指導方法の見直し経験についても、初級、専門級のいずれにおいても、学習方法活用群の方が、未活用群に比べて、見直しを行っている傾向が見られた。

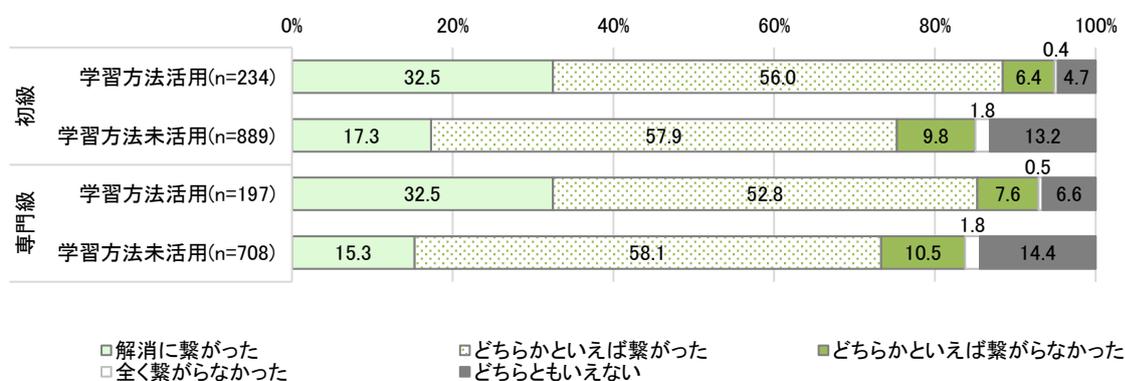
図表 59 指導方法の見直しを行った経験



(7) 技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか

介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は、技能実習生の学習進捗の解消に繋がったか否かについて、初級、専門級のいずれにおいても、学習方法活用群の方が、未活用群に比べて、「解消に繋がった」との回答割合が高い傾向であった。

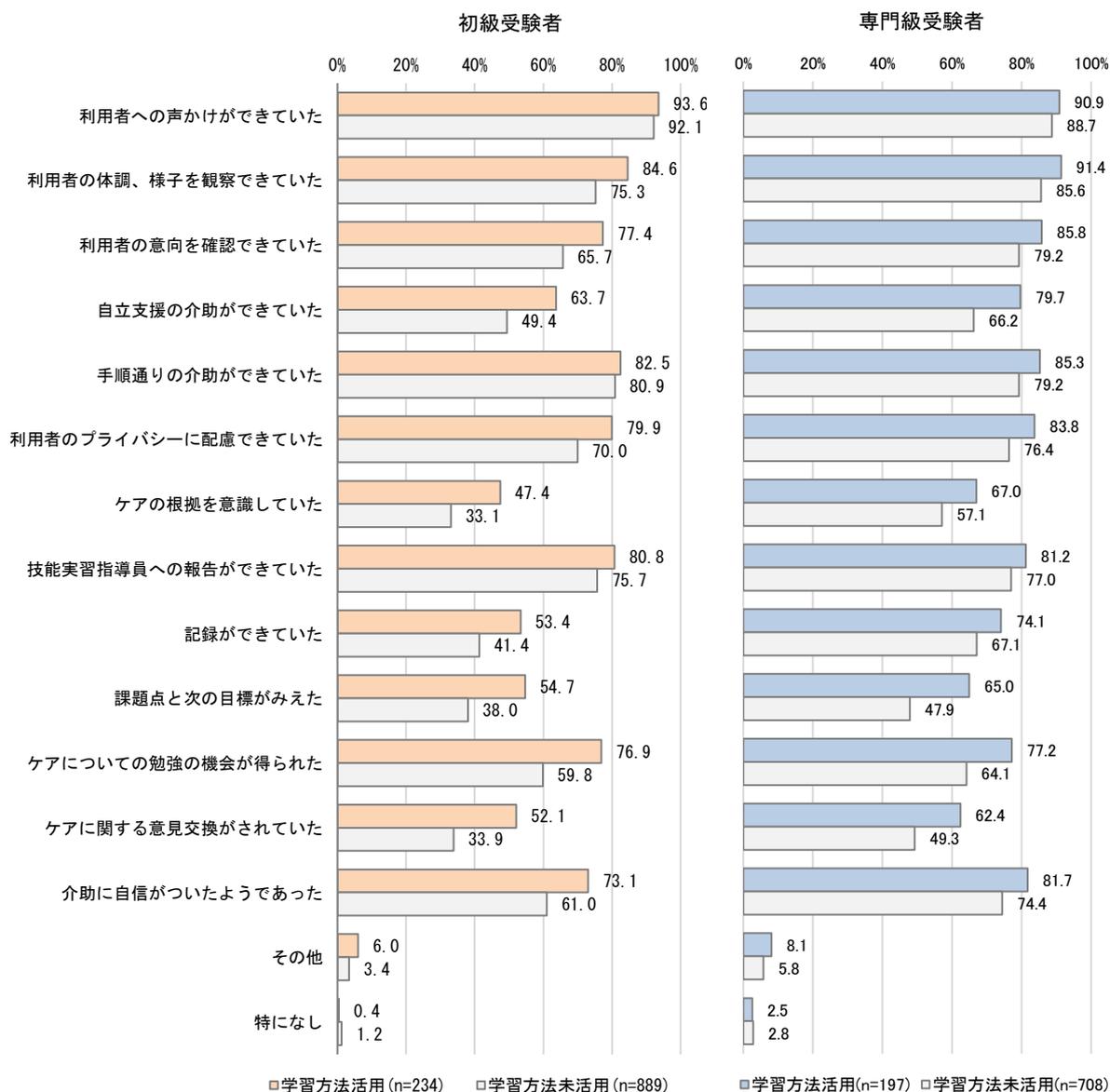
図表 60 技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったか



(8) 技能実習生の業務でみられた姿勢

介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて、技能実習生の業務でみられた姿勢について、初級、専門級それぞれにつき、学習方法活用群の方が、未活用群に比べていずれの項目でも高い傾向であった。

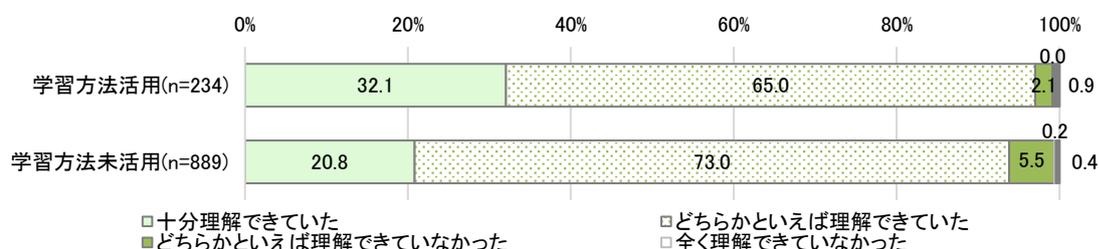
図表 61 技能実習生の業務でみられた姿勢



(9) 実技課題の日本語の理解度

技能実習生の学科試験問題（過去問を含む）や実技課題の日本語の理解度について、学習方法活用群の方が、未活用群に比べて、「十分理解できていた」と回答した割合が高い傾向であった。

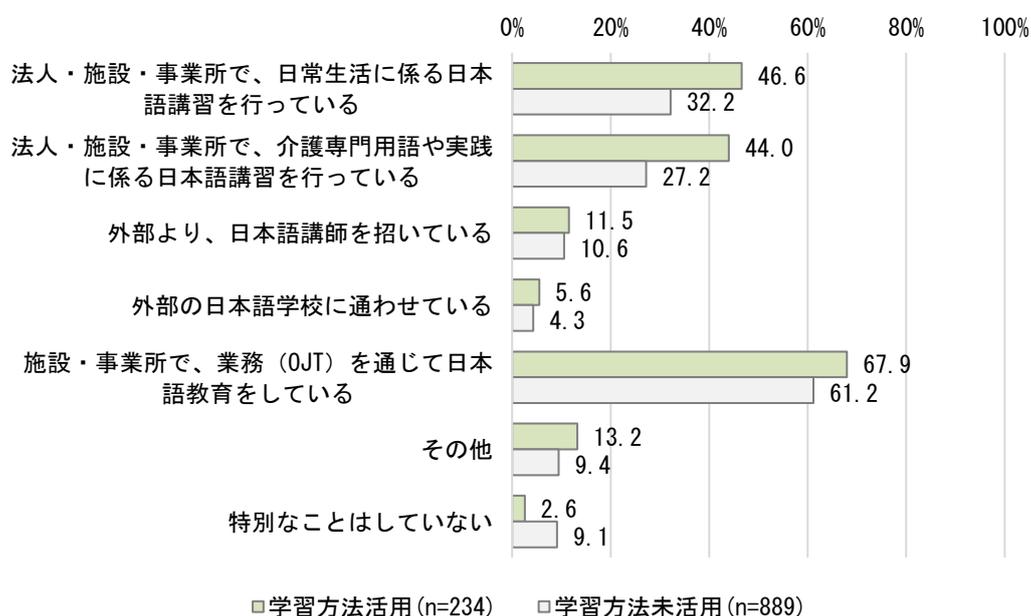
図表 62 学習方法の活用状況別・実技課題の日本語の理解度



(10) 技能実習生への日本語教育の対応

技能実習生への日本語教育の対応について、学習方法活用群の方が、未活用群に比べて、日本語教育の実施においても、各項目につき高い傾向がみられた。

図表 63 学習方法の活用状況別・技能実習生への日本語教育の対応



11. 技能実習指導員へのアンケートのまとめ・考察

(1) 主たる調査結果（単純集計結果）

1. 施設・事業所の属性	<ul style="list-style-type: none"> 法人種別：「社会福祉法人（社協以外）」55.1%、「医療法人」22.4%、「営利法人」16.3% サービス種別：「介護老人福祉施設」46.5%、「介護老人保健施設」13.2%、病院・診療所10.8%
2. 回答者属性	<ul style="list-style-type: none"> 介護業務経験年数：「15年以上」が61.7%、「10年以上15年未満」25.9%、「9年以上10年未満」3.6% 担当した技能実習生の人数： <ul style="list-style-type: none"> 初級：平均値4.5人、中央値4.0人 専門級：平均値2.7人、中央値2.0人 上級：平均値0.2人、中央値0.0人 「介護福祉士」以外に有する資格または受講した講習等：「介護の技能実習指導員講習会」35.7%、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」30.9%、「介護福祉士実習指導者講習 修了」25.7%
3. 外国人介護人材の受入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> 2023年12月1日時点における外国人介護人材の累積人数：平均値：7.8人、中央値：6.0人 2023年12月1日時点における在留資格別の技能実習生の人数： <ul style="list-style-type: none"> 第1号技能実習：平均値1.4人、中央値0.0人 第2号技能実習：平均値2.2人、中央値2.0人 第3号技能実習：平均値0.3人、中央値0.0人 2023年12月1日現在までの技能実習生の評価試験受検実績： <ul style="list-style-type: none"> 初級：平均値5.0人、中央値4.0人 専門級：平均値2.7人、中央値2.0人 上級：平均値0.2人、中央値0.0人 次の級に進まなかった技能実習生がいる場合の理由：「他の在留資格に切り替えた」34.2%、「帰国した」30.8%、「他の法人・事業所・施設に移った」23.7%
4. 施設・事業所の技能実習生に対するOJTの「体制」	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生のOJTに関わっている技能実習指導員の人数：平均値6.5人、中央値4.0人 1人の技能実習生に対し責任を持って関与する技能実習指導員の人数：平均値3.2人、中央値2.0人
5. 技能実習生に対する実習指導状況	<ul style="list-style-type: none"> 指導者間での介助手法や対応方法に関するすり合わせを「よく実施している」、「どちらかといえば実施している」合計：初級91.7%、専門級87.8% 指導者間で介助手法や対応方法に相違や齟齬が生じると「とても感じる」、「やや感じる」合計：初級45.7%、専門級41.8%
6. 技能実習生に対する評価試験に向けた対応の取組	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生が受検する介護技能実習評価試験の試験課題内容を「十分把握している」、「やや把握している」合計： <ul style="list-style-type: none"> 初級の学科試験95.6% 初級の実技試験98.5% 専門級の学科試験90.3% 専門級の実技試験95.0% 介護技能実習評価試験に向けた学習・準備状況：「実技試験に向けた実技講習をしている」89.0%、「試験の過去問題の練習をさせて

	<p>いる」80.8%、「実技試験に向けた講習をしている」55.4%、「特段、学習や準備対応はしていない」0.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技能実習実施計画」や「介護職種 技能実習評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」の実習内容を介護技能評価試験前までに全て「十分実施できている」、「やや実施できている」合計：初級96.1%、専門級95.1% ・介護技能実習評価試験後の試験のフィードバックや技術の修正等を「実施している」、「どちらかといえば実施している」合計：初級71.2%、専門級66.9% ・介護技能実習評価試験（講習、模擬試験、試験結果等）を受けて、日ごろの指導方法の「見直しをしたことがある」：初級36.6%、専門級30.7% ・技能実習評価試験の受検に備えた技能実習生の現状スキルの確認方法：「評価基準をもとに、実習指導員による評価を行った」が最も多く、初級65.7%、専門級63.4% ・技能修得に時間を要している技能実習生に対して、できるだけ実習時間を確保できるように、受検日程を「調整したことがある」：初級52.4%、専門級48.3% ・介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は、技能実習生間の学習進捗差の「解消に繋がった」、「どちらかと言えば解消に繋がった」合計：初級78.0%、専門級75.9% ・介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて、実習生の業務でみられた姿勢： <ul style="list-style-type: none"> 初 級 1 位 「利用者への声かけができていた」92.4% 初 級 2 位 「手順通りの介助ができていた」81.2% 初 級 3 位 「利用者の体調、様子を観察できていた」77.2% 専門級 1 位 「利用者への声かけができていた」89.2% 専門級 2 位 「利用者の体調、様子を観察できていた」86.9% 専門級 3 位 「利用者の意向を確認できていた」80.7% ・技能評価試験に向けた対応において、技能実習生は、学科試験問題（過去問を含む）や実技課題の日本語を「十分理解できていた」、「どちらかといえば理解できていた」合計：94.5% ・技能評価試験に向けた対応において、技能実習生への日本語教育：「施設・事業所で、業務（OJT）を通じて日本語教育をしている」62.6%、「法人・施設・事業所で、日常生活に係る日本語講習を行っている」35.2%、「法人・施設・事業所で、介護専門用語や実践に係る日本語講習を行っている」30.7%、「特別なことはしていない」7.7% ・介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を、他の介護人材の育成（外国人人材/日本人職員等）に「活用している」20.8%、「活用していない」60.6%
7. 実技試験課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・初級：安全衛生業務の指導：「車いすの点検方法の指導」が86.1%。それ以外の項目は9割以上が実施との回答 ・初級：安全衛生業務の実施：「車いすの点検の実施」が83.3%。それ以外の項目は、9割以上が実施との回答 ・初級：身体介護業務の指導：いずれの項目も9割以上「指導している」との回答 ・初級：身体介護業務の実施：いずれの項目も9割以上「実施してい

	<p>る」との回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門級：安全衛生業務の指導：「咳やむせこみが起きたときの対応記録の指導」が 86.8%。それ以外の項目は 9 割以上が実施との回答 ・ 専門級：安全衛生業務の実施：「咳やむせこみが起きた時の対応記録の実施」84.8%。それ以外の項目は 9 割以上が実施との回答 ・ 専門級：安全衛生業務の指導：感染症対策について、いずれも 9 割以上「指導している」との回答 ・ 専門級：安全衛生業務の実施：感染症対策について、いずれも 9 割以上「実施している」との回答 ・ 専門級：身体介護業務の指導：いずれの項目も 9 割以上「指導している」との回答 ・ 専門級：身体介護業務の実施：「利用者の残存機能を活かす介助方法の実施」89.7%。それ以外の項目は 9 割以上が実施との回答
<p>8. 介護技能実習評価試験の実施について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実技試験課題の実施にあたり利用者選定で迷うケース：「よくあった」「ときどきあった」合計 58.8% ・ 実技試験課題の実施にあたり利用者の同意が得られないケース：「よくあった」「ときどきあった」合計 18.1% ・ 実技試験の実施にあたり試験直前（試験実施日）に利用者を変更した経験：「よくあった」「ときどきあった」合計 23.6%

(2) 単純集計結果より

技能実習指導について

- ・ 実習指導員間では、初級・専門級のいずれにおいても約9割が指導内容のすり合わせをしつつも、半数近くの回答事業所では、指導者により介護の手法や対応方法の齟齬が生じていると認識されている。

介護技能実習評価試験に向けた対応

- ・ 回答事業所の9割以上では、評価試験課題がどのような内容かを把握しており、9割近くの事業所で試験を意識した準備として実技講習を実施している。約8割の事業所では、過去問題の練習を行っている。指導の現場において、技能実習を行うにあたり、実習生が受検する評価試験がどのようなものなのかを把握して指導にあたっていること、またそこに向けた対応準備を行っていることが読み取れる。また評価試験に向けた日本語教育は、9割超の実施となっており、介護技能に関する対応を上回る結果となっている。評価試験に向けては、介護技能のみならず、日本語能力が必須として取り組まれているといえる。

介護技能実習評価試験の受検機会

- ・ 回答者の9割超が、評価試験前までに、「技能実習実施計画」や「介護職種技能実習評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」の実習内容を実施できていると読み取り、技能移転状況の確認としては、技能実習計画を遂行するにあたり、妥当なタイミングで試験の機会が持たれていることが読み取れる。
- ・ 介護技能実習評価試験に向けた対応や受検について、7割以上の事業所において、技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がったとの回答であり、技能実習制度として設計されているOJTの仕組みが、機能しているものと読み取れる。この点、アンケートの自由記載に寄せられた意見においても、評価試験があることで目標に向かい勉強ができること、知識や技術の習得具合や熟練度が確認できる機会となっている等、「評価試験」の機会が実習過程の道標になっている実態がうかがえる。

介護技能実習評価試験後の取り組み

- ・ 介護技能実習評価試験後の試験のフィードバックや振り返りについては、約7割程度の実施状況であり、3割程度の事業所では受検を受けてのCheckの取組は十分ではないことが読み取れる。
- ・ また評価試験を受けて、日頃の指導方法の見直しがされており、介護技術や指導方法の修正等に繋がっているところは、3割程度に限られる。
- ・ 見直しの内容としては、実習に係る「介護技術」自体を見直したとの回答や、教材の見直し、指導者側の介助内容自体の見直し、指導方法の見直し、指導に用いる日本語表現の見直しなどがあげられ、移転すべき技能と、試験で問われている技能と、平素に提供する技能との整合をはかるべく、軌道修正や改善が図られていることがうかがえる。
- ・ 評価基準を用いた実習指導員による評価・把握を行っている事業所は6割程度に留まり、介護技能実習制度によりOJTが展開されているものの、評価基準を用いて評価を行うという体系的なOJTを行っている事業所は限定的であることが示された。

介護技能実習実技評価試験について

- ・ 介護技能実習評価試験について、実技試験課題の内容別に、現場での指導実態と実習生の業務実態を伺ったところ、初級・専門級ともに、指導実態と業務実態は概ね合致しており、実技試験課題と現場実態に特段の乖離は生じていない、と読み取れる。
- ・ アンケート結果のうち、現場の指導実態および業務実態について最も低かったのは、初級の「安全衛生業務」では、車いすの点検であった（指導が 86.1%、実施が 83.3%）。初級の「身体介護業務」においては、いずれの項目も 9 割以上の指導・実施であった。
- ・ 専門級においては、「安全衛生業務」で最も低かったのが、「咳やむせこみが起きたときの対応記録」に関し、指導が 86.8%、実施が 84.8%であり、それ以外はいずれも 9 割以上の指導と実施との回答であった。「身体介護業務」では、全ての項目において指導・実施ともに 9 割以上が実施しているとの回答であり、現場の指導、実習内容、評価試験課題は、整合性が取れているものと読み取れる。
- ・ 実技試験の利用者選定については、6 割近くが選定に迷われたことがあるものの、当日の利用者変更は 2 割程度と、実習実施者の調整により試験実施に至っている実態が読み取れる。

介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて実習生の業務でみられた姿勢

- ・ 初級受検後の実習生、また専門級受検後の実習生の業務でみられた姿勢について伺ったところ、介護技能、業務姿勢に係る事項において初級段階よりも専門級のほうが高くなる傾向が確認された。
- ・ 特に初級と専門級の差が大きい項目として、「記録ができていた」（24.7 ポイント差）、「ケアの根拠を意識していた」（23.1 ポイント差）、「自立支援の介助ができていた」（16.8 ポイント差）等があげられる。また、「ケアに関する意見交換がされていた」（14.5 ポイント差）、「介助に自信がついたようであった」（12.5 ポイント差）などがあげられる。
- ・ 初級段階では、手順の遵守、といった基本的な行為はなされているものの、実習を通じて介護技能の習得がはかられ、専門級試験受検後の段階では、介護の基本理念の理解、基本理念を踏まえた対応や利用者状態の観察、配慮ができるようになっている傾向が示されている。また、職場においてケアに対する積極的な意見交換に加わっており、各自の自信につながっているものと読み取れる。
- ・ こうした結果から、介護技能実習制度においては、実習期間が増し、介護技能実習評価試験に向けた対応を重ねるにつれ、着実に介護技能の習得が図られていると読み取ることができる。

(3) クロス集計結果より

① 技能実習生の現状スキルの把握方法： 評価基準を用いた評価実施/未使用別

アンケート集計結果を受け、事業所・施設のOJT体制の観点から、クロス集計を行ったところ、技能実習生に対して評価基準を用いた評価を行い指導にあたっている群（OJT体制を整備している群）の方が、以下の事項の実施等につき、未使用群よりも高い傾向が確認された。

- ・ 技能実習生の現状スキルの把握方法として「評価基準」を使用して評価を実施している場合、下記の傾向が見られた。
 - ✓ 指導者間での介護の手法や対応方法のすり合わせを「よく実施している」傾向
 - ✓ 介護技能実習評価試験の試験課題の内容を「十分把握している」傾向
 - ✓ 介護技能評価試験前までの実習内容を「十分に実施できている」傾向
 - ✓ 介護技能実習評価試験後、試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正の他、指導方法の見直しを行った経験のある事業所・施設が多い傾向
 - ✓ 技能実習生間の学習進捗差の「解消に繋がった」傾向
 - ✓ 実技課題の日本語を「十分理解できていた」傾向

- ・ 技能実習生の業務で見られた姿勢として、評価基準を用いた評価実施群と未使用群について8ポイント以上差が見られたものとして、初級では、「課題点と次の目標がみえた」（8.6ポイント差）、「利用者のプライバシーに配慮できていた」（8.4ポイント差）、「自立支援の介助ができていた」（8.1ポイント差）等が確認された。また、専門級では、「自立支援の介助ができていた」（13.3ポイント差）、「技能実習指導員への報告ができていた」（11.4ポイント差）、「ケアの根拠を意識していた」（10ポイント差）、「利用者のプライバシーに配慮できていた」（9.2ポイント差）、「課題点と次の目標がみえた」（8.5ポイント差）等の差異が確認された。

- ・ 技能実習生の現状スキル把握として「評価基準」を用いて評価までを行っている事業所・施設では、「評価基準」を用いない評価や、評価未実施の群に比べて、指導方法のすり合わせを図り、計画に即し実行、振り返り（フィードバック）、といった体系的なOJTを行っている傾向がうかがえた。

② 介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の活用状況別

介護技能実習制度の OJT 手法を他の職員にも活用しているかどうかの観点から、技能実習生への取組につきクロス集計をしてみたところ、以下の傾向が示された

- ・ 介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を他の介護人材の育成に活用している場合、下記の傾向が見られた。
 - ✓ 指導者間での介護の手法や対応方法のすり合わせを「よく実施している」傾向
 - ✓ 介護技能実習評価試験の試験課題の内容を「十分把握している」傾向
 - ✓ 介護技能評価試験前までの実習内容を「十分に実施できている」傾向
 - ✓ 介護技能実習評価試験後、試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正の他、指導方法の見直しを行った経験のある施設・事業所が多い傾向
 - ✓ 技能実習生間の学習進捗差の「解消に繋がった」傾向
 - ✓ 学科試験問題や実技課題の日本語の理解度について「十分理解できていた」傾向

- ・ 技能実習生の業務で見られた姿勢では、初級と専門級どちらも「課題点と次の目標がみえた」、「ケアについての勉強の機会が得られた」、「ケアに関する意見交換がなされていた」において介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法の活用有無による差異が大きく、「活用している」方がそれぞれ 10 ポイント以上高い。

- ・ 介護技能実習制度に組み込まれた学習方法を、他の職員に向けても活用している施設・事業所においては、未活用群と比べて、指導方法のすり合わせを図り、計画、実行、振り返りといった体系的な OJT を行っているとの傾向がうかがえた。

III. WG 検証結果

Ⅲ. WG 検証結果

【検証ワーキンググループの位置づけと設置】

「学科試験問題」、「実技試験課題」に係る具体的な検証を行うにあたっては、現に「介護技能実習評価試験」が実施されていることや、試験問題等については極めて秘匿性が高いなどの理由から、委員会等において詳細に明示することができないため、第1回検討委員会において、別途、検証ワーキンググループ（以下、「検証WG」という。）を設置すること及びその構成員として川井委員長と伊藤委員を選任することが議決された。

検証WGでは、事務局より「介護技能実習評価試験」の仕組みの構築の経緯等に関する説明のほか、これまでの「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の学科試験、実技試験の実施状況を報告し、提示した各種データを基に検証を行った。

本章では、これら検証に用いた資料等の中から、可能な範囲で検討経緯の説明や実績データ等の資料を掲載するとともに、その検証結果の概要について取り纏めている。

1. 「介護技能実習評価試験」の仕組みの構築過程について

(1) 技能実習制度への「介護職種」追加の経緯

技能実習制度における職種追加にあたっては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第6号）第44条第1項に規定する検定職種に該当しない場合は、当該職種の属する事業を所管する省庁が同意していることを前提に、当該職種に関する技能実習評価試験（技能実習法第8条第2項第6号において規定する技能実習評価試験をいう）を整備することにより、移行対象職種として追加することができる。

「介護職種」については、評価に関する既存の枠組み（技能検定職種）が構築されていなかったことから、業所管庁である厚生労働省の同意を得て、同省の人材開発統括官の定める「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」に基づき、制度共通のルール及び他職種の技能実習評価試験の内容及び方法を踏まえつつ、以下の【図表64】の流れに沿いながら、介護業界の関連団体の総意に基づき追加手続きが進められてきたものであった。

また、具体的に介護職種に係る技能評価試験（技能実習の成果が評価できる公的評価システム）を構築するにあたっては、評価試験の基準案、試験案を作成した上で、試行運用によって公正な評価結果が得られていること、これらの結果を踏まえ、業界の総意としての合意形成がなされていることなどの諸条件をクリアした上で、厚生労働省人材開発統括官の下に設置された「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」における審査を経て認可されていた。

このように、介護職種の追加にあたっては、厚生労働省の人材開発統括官の定める「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」に基づき、その手順にしたがって準備が進められ、介護業界の関連団体の総意に基づき構築されてきたものであった。

図表 64 職種追加の流れ

【3】外国人技能実習制度に介護職種が追加になった背景

(4) 職種追加の流れ (技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領 (平成30年3月厚生労働省人材開発統括官) より)

① 関係者の合意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業界内の合意 2. 海外の実習ニーズの把握 (自国において技能の習得ができないことが条件) 3. 業所管省庁 (厚生労働省) への相談 4. 外国人技能実習機構への連絡 5. 海外人材育成担当参事官室から業所管省庁 (厚生労働省) に対する同意の照会・回答等
② 評価試験案の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 評価試験の基準案、試験案の作成 2. 試行運用
③ 技能実習計画の審査基準案の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の範囲の明確化 2. 技能実習計画の審査基準案を作成
④ 専門家会議における確認及びパブリックコメント	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家会議における意見聴取 (介護職種の概要/試験の公正性・公平性等) 2. パブリックコメント 3. 専門家会議における認定基準の適合性の確認
⑤ 技能実習評価試験の認定、審査基準の決定及び施行規則の改正	<p>④の結果を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人材開発統括官は試験の認定及び審査基準の決定 2. 法務省及び厚生労働省は施行規則の改正
⑥ その他 (固有要件等)	<p>当該職種の固有の事情に基づく独自の要件を課す場合には、業所管省庁 (厚生労働省) が内容の検討を行い、法務省及び厚生労働省と協議の上、告示を行う。 告示の内容については、業所管省庁 (厚生労働省) が専門家会議に出席し、説明を行う。</p>

なお、こうした「介護技能実習評価試験」の構築にあたっては、技能実習制度における既存の公的評価システム (他職種) の評価システム及び認定基準等の要件はもとより、厚生労働省の「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」(平成27年2月4日)の内容及び「介護職種」の追加にあたって求められた固有の要件等を踏まえながら、平成28年度に当会内に設置した「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」の検討委員会において、「技能評価システムのあり方」、「学科試験の試験評価項目」、「実技試験の方法及び試験課題」等が検討されている。

【図表65】は、技能実習で対象とする介護に係る業務を類型化するとともに、介護技能実習評価試験の構造についてイメージ化したものである。【図表66】は、さらに、この類型化にあたっての考え方を整理し、我が国の介護職の到達点として、介護業務は単なる作業としての技能の移転ではなく、人間の尊厳、自立支援、コミュニケーションの重要性など、そのベースとなる考え方の理解も重要であることが盛り込まれていた。

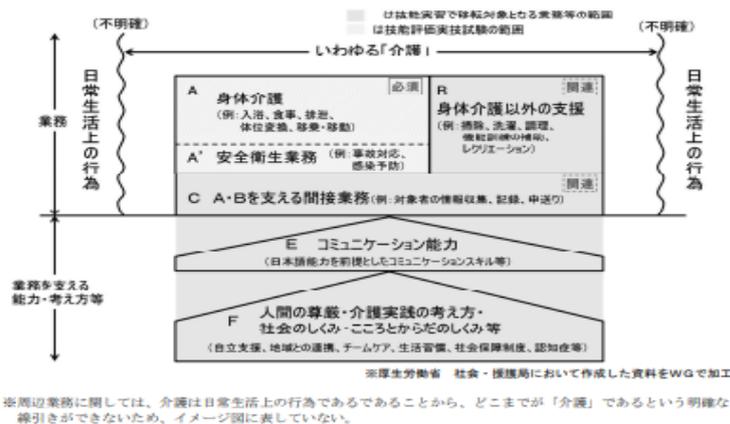
このように介護技能実習評価試験の学科試験問題、実技試験課題の原案が取り纏められた後、介護現場 (特別養護老人ホーム・老人保健施設等) において、実際に介護業務に従事している外国人介護人材 (日本人の配偶者等) を「受検生 (技能実習生) 役」とし、介護現場での経験が豊富な介護福祉士に「技能実習指導員役」並びに「試験評価者役」として、試行試験が実施され、公的評価システムとしての公正性・公平性・均質性等の検証、並びに実際の外国人の日本語の理解度の検証、試験評価者の評価手法の検証等が行われていた。

こうした検証データ等を基に、さらに検討が進められ、「評価試験の基準案」「試験実施方法等の案」が策定されていた。これらの案については、介護分野の関係団体が参画する協議体に諮り、各種

意見を求めるとともに、修正等が行われていた。特に、「事故対応」「感染症対応」などについては、「初級試験」から学科試験問題、実技試験課題とするよう強い要請があったとのことであり、これらの要請は、現在の介護技能実習評価試験に反映されていた。

さらには、前述の厚生労働省人材開発統括官の下に設置された「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」では、試行試験等の結果を踏まえ、試験の公正性、公平性について意見が出されていたが、こちらについても現在の介護技能実習評価試験に反映されていた。

図表 65 技能実習で対象とする場合の「介護」のイメージ



また、上記を具体的項目ごとに大項目・中項目として整理すると下表のとおりとなる。

業務	大項目	中項目
必須業務	身体介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴 ・食事 ・排泄 ・衣服の着脱 ・体位変換 ・移乗・移動 ・利用者の特性に応じた対応
	安全衛生業務	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防 ・事故対応
関連業務	身体介護以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除、洗濯、調理 ・機能訓練の補助・レクリエーション ・情報収集 ・記録・報告
周辺業務	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・用品管理
業務を支える能力・考え方等		<ul style="list-style-type: none"> ・心身機能・身体構造の理解 ・日本文化・社会の理解 ・対人関係 ・コミュニケーション

出典：平成 28 年度社会福祉推進事業 「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」報告書 (一般社団法人シルバーサービス振興会) より抜粋

○前述した「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」の検討委員会においても、「技能実習制度における実技試験は、「技能」が適切に移転されているかを評価するものである。介護分野においては、単なる作業の遂行を評価するものではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為が行われているかを含めて評価を行う必要があり、個々に異なる利用者の状態像に応じた介護行為を行えるかどうかを評価することが求められる。」とされていた。

また、この検討の際に①人形を利用者に見立てる方法、②モデルを利用者に見立てる方法も検討されたが、①の場合には、介護において欠かせない利用者への声掛け（状態像の確認や介護行為の説明）や、利用者の同意確認等のコミュニケーションや状態像の再現性がないこと、②の場合には、モデルに対して詳細な利用者像の設定をする必要があることから、実際にこの手法を用いた検証の結果、モデルや技能実習生が事前にこうした詳細な状態像を理解しておかなければならないという負担が課題となった。また、技能実習生が目指す到達水準は「自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方にに基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を提供できる」であるのに対して、モデルは決められた動作しか取らないため、技能実習生が被介護者の心身の変化に合わせた介護を実践できることを評価することはできない。さらに、モデルの準備、状態像を理解させるための教育等にも負担が生じることが課題となっていた。

こうした介護技能実習評価試験の試験実施方法の検討経緯については、事務局より【図表 67】～【図表 73】を用いて説明がなされた。

また、こうした試験実施方法は、製造業等で多用されている集合形式による試験（同一会場において、予め日時・場所を設定し、ここに受検生、技能実習指導員、試験評価者といった関係者が集い、同じ条件の下で試験を実施する方法）に比べて、関係者間の日程調整等が煩雑になるとともに、多くの試験評価者を養成しなければならなくなること、一方、介護人材不足が深刻化する介護現場の状況に鑑み、試験評価者のみが移動することで足りる上、試験評価者も各都道府県内に配置され、原則として都道府県内での移動（近隣の地域での試験実施）となることから、試験終了後に現場に戻れるというメリットもあることなどが確認された。

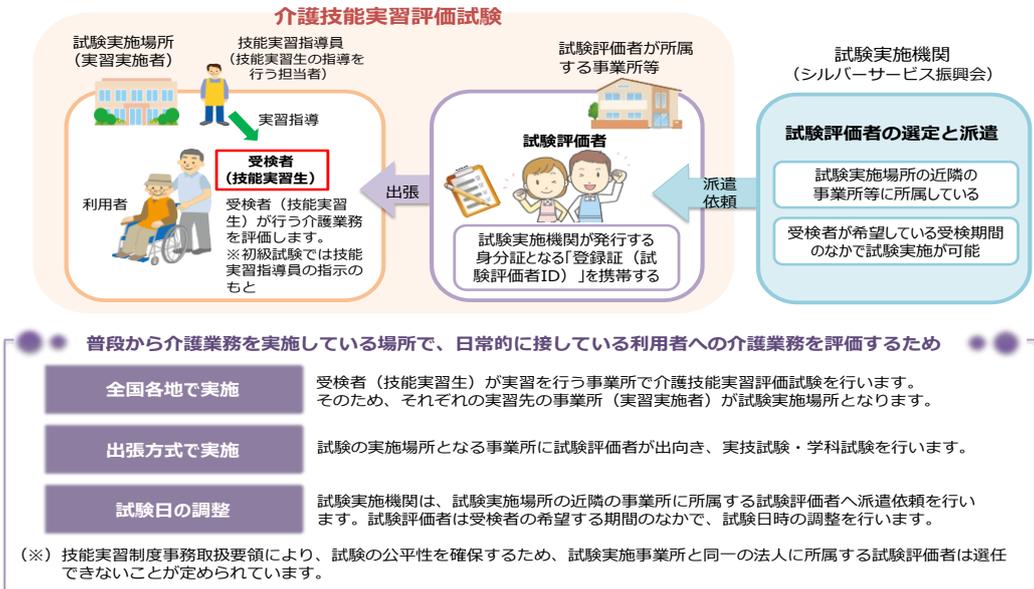
このため、介護分野の関係団体による協議の場が設けられ、こうした試験方式について丁寧な説明を行った上で業界の総意として承認されたものであった。

さらには、こうした試験実施方法については、介護現場からは、「利用者の負担が大きいのではないか」、「利用者の選定が難しい」等の意見が寄せられていたが、こちらについても、監理団体や実習実施者に対して、前述した検討経緯等について丁寧に説明がなされるとともに、利用者に対しても介護技能実習評価試験の意義や利用者にご協力いただく理由について、説明文書を交付するなどの的確な対応がなされていた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応についても検証したが、適時、適切な対応がなされていた。

図表 67 試験の実施方法

【1】介護技能実習評価試験の仕組み

(3) 試験の実施方法



図表 68 介護分野における適切な評価システムとは

【1】介護技能実習評価試験の仕組み

(1) 介護技能実習評価試験 検討の経緯

介護分野における適切な評価システムとは

- 「技能実習制度」は、**実習実施機関 (技能実習指導員) による現場でのOJT**を通じて、技能実習生の出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を目指して実施されるものであり、「技能移転」を通じた国際貢献のしくみである。
- 「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等にかかる事務取扱要領 (以下、「取扱要領」という。)」においては、「評価システム」の要件として、「試験内容及び方法が、試験職種に係る技能等の習慣等の程度を測るものとして適正、客観的かつ公正であること」と示されているが、「介護」には評価に関する既存の仕組み (技能検定又はこれに代わる公的評価システム) が予め確立されていないことから、新たな公的評価システムを構築する必要があった。
- 厚生労働省に設置された「**外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会～中間まとめ～**」 (以下、「在り方検討会」という。) において、適切な公的評価システムの構築にあたっては、介護は、単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適当であるとされた。
- 「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業報告書」 (以下、「調査研究委員会」という。) においては、「従来の技能実習制度においては、ものづくり等の対物サービスが中心であり、介護は対人サービスであるため、従来の公的評価システムとは根本的に異なることを理解しておかなければならない。」とされ、「**介護分野における技能評価においては、技能実習生の受入機関が技能実習生に対して実践力としての介護技術を教え、実技試験の評価にあたっては、技能実習の成果として、利用者の自立支援を実現するため、利用者の状態に応じた介護行為を行っているかどうかを評価すべきである**」とされた。

図表 69 介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」①

介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」①

(1) 我が国における「介護業務」の定義と、介護保険法における基本理念

- 「介護業務」は、身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。
- 「介護保険法における基本理念」は、利用者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すること（第1条）

(2) 介護技能実習において、移転すべき「介護技能」についての検討結果

*技能実習は、技能実習指導員による現場でのOJTを通じて、出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を目指すもの

➤ 厚生労働省の「在り方検討会」での基本的整理

➡ 移転対象となる適切な介護の「業務内容・範囲の明確化」についての具体的対応の在り方

- 介護は対物サービスと性格が異なることから、「作業」ではなく「業務」として整理し、移転すべき介護業務の具体的な内容を明示することが必要
- 移転の対象となる「介護」業務が、単なる物理的な業務遂行とならないよう、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからだのしくみ等の理解に裏付けられたものと位置づけることが重要

➡ 適切な評価システムの構築にあたっての、「介護」の技能、技術または知識の特徴の認識

- 介護は、単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適当
- 評価対象については、介護にかかる動作として目視できる表層的な作業内容だけでなく、その業務の基盤となる能力、考え方も含めて評価項目、評価基準等を設定すべきである。（特に「認知症ケア」は我が国の介護技術の特徴をなすものである。）

図表 70 介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」②

介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」②

(前ページからの続き)

➡ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

- 「介護」は、日常生活上の行為を支援するものであり、多様な場で展開され得るものである。しかしながら、適切な技能移転を図るためには、移転の対象となる「介護」の業務が行われていることが制度的に担保されている範囲に限定すべき
- 実習実施機関の範囲については、「介護」の業務が関連制度において想定される範囲として、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において、「介護」の実務経験として認められる施設に限定すべき

➡ 適切な実習体制の確保

- 介護は利用者の生命、安全に密接に関与するものであり、介護サービスの質を低下させることなく、介護業務を円滑に遂行する必要があることから、技能実習生であっても、他の日本人と同様に、安定的に確実なサービスを提供することが求められる
- 技能実習制度では、技能実習指導員の要件を「5年以上の経験を有する者」としている。しかし、介護分野においては、適切な技能移転を図るため、介護に関する専門的知識・技術を担保することを目的として、原則として介護福祉士の資格を要件とすることが適当
- 適切なOJTを実施するためには、実習実施機関に対し、自主的な規制を含め、技能移転の対象項目ごとに詳細な技能実習計画書を作成することを求めるべき

図表 71 試験の構成と各級の目標レベル

[1] 介護技能実習評価試験の仕組み

(2) 試験の構成と各級の目標レベル

介護技能実習評価試験の位置付け

- ▶ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」）」（第8条第2項6号）
 - ➡ 技能実習の目標は主務省令で指定する試験に合格すること

- ▶ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（第6条）
 - ➡ 技能実習法第8条第2項6号の主務省令で指定する試験は、別表第一のとおりとされた

(別表第一)

職種	作業	試験	試験実施者
介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサービス振興会



介護業務の定義

- ▶ 身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。

図表 72 技能実習の区分と介護技能実習評価試験

介護技能実習評価試験と日本語能力試験等の両試験に合格することが必要

介護技能実習評価試験の内容

試験実施機関：シルバーサービス振興会

- 実技試験：技能実習生が利用者に対して行う**身体介護業務**および**安全衛生業務**を試験評価者が評価
- 学科試験：「**介護業務を支える能力・考え方等**」、「**身体介護業務**」、「**身体介護以外の支援**」、「**使用する用品等**」、「**安全衛生業務**」の知識を問う（試験問題は技能実習生が理解できる程度の平易な日本語を使用）

日本語能力試験など

- 第1号技能実習から第2号技能実習への移行を希望する場合、
- ▶ 日本語能力試験N3
- ▶ 又は、日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験（例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」）N3相当が必須

* (注) シルバーサービス振興会では、日本語能力試験は実施していません

技能実習の区分と介護技能実習評価試験

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が介護技能実習評価試験に合格していることが必要となる。また第3号技能実習修了時には、上級試験の受検が必要となる。

介護技能実習評価試験	受検（必須）	受検（任意）
第1号修了時（初級試験）	実技試験・学科試験	
第2号修了時（専門級試験）	実技試験	学科試験
第3号修了時（上級試験）	実技試験	学科試験

図表 73 受検資格と目標レベル

受検資格	
初級試験	技能実習制度の介護職種に関し、6か月以上の実務経験を有する者
専門級試験	技能実習制度の介護職種に関し、24か月以上の実務経験を有する者
上級試験	技能実習制度の介護職種に関し、48か月以上の実務経験を有する者

※いずれの場合も、入国後講習の期間は実務経験に含まない

目標レベル	
初級試験	試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
専門級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
上級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル



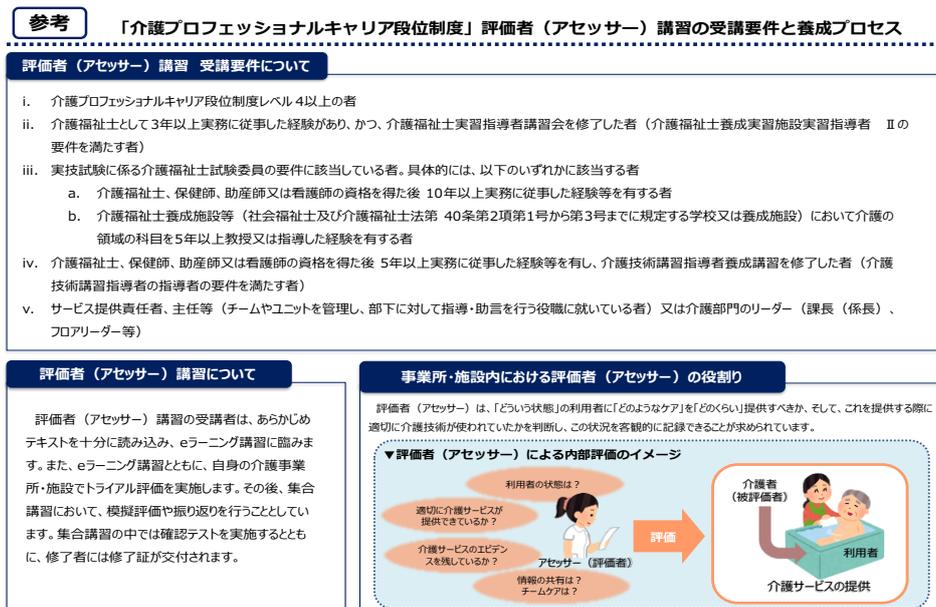
② 試験評価者の養成課程及び養成状況

平成 28 年度の「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」（シルバーサービス振興会）の検討委員会においては、試験評価者に求められるスキルについて【図表 74】のように整理されている。特に注目されたのは、介護技能実習評価試験の特性として「介護技能の修得状況を確認するために、普段から介護業務を実施している現場で、日常的に接している利用者への介護業務を評価する」という特性を踏まえる必要があったことと、我が国の介護職の到達点である「利用者の状態像に応じて適切なケアを提供する」ことを評価するために、高い「現認」スキルが求められたことであった。

図表 74 試験評価者に求められる資質



図表 75 評価者（アセッサー）講習の受講要件と養成プロセス

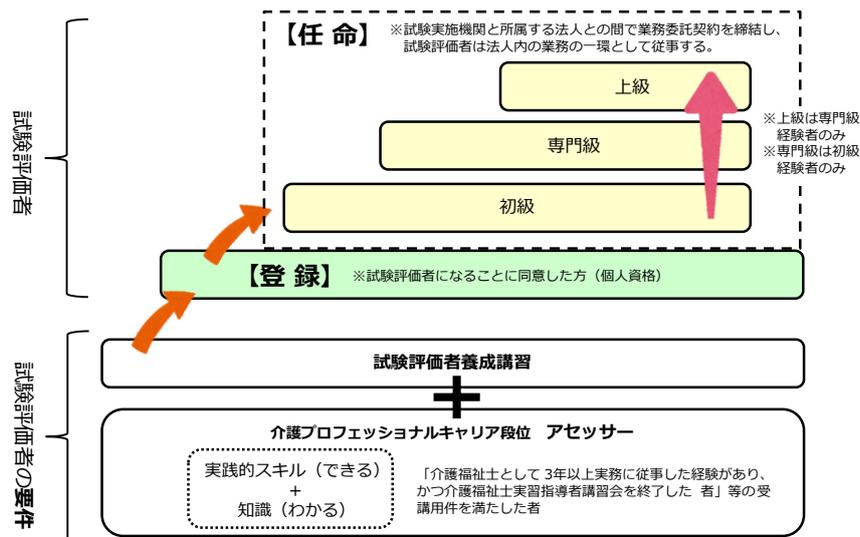


このため、試験評価者の要件及びその養成課程としては、【図表 76】に示したように、介護プロフェッショナルキャリア段位制度におけるアセッサー資格を有し、「介護技能実習評価試験 試験評価者養成講習」の全ての課程を修了した者を「試験評価者」として登録することとされている。

これは、試験評価者は、介護現場で受検生（技能実習生）が実際に利用者に対して実施している介護行為を見ながら、その場で即時的に評価を行わなければならないことから、「現認」のスキルが高く求められることから、こうした「試験評価者」の要件及びその養成課程については、介護現場で試験を実施する上では、妥当かつ適正であると考えられる。

しかしながら、「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」が、順次導入されてきたことから、初級試験施行時、専門級施行時に試験評価者となった者については、その後の試験に関する講習を追加しなければならず、現在、こうしたフォローアップのための追加講習と、全ての試験について受講する講習の双方を実施している。今後は、試験件数の増加に伴う試験評価者の適時・適切な養成はもとより、試験評価者の均質化、レベルアップの取組みが重要であると考えられる。

図表 76 評価試験者養成の過程



検証結果としては、【図表 77】の図のとおり、現在のところ、試験評価者は全ての都道府県に配置されているものの、稼働の状況を見ると都道府県ごとにばらつきがみられる。

これについては、技能実習生の受入れに係る情報が試験実施機関では把握しづらいという問題点や、介護キャリア段位制度のアセッサー資格者の養成状況についても、都道府県ごとにばらつきもあることが理由としてあげられた。

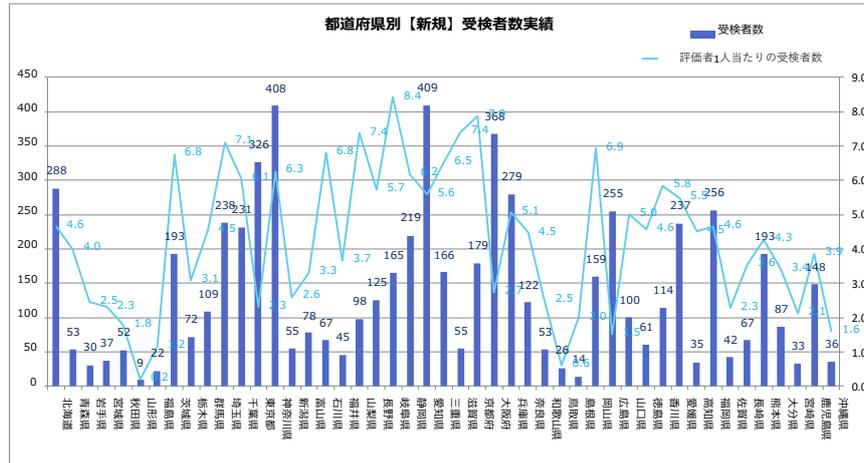
今後とも円滑かつ適正な試験実施に取り組むためには、特に試験評価者一人当たりの受検者数の多い地域を重点的に試験評価者養成に取り組む必要があると考えられる。また、介護現場を取り巻く状況の変化や、介護行為の技術的進歩も進んでいることから、試験評価者のスキルアップについても、適時、適切に取り組んでいく必要がある。

図表 77 都道府県別試験評価者1名あたりの受検者数

都道府県別試験評価者1名あたりの受検者数

※2023年9月末時点

登録者数：1,425名 任命者数：993名 **任命率：69.7%**



2. 「介護技能実習評価試験」の実績

(1) 「介護技能実習評価試験」の各年度の受検者数（月別・級別）の推移

我が国で初めてとなる介護技能実習評価試験は、2018年度（2019年3月）に4件の技能実習生に「初級試験」が実施された。以降、2019年度には2,206件、2020年度には4,785件、2021年度には7,226件、2022年度には9,048件と、増加傾向にあり、今後も増加が見込まれている。

図表 78 「介護技能実習評価試験」の各年度の受検者数（月別・級別）の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (R5.12月末現在)	合計
初級	4	2,206	4,703	4,176	5,393	3,992	20,474
専門級	—	—	82	3,050	3,655	3,683	10,470
上級	—	—	—	—	0	87	87
合計	4	2,206	4,785	7,226	9,048	7,762	31,031

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

ただし、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、政府においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令された。これに伴い、試験実施機関の対応策として、「緊急事態宣言」の対象区域及び対象期間中においては全ての試験を延期することとし、「まん延防止等重点措置」の対象区域及び対象期間中においては、原則として試験を実施するものの、試験実施が困難な場合であって、監理団体

(実習実施者)又は試験評価者から申し出があった場合には、試験日時を延期する等の対応を行っていた。

また、日本国内で感染者が確認された2020年1月以降は、入国規制の強化に伴い技能実習生の入国者数は急激に減少し、水際対策としての入国制限の強化により入国者ゼロの期間が続いた。逆に、こうした入国制限が緩和された後には、入国を待機していた技能実習生の入国が一気に強まったことから、その後の試験実施に大きく影響を及ぼすこととなった。このように、この間の試験実施件数の動向は、相対的には増加傾向にあった中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期と重なり、その影響を大きく受ける形となっていた。

こうした状況下にも関わらず、試験日の再調整等をしながらも試験実施を継続できたことは、試験実施機関のみならず、感染リスクを抱えながらも介護現場に赴く試験評価者の弛まぬ努力があったからであると推察され、適正な運営であったと評価できるのではないかと。

図表 79 技能実習生の入国者数



出入国管理庁 出入国管理統計表

https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_nyukan.html

以下に示すデータは、各年度の受検者数の推移（月別・受検級別）をグラフ化したものである。前述のとおり、試験実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が極めて大きかったことが見て取れる。

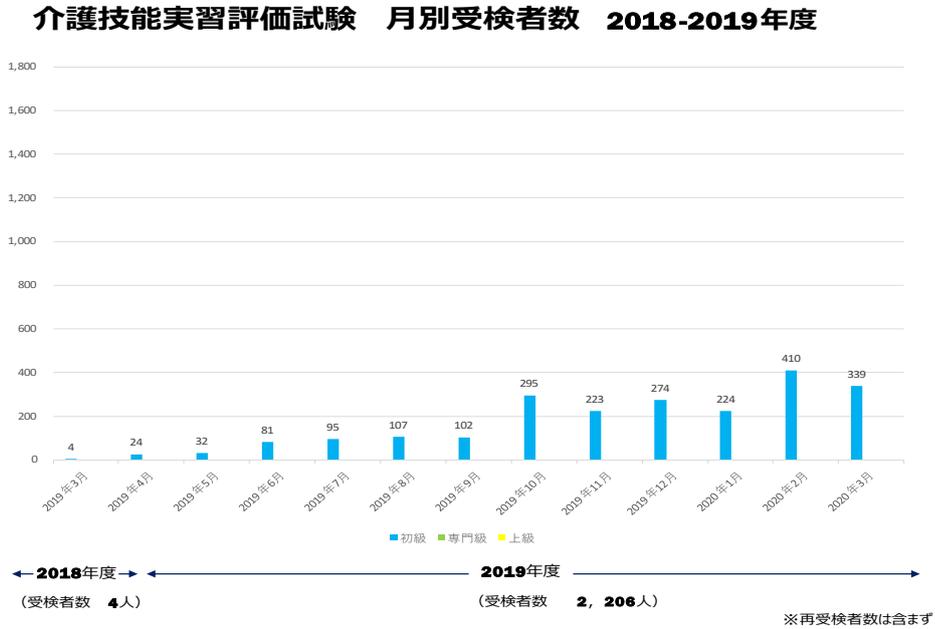
また、【図表 80～82】の「受検資格」とおり、「初級試験」の受検生は、入国後講習を修了した後、6か月以上の実務経験を経て受検することとなるため、入国制限をはじめとして、本国で待機後に一気に入国が増加し、受検までの期間も短いことから、1か月あたりの試験実施件数が1,000件を超える月もいくつか見られるなど、感染拡大の影響が最も大きかったことがうかがえる。

「専門級試験」は24か月以上の実務経験を経て受検できるため、受検期間に幅がある分、結果として受検時期を平準化するよう調整が図られたことがうかがえる。

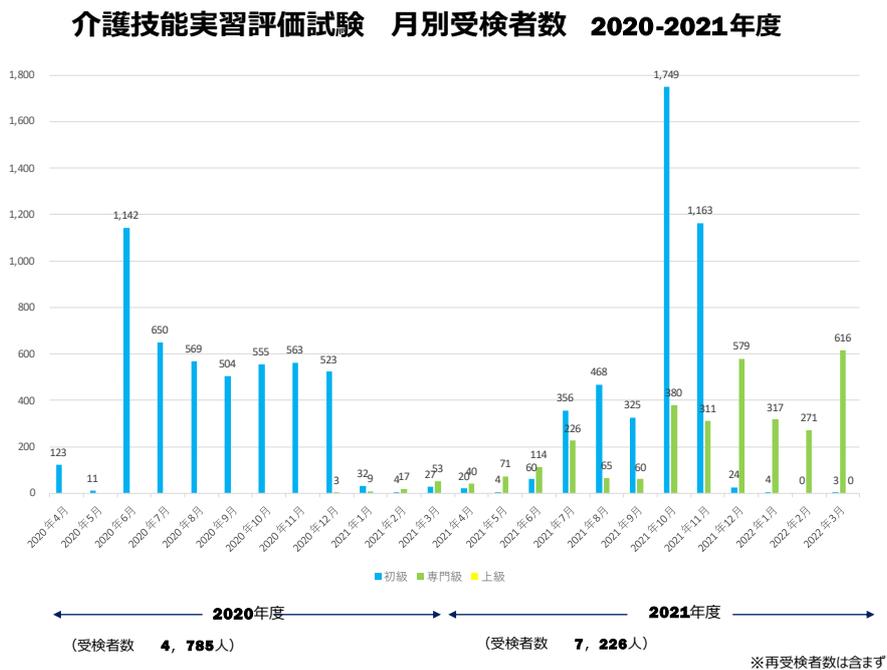
「上級試験」については、優良管理団体や優良実習実施者の下で48か月以上の実務経験を経なければ受検できない上、「専門級試験」に合格すれば、特定技能制度に移行できるほか、上級試験の受検前であっても、それまでに3年以上の実務経験があれば介護福祉士国家試験の受検資格を得られ、合格できれば在留資格「介護」に移行できることとなるため、受検する者が少ない傾向が見られる。

このように、介護技能実習評価試験では、受検生、試験評価者、技能実習指導員（初級の場合立ち合い）の3者の日程調整が難しく、在留期限もある中、適正に試験実施がなされていた。

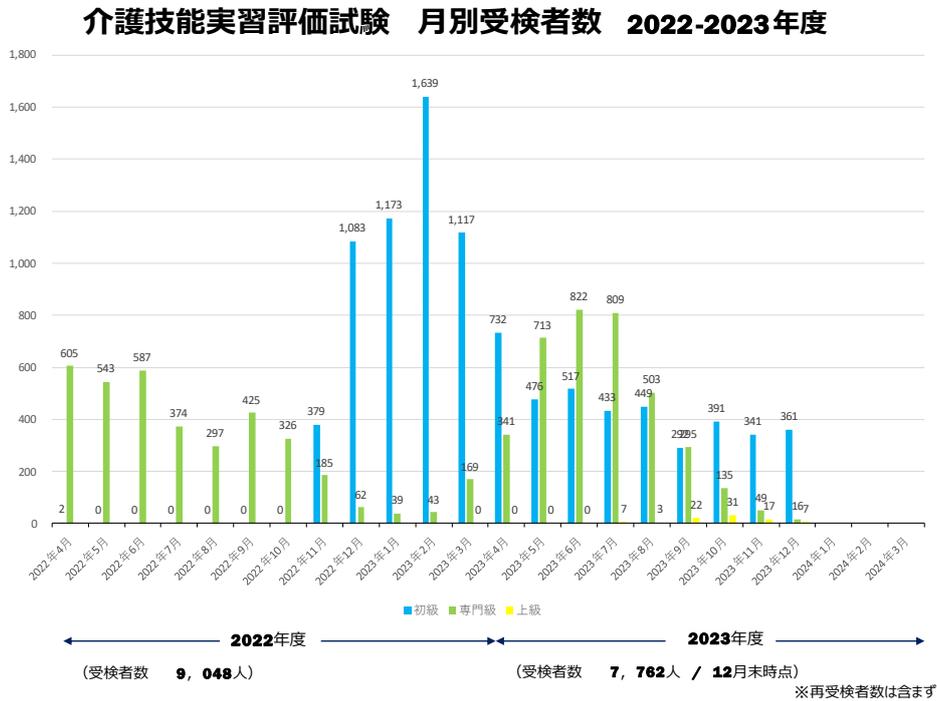
図表 80 月別受検者数 2018-2019年度



図表 81 月別受検者数 2020-2021年度



図表 82 月別受検者数 2022-2023 年度



図表 83 「介護技能実習評価試験」の実施状況

「介護技能実習評価試験」の実施状況

	本年度実績 (2023年12月末現在)	2022年度実績	累計 (2019年3月～)
初級試験 2019年3月施行	3,992件 (内 3,889件合格)	5,393件 (内 5,190件合格)	20,474件 (内 19,964件合格)
合格率	97.4%	96.2%	97.5%
専門級試験 2020年12月施行	3,683件 (内 3,648件合格)	3,655件 (内 3,622件合格)	10,470件 (内 10,369件合格)
合格率	99.0%	99.1%	99.0%
上級試験 2023年7月施行	87件 (内 86件合格)	0件	87件 (内 86件合格)
合格率	98.9%	—	98.9%
合計	7,762件	9,048件	31,031件

※初級は、学科試験・実技試験ともに必須であるため、「実績」には「学科・実技両方の受検件数」を表記している。
 ※専門級・上級は、学科試験の受検が任意となるため、数値表記は以下のとおりとしている。

- *1 「実績」には「学科・実技両方の受検件数」「実技のみの受検件数」が含まれる。
- *2 「合格率」は実技試験に合格した者のみで算出（例）学科→不合格、実技→合格の受検者の場合は「合格」「不合格件数」は実技試験が不合格だった者のみを表記（*2の例では、不合格件数には含まれない。）
- *3 「不合格件数」は実技試験が不合格だった者のみを表記（*2の例では、不合格件数には含まれない。）

※数値は初回受検時のものとし、不合格者の再受検件数は含まれない。

3. 「介護技能実習評価試験」の全体構成

(1) 「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の概要とレベルの考え方

名称	介護技能実習 評価試験（初級）	介護技能実習 評価試験（専門級）	介護技能実習 評価試験（上級）	
活用目的	技能実習1年目の 修得技能等の評価	技能実習3年目の 修得技能等の評価	技能実習5年目の 修得技能等の評価	
学科試験	日本語能力試験のN4程度		日本語能力試験のN3程度	
	言語 ○日本語とする（漢字かな交じり+漢字にルビ） ・受検生が理解できる程度（*注1）の平易な日常の言葉（「主語」+「修飾語」+「述語」程度）とし、口語体を用いる。 ・漢字かな交じり及び漢字にはルビを表記する。なお、介護現場にて使用頻度の高い用語については、漢字を用いた問題とする。 ○受検生の日本語能力に配慮し、初級においては、単語、文章を明らかにし読みやすくするため、「わかち書き」とする。 ○受検生の日本語能力に配慮し、初級においては、ローマ字併記（ヘボン式）をする。 「介護技能実習評価試験問題作成要領」より抜粋			
	解答方法	真偽法 (○×式)	多肢選択法（3択）	
	問題数	20問	30問	50問
	試験時間	60分		90分
実技試験	試験方法 受検生の実際の業務を現認し評価する試験+判断等試験（*注2）			
	試験時間 60分			
合格基準	【学科試験】65点以上の得点 【実技試験】60点以上の得点			
合否判定期間	試験後10~25日			
受検資格	技能実習制度の介護職種に関し、実務経験6ヶ月以上	技能実習制度の介護職種に関し、実務経験24ヶ月以上	技能実習制度の介護職種に関し、実務経験48ヶ月以上	
評価する技能レベル	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル（技能検定基礎級相当）	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル（技能検定3級相当）	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル（技能検定2級相当）	

（*注1）「受検生が理解できる程度」とは、厚生労働省告示第320号で定められた日本語要件に準じる。

（厚生労働省告示第320号）

第1号技能実習「日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること」

第2号技能実習「日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること」

（*注2）「判断等試験」とは、排泄や入浴等利用者のプライバシーに特に配慮が必要な身体介護業務や、事故等への対応等実際に発生していなくてもその技能・知識の習得を評価しなければならない項目について、写真や画像等を用いて、受検生の実際的な判断を評価する手法のこと。

(2) 「学科試験問題」「実技試験課題」の審議プロセス

① 「作問会議」

○事務局（介護福祉士、精神保健福祉士含む）が、評価試験委員会の委員（1名）の指導・助言を受けながら学科試験問題、実技試験課題の原案を作成する。



② 「介護技能実習評価試験委員会」

- 委員総数（8名）
- 委員構成：介護、看護、心理、日本語の学識者・専門職から構成
- 審議事項：
 - ・「学科試験問題」「実技試験課題」「過去問題の提示」について
 - ・作問会議の原案に対して、妥当性、適正性、難易度等について検証
 - ・パターンの設定と均質性の検証
 - ・日本語表記についての検証



③ 「介護技能実習評価委員会」

- 委員総数（6名）
- 委員構成：福祉行政、労働政策、介護、日本語の学識者、専門職から構成
- 審議事項：
 - ・「介護技能実習評価試験」の制度全般について審議し、最終的に決定する。
 - ・評価試験委員会の案に対して、改めて検証
 - ・日本語表記についても、改めて検証
 - ・制度全般にわたる各種事項の審議

(3) 学科試験に関する検証

① 学科試験の範囲と内容（「初級」・「専門級」・「上級」共通事項）について

学科試験は、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、作業の遂行に必要な正しい判断力及びそれに関する知識の有無を評価することとしている。

前述したとおり、技能実習の範囲と内容については、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」第10条第2項第2号で、技能実習生が業務に従事する総時間における配分に合わせて、「必須業務」（1/2以上）、「関連業務」（1/2以下）、「周辺業務」（1/3以下）と定められている。介護技能実習評価試験においては、厚生労働省の「審査基準」に準拠する形で、学科試験の「出題基準」が定められている。

この「出題基準」は、その標準的な範囲と内容について、「介護とは、単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為」であることを踏まえ、それに必要な考え方の理解が必要なことから、総合的・多面的に出題することとされている。

これらの基本的な考え方にに基づき、これまで策定された学科試験問題の範囲と内容、技能実習の総時間における「必須業務」「関連業務」「周辺業務」の配分、日本語レベル等について検証したが、「介護技能の修得状況を確認するために、普段から介護業務を実施している現場で、日常的に接している利用者への介護業務を評価する」という特性を踏まえ、妥当かつ適切に策定されていると評価できる。また、学科試験問題の審議プロセスも重層的であり適切である。

【学科試験問題の範囲と内容】

「介護技能実習評価試験問題作成要領」を基に作成

範囲	業務の割合	具体的介護行為の項目
		「初級」：初歩的な知識のレベルにて内容を整理する 「専門級」：基礎的な知識のレベルにて内容を整理する 「上級」：実践的な知識のレベルにて内容を整理する
I. 介護業務を支える能力・考え方に関する知識		① 人間の尊厳と自立支援の理解 ② コミュニケーションの理解 ③ 社会と生活の理解 (「上級」において「介護サービス」を追加) ④ ことごとからだのしくみ等の理解 (「上級」において「認知症の理解」を追加)
必須業務 II. 身体介護業務に関する知識	全体の 2/1 以上	① 身じたくの介護に関する実践的な知識 ② 移動の介護に関する実践的な知識 ③ 食事の介護に関する実践的な知識 ④ 入浴・清潔保持の介護に関する実践的な知識 ⑤ 排泄の介護に関する実践的な知識 ⑥ 利用者特性に応じた介護に関する知識
関連業務 III. 身体介護以外の業務に関する知識	全体の 2/1 以下	① 掃除、洗濯、調理などに関する実践的な知識 ② 機能訓練の補助、レクリエーションに関する実践的な知識 ③ 情報収集に関する実践的な知識 ④ 記録・報告に関する実践的な知識
周辺業務 IV. 使用する用品等に関する知識	全体の 3/1 以下	① 施設にある用品等に関する実践的な知識
V. 安全衛生業務	各業務の 10%以上	① 安全衛生に関する実践的な知識 ② 衛生管理に関する実践的な知識

また、試験評価者が円滑かつ適正に試験監督ができるよう、同日、同一試験会場において実施できる試験数は、原則 3 人までとしている。さらに、法人の介護技能実習評価試験の施行以降の年度ごとの月別受検者数の推移を見てもわかるように、試験件数が増加していることから、それぞれの年度の受検者数見込みに応じて、学科試験問題を複数作成し、近接する試験日や試験会場において重複しないよう配慮することとしている。

【参考】 試験のパターン数の例 (令和 5 年度)

- 「初級試験」・・・ 6 パターン
- 「専門級試験」・・・ 6 パターン
- 「上級試験」・・・ 3 パターン

このため、学科試験の出題については、それぞれの試験のパターンごとに、合格率、正答率を検証しながら、各パターン均質性についても配慮することとしている。

各年度に実施された試験結果の「合格率」「正答率」について、事務局から提示された各種データを基に検証したが、「合格率」は「初級」「専門級」「上級」のいずれにおいても極めて高いことが確認された。「正答率」においても概ね高かったが、一部、低いものが見られた。こうした問題の検証や、各パターンの均質性の検証も含めて、それぞれのデータが「介護技能実習評価試験委員会」にフィードバックされ、分析された後に、修正や問題の入れ替え等も適切に実施されており、問題ないものと認められた。

② 学科試験の実施方法について

- 現在、使用されている「学科試験問題」、「学科試験解答用紙」とともに確認したが、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」に定められた事項、日本語表記等の基準に照らして適切に作成されていた。出題形式（解答方法、問題数、試験時間、試験問題の表記に係る文字の大きさや図表の示し方等）についても、実施にあたって特に大きな問題は発生しておらず適切であった。
- 「学科試験問題」のパターン分けについては、それぞれのパターンに振り分けられるカテゴリ構成、各設問の難易度、日本語レベル等についても、妥当であり、また均質性があるものと認められた。

③ 出題形式（回答方法、問題数、試験時間）について

- 回答方法については、初級試験、専門級試験は○×の真偽法、上級は3択の多肢選択法を用いているが、合格率、正答率のデータを検証した結果、特に問題も見受けられておらず、妥当かつ適正であるものと考えられる。
- 問題数については、初級試験（20問）、専門級試験（30問）について、合格率、正答率のデータに加え、試験時間（初級試験、専門級試験ともに60分）との検証も行ったが、特に問題も見受けられておらず、こちらについても妥当かつ適正であるものと考えられる。
- 上級試験の出題形式については、本格施行からの時間が短く86件のデータしかないため、検証としては十分ではないものの、特に問題も見受けられていないことから、妥当かつ適正であるものと考えられる。
- 上級試験の多肢選択法（3択）においては、原則として「正答：1」「誤答：2」として出題されており、一部、イラスト問題において、「正答：2」「誤答：1」も可とされていた。これについては、イラスト問題の特性として妥当であり、これまでの実施状況をみても特に問題も生じていないことから、現状のままでよいと考えられる。

(4) 実技試験に関する検証

① 実技試験の範囲と内容（「初級」・「専門級」・「上級」共通事項）

実技試験は、【図 84】のとおり、受検生が実際に利用者に対して行う「身体介護業務」及び「安全衛生業務」等について、試験評価者が介護現場で現認しながら評価する試験となっている。

実技試験課題として、大きく「身体介護業務」、「安全衛生業務」に分類され、さらに介護行為が細分化されて課題が整理されているが、これは、「介護職種」の追加にあたり、厚生労働省で定めた移転すべき「介護業務の定義」及び「審査基準」に準拠しており、また、入国後最大5年間に修得すべき技能としては妥当であると考えられる。

また、介護技能実習評価試験の試験実施機関である一般社団法人シルバーサービス振興会が、令和4年度に実施した「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導（OJT）の実態に関する調査研究事業」において、技能実習生の受入れを行っている実習実施者（介護事業所・施設等）では、通常から一定の教育指導体制が構築されており、技能実習生に対する現場でのOJTの体制についても、制度基準よりも手厚い指導体制で臨んでいることが確認されている。

図表 84 実技試験について（共通事項）

実技試験について（共通事項）

【3】実技試験

試験評価者養成講習

(1) 実技試験の範囲と内容

実技試験とは

➤ 受検生が実際に利用者に対して行う**身体介護業務**および**安全衛生業務**等を評価する試験

I. 身体介護業務

- ① 身じたくの介護
- ② 移動の介護
- ③ 食事の介護
- ④ 入浴・清潔保持の介護
- ⑤ 排泄の介護
- ⑥ 利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）
ができること

II. 安全衛生業務

- ① 事故防止・安全対策
- ② 感染対策

➤ 排泄等利用者のプライバシーに特に配慮が必要な身体介護業務や、事故等の対応等実際に発生していなくてもその技能・知識の習得を評価しなければならない項目については、実際的な判断等を試験するために判断等試験にて実施

➤ 試験課題は、毎年度、各級の試験範囲の中から複数の課題が選定され、試験課題となる。

➤ 試験課題は、試験実施機関に設置される「介護技能実習評価委員会」にて決定される。

次に、【図表 85】の「初級」、【図表 86】の「専門級」、【図表 87】の「上級」のそれぞれの「実技試験の範囲」及びレベルの違いについても検証した。初級試験をベースとして、専門級試験、上級試験と項目が追加されるとともに、個々の項目についても課題の難易度が上げられており、それぞれの技能実習期間内に修得すべき技能としては妥当であると考えられる。

また、前述のとおり、高い合格率や技能実習生に対する現場でのOJTの体制をみても、試験課題のレベルが十分に指導できているものと考えられる。

図表 85 実技試験範囲（初級）

実技試験の範囲（初級）	
初級	
I. 身体介護業務 ① 身じたくの介護 1. 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 2. 座位での上衣の着脱の介助ができること ② 移動の介護 1. 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 2. 起居の介助ができること 3. 車いすの移動の介助ができること ③ 食事の介護 1. 食事の介助ができること ④ 入浴・清潔保持の介護 1. 手浴の介助ができること 2. 足浴の介助ができること ⑤ 排泄の介護 1. おむつ交換ができること	II. 安全衛生業務 ① 事故防止・安全対策 1. リスク管理（事故対応）ができること 2. 車いすの点検ができること ② 感染対策 1. 適切な手洗いができること

図表 86 実技試験範囲（専門級）

実技試験の範囲（専門級）	
★赤字は、初級から追加された項目	
I. 身体介護業務 ① 身じたくの介護 1. 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 2. 座位での上衣の着脱の介助ができること 3. 仰臥位での着脱の介助ができること ② 移動の介護 1. 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 2. 起居の介助ができること 3. 車いすへの移乗の介助ができること 4. 車いすの移動の介助ができること 5. 歩行の介助ができること ③ 食事の介護 1. 食事の介助ができること ④ 入浴・清潔保持の介護	1. 手浴の介助ができること 2. 足浴の介助ができること 3. 入浴の介助ができること ⑤ 排泄の介護 1. おむつ交換ができること 2. トイレでの排泄の介助ができること II. 安全衛生業務 ① 事故防止・安全対策 1. リスク管理（事故対応）ができること 2. 車いすの点検ができること 3. 咳やむせこみの対応ができること ② 感染対策 1. 適切な手洗いができること 2. 感染対策ができること

図表 87 実技試験範囲（上級）

実技試験の範囲（上級）

上級		★赤字は、専門級から追加された項目
<p>I. 身体介護業務</p> <p>① 身じたくの介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 座位での上衣の着脱の介助ができること 仰臥位での着脱の介助ができること 口腔ケアができること <p>② 移動の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 起居の介助ができること 車いすへの移乗の介助ができること 車いすの移動の介助ができること 歩行の介助ができること 身体の特性に応じた移乗の介助ができること <p>③ 食事の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事の介助ができること <p>④ 入浴・清潔保持の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 手浴の介助ができること 	<ol style="list-style-type: none"> 足浴の介助ができること 入浴の介助ができること 身体清拭ができること <p>⑤ 排泄の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> おむつ交換ができること トイレでの排泄の介助ができること <p>⑥ 利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）ができること</p>	<p>II. 安全衛生業務</p> <p>① 事故防止・安全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> リスク管理（事故対応）ができること 車いすの点検ができること 咳やむせこみの対応ができること ヒヤリハットと事故の記録及び説明ができること <p>② 感染対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切な手洗いができること 感染対策ができること

図表 88 実技試験の評価基準比較について

【参考】 実技試験の評価基準の比較について

	初級	専門級	上級
指示の有無	技能実習指導員の指示の下、受検者が利用者に対して行う介助および安全衛生業務を試験評価者が評価する。	技能実習指導員の指示を受けない状況下で、受検者が利用者に対して行う介助および安全衛生業務を試験評価者が評価する。	技能実習指導員の指示を受けない状況下で、受検者が利用者に対して行う介助および安全衛生業務を試験評価者が評価する。 また、その行った行為（介助）を選択した根拠の理解も評価する。
評価項目・評価基準の違い		<ul style="list-style-type: none"> 「利用者への介助の説明と同意」では、その介助を行う目的も含めて説明していること。 「利用者の体調の変化と痛みの有無の確認」では、対応が必要な場合には対応していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の特性に応じた介助を行い、その配慮した点を説明できること。
体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している。	利用者に体調の確認を行っている。	利用者に体調の確認を行っている。
介助の説明と同意	これから行う介助について、説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している。	これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている。	「体調確認」で得られた内容を踏まえ、利用者の目の変化や状態を総合的に判断して、これから行う介助を決定し、これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている。
利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している。	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対応している。	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対応している。
報告	行った介助について技能実習指導員に報告している。	—	—
特性に応じた対応	—	—	<ol style="list-style-type: none"> 「体調確認」、「介助の説明」、「利用者への確認」の場面以外でも、利用者の特性に応じたコミュニケーションをとっている。 介助中、利用者に合わせてどのような点に配慮したか説明できる。

○ 実技試験の試験課題については、「試行試験」を実施し、厚生労働省人材開発統括官の下に設置された「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において、その妥当性、適正性が確認されなければ、試験課題とできないこととされている。介護技能実習評価試験においては、制度の施行までの間に全ての試験課題について試行試験を終えられていないこと、施行後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、残りの試験課題の試行試験が実施できていないことから、できる限り早期に実施されることが望ましい。しかしながら、

現在、法務省において技能実習制度の見直し作業が進められていることもあり、その実施については、こうした動向を踏まえながら検討すべきである。

- 現在、上級試験で行われている実技試験の試験課題に含まれていない「⑥利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）」について、現在、実施している試験課題との関係も含めどうとらえればよいかとの課題があった。これについては、現在、実施している試験課題において、「利用者票」を基に、利用者特性を確認した上で評価が実施されており、「⑥利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）」と同等の評価が実施できているものと解釈してよいのではないかと。「利用者特性」について、これ以上の細分化は難しいのではないかと考えられる。

② 実技試験の実施方法について

- 前述のとおり、実技試験は、介護現場において実際に受検生（技能実習生）が利用者へ提供する介護行為を、試験評価者が「現認」しながら評価を行う手法を用いている。これについて、「利用者への負担が大きいのではないか」、「利用者の選定が難しい」との意見が寄せられているとのことであった。こうした課題に対する事務局の対応を確認したが、利用者の同意を得ることはもちろん、特定の利用者に集中しないように調整しているとのことであった。また、事前の相談に対して、個別に状況を把握し、実施可能な方法を提案するなど、課題に真摯に向き合い、利用者の負担軽減と技能実習生の保護（試験を実施できないことのないようにする）を目的に、適時・適切に対応されていることが確認できた。
- また、実技試験については、入浴、排泄等のプライバシーに特段の配慮が必要な身体介護業務や、再現性が難しい「事故防止・安全対策」、「感染対策」については、「現認」に代替する評価方法として、図やイラスト、写真等を示して、実際的な判断等を行わせる「判断等試験」を実施している。しかしながら、この図やイラスト写真等の解釈において主観的ブレ（正誤の判断）が生じ、想定した解答以外の答えが出る場合がある。これについては、介護技能実習評価試験委員会（主に委員長）に諮り、可否を判定しているとのことであった。さらには、事務局において試験評価者の意見交換等を実施し、「判断等試験」の実施場面における受検生の反応や質問等についてヒアリングを行うなど、課題に対応しながら、適宜、図やイラスト写真等の修正を図り、介護技能実習評価試験委員会（主に委員長）に報告の上、指導助言を受けていた。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、感染症対策として施設関係者以外の施設内立ち入りが長期間認められず、試験が実施できない等の状況が発生した。こうした場合の対応についても、受検生（技能実習生）を同一法人内の別の事業所へ一時的に配置転換するなど、技能実習生の保護（試験を実施できないことのないようにする）を第一に、臨機応変な対応がなされていた。
- このほか、実技試験の実施方法に関する今後の課題としては、以下の点が指摘される。
 - ・ 実技試験の実施時間が短い場合の、試験実施の状況について別途検証が必要である。
 - ・ 実際の実技試験の場面の検証を行うことも必要ではないか。

(5) 合格率の検証

学科試験の合否については、試験評価者は試験会場で採点せず、回収した「解答用紙」を直接、試験実施機関に送付することとなっている。また、初級・専門級については真偽法、上級については多肢選択法（三択）が用いられており、記述式回答のような採点者による主観的なブレも生じないものとなっている。さらには、一括して試験実施機関において「解答用紙」を採点していることや、試験評価者からの「試験実施報告書」も提出させて、試験時間や、不正の有無等の報告（チェック）もされていることから、公正、公平かつ適正に実施されているものと認められる。【図表 89】のように受検者数に対する合格者の割合である合格率は毎年度算出されており、いずれの年度も高い合格率となっている。

この高い合格率についても検討したが、それぞれ一定期間、技能実習指導員の指示・指導のもと技能実習を実施してきた上で受検しているものであり、移転すべき技能の修得状況を確認するための試験としての観点からみれば、適正な技能実習が行われていることの証左となるのではないかと。このため、高い合格率であっても問題ないものと考えられる。

図表 89 技能実習評価試験（初級）の学科試験・実技試験別の合格率

【初級】学科試験

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	合計
受検者数	4	2,206	4,703	4,176	5,393	16,482
合格者数	4	2,179	4,629	4,107	5,215	16,134
不合格者数	0	27	74	69	178	348
合格率	100.0%	98.8%	98.4%	98.3%	96.7%	97.9%
再受検者数	0	20	78	69	140	307
合格者数	0	19	77	63	135	294
不合格者数	0	1	1	6	5	13
合格率	-	95.0%	98.7%	91.3%	96.4%	95.8%

【初級】実技試験

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	合計
受検者数	4	2,206	4,703	4,176	5,393	16,482
合格者数	4	2,202	4,687	4,158	5,367	16,418
不合格者数	0	4	16	18	26	64
合格率	100.0%	99.8%	99.7%	99.6%	99.5%	99.6%
再受検者数	0	3	14	18	22	57
合格者数	0	3	14	18	21	56
不合格者数	0	0	0	0	1	1
合格率	-	100.0%	100.0%	100.0%	95.5%	98.2%

※初級の学科試験・実技試験別にそれぞれの合格者数・不合格者数から合格率を算出したものを表記。

※「受検者数」は初回受検時、「再受検者数」は初回不合格者が2回目に受検時の数値を表記。

(6) 正答率の検証

正答率の調査については、「初級」「専門級」「上級」それぞれの施行時期が異なることから、それぞれの施行の後に一定の調査客体を抽出し、各問題について正答率が算出されていた。

これらの正答率のデータ検証については、介護技能実習評価試験委員会に報告され、60%未満のものを正答率が低い問題と位置付け、問題ごとに正答できなかった理由について、審議がなされ、その結果を踏まえた対応として、必要に応じて問題文の修正や、問題そのものを入れ替えるなどの対応が行われていた。

本報告書においては、試験問題の秘匿性の関係から、検証結果のみを記載することとした。

【初 級】・・・2020 年度（6 月の受検者 1,162 名分）

【専門級】・・・2021 年度（6 月・7 月の受検者 230 名分）

【上 級】・・・2023 年度（7 月～2 月の受検者 86 名分）

図表 90 技能実習評価試験の階級別正答率の内訳

【初級】 20 問中の正答率内訳

正答率	70%以上	69.9～60%	59.9～50%	49.9%以下	合計
パターン1	16	2	0	2	20
パターン2	19	1	0	0	20
パターン3	18	1	1	0	20
パターン4	19	0	1	0	20
パターン5	17	3	0	0	20
パターン6	18	0	1	1	20
パターン7	18	1	0	1	20
パターン8	19	1	0	0	20

【専門級】 30 問中の正答率内訳

正答率	70%以上	69.9～60%	59.9～50%	49.9%以下	合計
パターン1	27	2	1	0	30
パターン2	28	0	1	1	30
パターン3	28	1	1	0	30
パターン4	25	0	4	1	30

【上級】 50 問中の正答率内訳

正答率	70%以上	69.9～60%	59.9～50%	49.9%以下	合計
パターン1	39	5	5	1	50
パターン2	42	2	2	4	50

※2020 年度における初級の試験パターンは 8 パターンであった。

※2021 年度における専門級の試験パターンは 4 パターンであった。

※2023 年度における上級の試験パターンは 3 パターン作成したが、実施件数が少ないため、2 パターンのみ使用した。

また、「寝食分離」の考え方など重要な知識や基本的な介護の理念に関する問題については、正答率の推移を継続して確認しながら出題し続けることで、当該技能に関する介護現場での理解度の推移を確認できる（インジケータ的機能を果たす）とされるなど、介護現場の質の維持にも配慮がなされていた。

こうした正答率の検証は、今後も一定の期間ごとに実施する必要があるとあり、その過程で、正答率の高い問題、低い問題についての取扱いについても引き続き検証が必要である。

なお、上級試験の正答率は、今回初めて調査を行ったことから、初級・専門級同様に次年度の試験委員会で報告し、検証を行う予定であると報告された。

さらに、正答率の取扱いに関する今後の課題としては、以下の点が指摘される。

- 設問の難易度の確認のために引き続き、問題ごとの正答率の検証が必要である。
- 「介護の日本語（専門用語）」に関する理解度に関しては、別途検証する必要があるのではないか。
- 正答率の低い問題については、これまでと同様に、介護技能実習評価試験委員会に報告の上、適切な対応を図ることが必要である。また、正答率100%の問題については、同委員会において、別途、その妥当性に関する検証が必要ではないか。

(7) 「合格率」「正答率」のデータと合わせた検証について

① 学科試験問題の構成比率等について

- 「必須業務」(1/2以上)、「関連業務」(1/2以下)、「周辺業務」(1/3以下)の配分比率については、「介護職種」の学科試験として、特に問題ないものと考えられる。また、それぞれのカテゴリー区分ごとに策定されている個々の学科試験問題の範囲と内容についても、適正に網羅されており、パターン分けされた問題ごとの合格率、正答率を検証した結果、妥当かつ適正であると考えられる。ただし、継続的な検証は必要である。

② 学科試験問題の範囲と内容及びレベル感について

- 問題作成の考え方については、初級、専門級、上級ともに、下記のような問題作成の基本方針（考え方）に基づき策定されている。これまでに策定された試験問題は、それぞれの考え方に合致しており、合格率、正答率を検証しても、妥当かつ適正であると考えられる。ただし、継続的な検証は必要である。

	初級	専門級	上級
問題作成の基本方針 (考え方)	1年目は技能実習指導委員の指示の下で介護常務を行うことから、「介護職員初任者研修」の考え方・内容を参考に、初歩的に理解し、実践につながる問題とする。	「基礎的」な知識として、初級よりも把握しておくべき範囲が広がり、問題数も拡大することとなる。併せて、基本介護の問題では、介助を行う「目的」が含まれた内容にした問題とする。	「実践的」な知識が備わっているかを確認するため、より具体的な利用者の状況や環境等について場面の設定をした上で、複数の選択肢の中から正しい答えを選択できるかという問い方をした問題とする。

③ 実技試験課題の範囲と内容及びレベル感について

- 実技試験課題作成の考え方については、初級、専門級、上級ともに、大きく「身体介護業務」、「安全衛生業務」に分類され、さらに介護行為が細分化されて課題が整理されており、これは、厚生労働省で定めた移転すべき「介護業務の定義」及び「審査基準」に準拠するとともに、問題作成の基本方針（考え方）に合致しており、合格率、正答率を検証しても、妥当かつ適正であると考えられる。ただし、継続的な検証は必要である。

④ 実技試験課題としての「判断等試験」の検証について

- 「判断等試験」については、その解釈において主観的ブレ（正誤の判断）が生じ、想定した解答以外の答えが出る場合があることが確認されており、事務局において、その可否について適切に対応していることが確認された。このため、今後とも、正答率を検証する過程において、どういった図やイラスト、写真等に主観的ブレが生じているのかについて、個々の試験課題ごとに詳細な分析を行っていくことが求められる。

IV. 総合考察

IV. 総合考察

1. 外国人介護人材の受入れに対する期待

(1) 介護現場における外国人介護人材の受入れへの期待

我が国の介護分野においては、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」の制定以降、介護専門職の養成が進められ、介護現場における教育指導体制も整えられてきた。少子・高齢化の進展とともに、介護需要は顕在化し、介護福祉士をはじめとした介護職員数は増加の一途を辿っており、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護施設に従事する介護職員数だけで見ても、2021（令和3）年度に215万人程に増加してきている。

さらに高齢化が進む中においては、2040（令和22）年度には280万人が必要とされ、依然として介護人材確保が喫緊の課題となっており、国においても、介護人材の処遇改善をはじめ、総合的な介護人材確保対策が進められている。

こうした中、政府方針としても、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する」（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））こととされている。

とりわけ、外国人介護人材の受入れについては、【図表1】のとおり4つの仕組み（在留資格）が構築されており、このうち技能実習制度は2017（平成29）年から、特定技能制度は2018（平成30）年から導入されている。現状では、【図表2】のとおり、技能実習、特定技能の在留者数の増加が著しい状況となっており、介護現場において外国人介護人材の受入れが拡大していることがうかがえる。

(2) 介護技能実習評価試験の仕組みの構築過程における期待

技能実習制度への「介護職種」の追加や介護技能実習評価試験の仕組みの構築のプロセスについても、第1章及び第3章で詳細に記述した。

介護職種の技能実習制度は、単に技能実習生への技能の移転という目的だけにとどまらず、受入れが進む技能実習生が今後の介護現場を支える担い手となる点において重要な制度であり、「介護技能実習評価試験」において適正に技能の評価が行われることは、介護現場でのサービスの質の確保の観点からも重要な意味を持つ。

このため、厚生労働省に設置された「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会」には、職能団体のみならず、数多くの業界団体が参画し、慎重かつ丁寧な審議が進められていた。また、同様に業界団体の総意に基づき慎重かつ丁寧な準備が進められていたことが確認された。

このように、技能実習制度への「介護職種」の追加や、介護技能実習評価試験の構築のプロセスにおいても、職能団体、業界団体の期待が大きかったことがうかがえた。

2. 「介護技能実習評価試験」の試験区分ごとの内容とレベルの差異

介護技能実習評価試験の「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関して、学科試験問題、実技試験課題そのものの検証及びその実施状況等についてのデータを基にした検証を行った。その結果、それぞれの範囲、内容、レベル感の区分は妥当かつ適正であり、その詳細は第3章において報告したとおりである。また、技能実習指導員アンケートにおいても、技能実習実技試験課題と現場での指導実態、及び実習業務実態は整合しており、現場実態に即した実技試験課題となっていることが確認された。

3. 「介護技能実習評価試験」に対する介護現場での指導の状況

前述したとおり、令和4年度に実施された「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導（OJT）の実態に関する調査研究事業」において、技能実習生の受入れを行っている実習実施者（介護事業所・施設等）では、通常から一定の教育指導体制が構築され、技能実習生に対する現場でのOJTの体制について制度基準よりも手厚い指導体制で臨まれていることが確認されたが、今回の技能実習指導員へのアンケート調査からは、実習の現場で、「介護技能実習評価試験」を意識した計画的な実習が進められていることが示された。（「介護技能実習評価試験前までに実習内容をすべて実施できている」との回答：95%超。「技能実習評価試験に向けた取り組みや受検が、学習進捗差の解消に繋がっている」との回答：初級：78.0%、専門級：75.9%等。）「介護技能実習評価試験」が計画的な実習実施に寄与しているものと読み取ることができる。

また介護技能実習生に見られた姿勢として、初級、専門級と実習過程が進むにつれ、介護技能、業務姿勢に関する多くの事項において、できるようになっている傾向が示されており、「評価試験」が組み込まれた介護技能実習制度を通じて、技能実習生のスキル向上が着実に図られていると読み取ることができる。

またアンケート結果からは、介護技能実習制度の教育手法を他の職員への教育にも活用している群においては、指導者間での方針すり合わせ、試験課題内容の把握、試験前までの実習実施状況、試験後の振り返りやフィードバックの実施、指導方法の見直し等、PDCAサイクルを稼働させて指導にあたっている傾向が示された。これは「技能実習評価試験」に向けた対応や受検を通じて得られた知見を実習指導に活かし、事業所での体系的なOJTへと展開しようとするものとも読み取れる。

本事業のアンケート結果からは、介護現場での指導において介護技能実習評価試験の「初級」、「専門級」、「上級」とステップアップする合格目標（マイルストーン）が設定され、これに取り組むことでスキルアップにつながっていることがうかがえた。

あとがき

技能実習制度については、平成26年6月に、法務省第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」及び「日本再興戦略改定2014」により、政府としての見直し方針が示されたことを受け、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」が設置された。

この懇談会においては、技能実習制度の趣旨・目的に沿った技能等の修得・移転が確保され、かつ技能実習生の人権確保が図られるよう、管理監督体制の強化を前提としつつ、優良な受入れ機関に対しては制度の拡充を認めていくとの方針を具体化するため、「技能等の修得・移転の確保」、「監理団体及び実習実施機関の適正化」、「人権侵害等の防止及び対策」、「送り出し機関の適正化」、「実習期間の延長又は再実習」、「受入れ人数枠の見直し」、「対象職種の拡大等」が審議された。

これを受け、技能実習制度においては対人サービス初となる「介護職種」の対象職種追加の動きが開始されることとなる。厚生労働省においては、「外国人介護人材受入の在り方に関する検討会」が設置され、慎重かつ丁寧な審議が重ねられ、平成27年2月4日に「中間まとめ」が取り纏められ、介護職種追加に向けた「介護固有要件」が設定された。以降の詳細については、第3章で述べたとおりの経過を踏まえつつ、業界の総意に基づき「介護技能実習評価試験」が構築されたものである。こうして、平成29年11月からの「介護職種」追加と同時に「介護技能実習評価試験」はスタートした。

この度、「介護技能実習評価試験」について広範囲に検証したが、介護現場をはじめ、介護技能実習に関わる全ての関係者の理解と不断の努力により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も乗り越えて、適正に運用されてきていることが確認された。現在、政府では、技能実習制度の見直しの議論が進められているが、この「介護技能実習評価試験」の仕組みは、介護職種の試験制度として適正であり、介護現場のOJTとしても有効に機能していることを申し添えておきたい。

V. 參考資料

3. 外国人介護人材の受け入れ状況		
貴施設・事業所における、外国人介護人材の受け入れ状況についてお聞かせします。		
3-1-1	2023年12月1日時点における、貴施設・事業所の外国人介護人材の人数（累積数）をお答えください。 (実数を記載。該当者がいない場合は0を記載) 外国人介護人材総数 <input type="text"/> 名	【必須回答】
3-1-2	2023年12月1日時点における、技能実習生の人数を「在留資格別」にお答えください。 (実数を記載。該当者がいない場合は0を記載) 第1号技能実習 <input type="text"/> 名 第2号技能実習 <input type="text"/> 名 第3号技能実習 <input type="text"/> 名	【必須回答】
3-2	貴施設・事業所において、介護技能実習生の受入れを初めてから現在（2023年12月1日現在）までの技能実習生の評価試験受検の実績について伺います。 (実数を記載。該当者がいない場合は0を記載)	【必須回答】
3-2-1	これまでに初級の評価試験を受検した技能実習生（累積数） <input type="text"/> 名 → 0の場合、未受験で終了となります。以降の期間の回答は不要です。	
3-2-2	上記「初級の評価試験を受検した技能実習生」のうち、専門級の評価試験を受検した技能実習生 <input type="text"/> 名	
3-2-3	上記「専門級の評価試験を受検した技能実習生」のうち、上級の評価試験を受検した技能実習生 <input type="text"/> 名	
3-3	次の級に進まなかった技能実習生がいる場合、その理由について、あてはまるものをお答えください。 (当てはまるものをすべて選択) <input type="checkbox"/> 他の法人・事業所・施設に移った <input type="checkbox"/> 他の在留資格に切り替えた <input type="checkbox"/> 帰国した <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 次の級に進まなかった技能実習生はいない	【必須回答】
4. 技能実習生に対するOJTの「体制」		
貴施設・事業所の技能実習生に対するOJTの「体制」についてお聞かせします。		
4-1	貴施設・事業所において、技能実習生のOJTに関わっている技能実習指導員（技能実習指導員として登録している方）の人数をお答えください。 (実数を記載。該当者がいない場合は0を記載) <input type="text"/> 名	【必須回答】
4-2	貴施設・事業所において、1人の技能実習生に対する技術指導が終了するまでに、責任を持って関与する（明確に役割として関わっている）技能実習指導員（技能実習指導員として登録している方）はおよそ何名ですか。技能実習1号、2号の終了ではなく技能実習全体が終了するまで、という想定でお答えください。 (実数を記載。) 技能実習生1人につき <input type="text"/> 名の技能実習指導員が関与する	【必須回答】
5. 技能実習生に対する実習指導状況		
技能実習生に対する実習指導についてお聞かせします。		
5-1	貴施設・事業所においては、技能実習生の指導にあたり、指導員（技能実習指導員等）間で指導する介助の手法や、対応方法のすり合わせをしていますか。 (初級、専門級それぞれ当てはまるもの1つを選択) 初級（第1号技能実習） <input type="radio"/> よく実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <input type="radio"/> わからない 専門級（第2号技能実習） <input type="radio"/> よく実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <input type="radio"/> わからない	【必須回答】
5-2	技能実習生に対する指導内容について、指導員（技能実習指導員等）によって介助の手法や対応方法が違ったり、齟齬が生じると感じることはありますか。 (初級、専門級それぞれ当てはまるもの1つを選択) 初級（第1号技能実習） <input type="radio"/> とても感じる <input type="radio"/> やや感じる <input type="radio"/> あまり感じない <input type="radio"/> 全く感じない <input type="radio"/> わからない 専門級（第2号技能実習） <input type="radio"/> とても感じる <input type="radio"/> やや感じる <input type="radio"/> あまり感じない <input type="radio"/> 全く感じない <input type="radio"/> わからない	【必須回答】

6. 技能実習生に対する評価試験に向けた対応の取組		
介護技能実習評価試験の学科試験・実技試験に向けた指導・対応についてお聞きします。		
6-1	<p>貴施設・事業所（の技能実習指導員）は、技能実習生が受検する介護技能実習評価試験の試験課題がどのような内容か、把握されていますか。 （初級、専門級それぞれ当てはまるものを1つを選択）</p> <p>初級の学科試験について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分把握している <input type="radio"/> やや把握している <input type="radio"/> あまり把握していない <input type="radio"/> 全く把握していない <input type="radio"/> わからない <p>初級の実技試験について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分把握している <input type="radio"/> やや把握している <input type="radio"/> あまり把握していない <input type="radio"/> 全く把握していない <input type="radio"/> わからない <p>専門級の学科試験について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分把握している <input type="radio"/> やや把握している <input type="radio"/> あまり把握していない <input type="radio"/> 全く把握していない <input type="radio"/> わからない <p>専門級の実技試験について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分把握している <input type="radio"/> やや把握している <input type="radio"/> あまり把握していない <input type="radio"/> 全く把握していない <input type="radio"/> わからない 	【必須回答】
6-2	<p>貴施設・事業所では、介護技能実習評価試験に向けて、どのように学習や準備をしていますか。 （当てはまるものをすべて選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実技試験に向けた講習をしている <input type="checkbox"/> 実技試験に向けた実技講習をしている <input type="checkbox"/> 実技試験に向けた外部研修を受講させている <input type="checkbox"/> 試験の過去問題の練習をさせている <input type="checkbox"/> 模擬の学科試験を設けている <input type="checkbox"/> 模擬の実技試験を設けている <input type="checkbox"/> OJT時に点検できるよう、チェックシートを設けている <input type="checkbox"/> その他（具体的に： _____） <input type="checkbox"/> 特段、学習や準備対応はしていない 	【必須回答】
6-3	<p>貴施設・事業所では、「技能実習計画」や「介護職種 技能実習評価試験の試験科目及びその範囲並びにその科目」の実習内容を介護技能評価試験前までに全て実施できていますか。 （初級、専門級それぞれ当てはまるものを1つを選択）</p> <p>初級の評価試験に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施できている <input type="radio"/> やや実施できている <input type="radio"/> どちらかといえば実施できていない <input type="radio"/> 全く実施できていない <input type="radio"/> どちらともいえない <p>専門級の評価試験に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施できている <input type="radio"/> やや実施できている <input type="radio"/> どちらかといえば実施できていない <input type="radio"/> 全く実施できていない <input type="radio"/> どちらともいえない 	【必須回答】
6-4	<p>介護技能実習評価試験で問われているケア内容や介護行為の根拠について、技能実習生の理解を促すのが難しいことはありますか。 それは、どのようなケア内容や介護行為についてでしょうか。具体的に教えてください。 （自由記載）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	【任意回答】
6-5	<p>貴施設・事業所では、介護技能実習評価試験後に、技能実習生に対して試験に関する振り返りやフィードバック、技術の修正等を行っていますか。 （初級、専門級それぞれ当てはまるものを1つを選択）</p> <p>初級の評価試験後</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <input type="radio"/> どちらともいえない <p>専門級の評価試験後</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <input type="radio"/> どちらともいえない 	【必須回答】
6-6-1	<p>貴施設・事業所では介護技能実習評価試験（講習、模擬試験、試験結果等）を受けて、目ごとの指導方法の見直しを行ったことがありますか。 （初級、専門級それぞれ当てはまるものを1つを選択）</p> <p>初級の評価試験後</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 見直しをしたことがある <input type="radio"/> 見直しをしたことはない <input type="radio"/> わからない <p>専門級の評価試験後</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 見直しをしたことがある <input type="radio"/> 見直しをしたことはない <input type="radio"/> わからない <p>→ある場合は6-6-2へ、それ以外を記入の場合は6-7へお進みください。 →ある場合は6-6-3へ、それ以外を記入の場合は6-7へお進みください。</p>	【必須回答】
6-6-2	<p>初級の評価試験後に「見直しをしたことがある」と回答した方に伺います。どのような見直しを行いましたか。 （自由記載）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	【任意回答】
6-6-3	<p>専門級の評価試験後に「見直しをしたことがある」と回答した方に伺います。どのような見直しを行いましたか。 （自由記載）</p> <p>専門級の評価試験後</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	【任意回答】
6-7	<p>貴施設・事業所では、技能実習評価試験の受検に備え、技能実習生の現状スキルについて、どのように確認しましたか。 （初級、専門級それぞれ当てはまるものを1つを選択）</p> <p>初級の評価試験対象の技能実習生について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 評価基準をもとに、実習指導員による評価を行った <input type="radio"/> 評価基準は用いず、実習指導員による評価を行った <input type="radio"/> 評価基準は用いず、日ごろの対応から確認した <input type="radio"/> 確認していない <p>専門級の評価試験対象の技能実習生について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 評価基準をもとに、実習指導員による評価を行った <input type="radio"/> 評価基準は用いず、実習指導員による評価を行った <input type="radio"/> 評価基準は用いず、日ごろの対応から確認した <input type="radio"/> 確認していない 	【必須回答】

6-8	<p>貴施設・事業所では、技能修得に時間を要している技能実習生に対して、できるだけ実習時間を確保できるように、受検日曜を調整したことはありますか。 (初級、専門級それぞれ当てはまるものを1つを選択)</p> <p>初級の評価試験対象の技能実習生について <input type="radio"/> 調整したことがある <input type="radio"/> あまり調整したことはない <input type="radio"/> 全く調整したことはない <input type="radio"/> わからない</p> <p>専門級の評価試験対象の技能実習生について <input type="radio"/> 調整したことがある <input type="radio"/> あまり調整したことはない <input type="radio"/> 全く調整したことはない <input type="radio"/> わからない</p>	【必須回答】
6-9	<p>貴施設・事業所において、介護技能実習評価試験に向けた対応や受検は、技能実習生間の学習進捗差の解消に繋がりましたが。 (初級、専門級それぞれ当てはまるものを1つを選択)</p> <p>初級の評価試験対象の技能実習生について <input type="radio"/> 解消につながった <input type="radio"/> どちらかといえば繋がった <input type="radio"/> どちらかといえば繋がらなかった <input type="radio"/> 全く繋がらなかった <input type="radio"/> どちらともいえない</p> <p>専門級の評価試験対象の技能実習生について <input type="radio"/> 解消につながった <input type="radio"/> どちらかといえば繋がった <input type="radio"/> どちらかといえば繋がらなかった <input type="radio"/> 全く繋がらなかった <input type="radio"/> どちらともいえない</p>	【必須回答】
6-10	<p>貴施設・事業所において、介護技能実習評価試験に向けた対応と受検を通じて、実習生の業務でみられた姿勢としてあてはまるものがあれば、教えてください。 (当てはまるものをすべて選択)</p> <p>初級の評価試験を受検した（1年経過）の技能実習生 <input type="checkbox"/> 利用者への声かけができていた <input type="checkbox"/> 利用者の体調、様子を観察できていた <input type="checkbox"/> 利用者の意向を確認できていた <input type="checkbox"/> 自立支援の介助ができていた <input type="checkbox"/> 手順通りの介助ができていた <input type="checkbox"/> 利用者のプライバシーに配慮できていた <input type="checkbox"/> ケアの根拠を裏付けていた <input type="checkbox"/> 技能実習指導員への報告ができていた <input type="checkbox"/> 記録ができていた <input type="checkbox"/> 課題点と次の目標がみえた <input type="checkbox"/> ケアについての勉強の機会が得られた <input type="checkbox"/> ケアに関する意見交換がされていた <input type="checkbox"/> 介助に自信がついたようであった <input type="checkbox"/> その他（具体的に：) <input type="checkbox"/> 特になし</p> <p>(当てはまるものをすべて選択)</p> <p>専門級の評価試験を受検した（3年経過）の技能実習生 <input type="checkbox"/> 利用者への声かけができていた <input type="checkbox"/> 利用者の体調、様子を観察できていた <input type="checkbox"/> 利用者の意向を確認できていた <input type="checkbox"/> 自立支援の介助ができていた <input type="checkbox"/> 手順通りの介助ができていた <input type="checkbox"/> 利用者のプライバシーに配慮できていた <input type="checkbox"/> ケアの根拠を裏付けていた <input type="checkbox"/> 技能実習指導員への報告ができていた <input type="checkbox"/> 記録ができていた <input type="checkbox"/> 課題点と次の目標がみえた <input type="checkbox"/> ケアについての勉強の機会が得られた <input type="checkbox"/> ケアに関する意見交換がされていた <input type="checkbox"/> 介助に自信がついたようであった <input type="checkbox"/> その他（具体的に：) <input type="checkbox"/> 特になし</p>	【必須回答】
6-11	<p>貴施設・事業所の技能評価試験に向けた対応において、技能実習生は、学科試験問題（過去問を含む）や実技課題の日本語を理解できていましたが。 (当てはまるものを1つを選択)</p> <p><input type="radio"/> 十分理解できていた <input type="radio"/> どちらかといえば理解できていた <input type="radio"/> どちらかといえば理解できていなかった <input type="radio"/> 全く理解できていなかった <input type="radio"/> どちらともいえない</p>	【必須回答】
6-12	<p>貴施設・事業所では、技能評価試験に向けた対応において、技能実習生への日本語教育として、どのような対応をしていますか。 (当てはまるものをすべて選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 法人・施設・事業所で、日常生活に係る日本語講習を行っている <input type="checkbox"/> 法人・施設・事業所で、介護専門用語や実践に係る日本語講習を行っている <input type="checkbox"/> 外部より、日本語講師を招いている <input type="checkbox"/> 外部の日本語学校に通わせている <input type="checkbox"/> 施設・事業所で、業務（OJT）を通じて日本語教育をしている <input type="checkbox"/> その他（) <input type="checkbox"/> 特別なことはしていない</p>	【必須回答】
6-13-1	<p>貴施設・事業所において、介護技能実習評価試験に向けた対応や学習方法を、他の介護人材の育成（外国人人材/日本人職員等）に活用していますか。 (当てはまるものを1つを選択)</p> <p><input type="radio"/> 活用している →活用している場合は6-13-2へ、それ以外を記入の場合は7-1へお進みください。 <input type="radio"/> 活用していない <input type="radio"/> わからない</p>	【必須回答】
6-13-2	<p>上記設問で「活用している」と回答された方に伺います。具体的には、どのような活用でしょうか。 (自由記載)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	【任意回答】

7. 実技試験課題について			
<p>ここからは、初級の介護技能実習評価試験の実技試験課題に関連して、貴施設・事業所の指導状況と業務実施について伺います。直近1年間の状況についてご回答ください。</p>			
7-1	<p>安全衛生業務の指導と対応の実施 (当てはまるものをそれぞれ1つを選択)</p> <p>初級の評価試験対象の技能実習生の指導 事故を発生したときの対応方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>事故を発生したときの技能実習指導員への報告の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>正しい点検方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>適切な手洗い方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 	<p>初級の評価試験受検前後の実習生の実施状況 事故を発生したときの対応の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>事故を発生したときの技能実習指導員への報告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>正しい点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>適切な手洗いの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 	【必須回答】
7-2	<p>身体介護業務について (当てはまるものをそれぞれ1つを選択)</p> <p>初級の評価試験対象の技能実習生の指導 利用者の体調確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>介助時の、利用者への説明と同意について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>利用者への意向確認、意思尊重についての指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>利用者のプライバシー配慮についての指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>介助時の安全確認、安全な介助方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>介助時の利用者の体調変化の確認方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>行った介助についての報告方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 	<p>初級の評価試験受検前後の実習生の実施状況 利用者の体調確認と技能実習指導員への報告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>介助時の、利用者への説明と同意の実施と技能実習指導員への報告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>利用者への意向確認、意思尊重の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>利用者のプライバシー配慮の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>介助時の安全確認、安全な介助の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>介助時の、利用者の体調変化の確認と技能実習指導員への報告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>行った介助について技能実習指導員への報告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 	【必須回答】

ここからは、 専門級 の技能実習評価試験の演技試験課題に関連して、貴施設・事業所の指導状況と業務実施について伺います。最近1年間の状況について、ご回答ください。			
7-3	安全衛生業務の指導と対応の実態 (当てはまるものをそれぞれ1つを選択) 専門級の評価試験対象の技能実習生の指導 咳やむせこみが起きた時の対応方法の指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 咳やむせこみが起きた時の対応記録の指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない	専門級の評価試験受検前後の実習生の実施状況 咳やむせこみが起きた時の対応の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 咳やむせこみが起きた時の対応記録の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない	【必須回答】
7-4	安全衛生業務の指導と対応の実態 (当てはまるものをそれぞれ1つを選択) 専門級の評価試験対象の技能実習生の指導 感染症の恐れがある場合に使用する衛生商品の着用方法の指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 感染症となる対象がある場所の消毒の指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 感染症となるものの処理方法の指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 感染症となるものの処理後の「手洗い」方法の指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない	専門級の評価試験受検前後の実習生の実施状況 感染症の恐れがある場合に使用する衛生商品の使用 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 感染症となる場所の消毒の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 感染症となるものの処理の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 感染症となるものの処理後の「手洗い」の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない	【必須回答】
7-5	身体介護業務について (当てはまるものをそれぞれ1つを選択) 専門級の評価試験対象の技能実習生の指導 利用者の体調確認（コミュニケーション、反応・表情等観察）の指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 利用者への介助の目的を含めた説明と同意についての指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 利用者への意向確認と意思尊重についての指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 利用者のプライバシー配慮についての指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 介助時の必要物品の準備についての指導 <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない	専門級の評価試験受検前後の実習生の実施状況 利用者の体調確認（コミュニケーション、反応・表情等観察）の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 利用者への介助の目的を含めた説明と同意の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 利用者への意向確認と意思尊重の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 利用者のプライバシー配慮の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 介助時の必要物品の準備の実施 <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない	【必須回答】

	<p>介助時の安全確認、安全な介助方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>利用者の残存機能を活かす介助方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない <p>介助時の利用者の体調変化の確認と対応方法の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分指導している <input type="radio"/> どちらかといえば指導している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり指導していない <input type="radio"/> 全く指導していない 	<p>介助時の安全確認、安全な介助の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>利用者の残存機能を活かす介助の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない <p>介助時の利用者の体調変化の確認と対応の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 十分実施している <input type="radio"/> どちらかといえば実施している <input type="radio"/> どちらともいえない <input type="radio"/> あまり実施していない <input type="radio"/> 全く実施していない 	
8. 介護技能実習評価試験の実施について			
8-1	<p>貴施設・事業所において、実技試験課題の実施にあたり、利用者選定で迷われるケースはありましたか。 (出てはまるもの1つを選択)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> よくあった <input type="radio"/> ときどきあった <input type="radio"/> あまりなかった <input type="radio"/> 全くなかった <p style="margin-left: 20px;">→ 「よくあった」、「ときどきあった」の場合、8-2へお進みください。 → 「あまりなかった」、「全くなかった」の場合、8-3へお進みください。8-2の回答は不要です。</p>	【必須回答】	
8-2	<p>上記回答で「よくあった」「ときどきあった」と回答された方に伺います。具体的に、どのようなケースですか。 (自由記載)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	【任意回答】	
8-3	<p>貴施設・事業所において、実技試験課題の実施にあたり、利用者の同意が得られないケースはありましたか。 (出てはまるもの1つを選択)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> よくあった <input type="radio"/> ときどきあった <input type="radio"/> あまりなかった <input type="radio"/> 全くなかった 	【必須回答】	
8-4-1	<p>貴施設・事業所において、実技試験の実施にあたり、試験直前（試験実施日）に利用者を変更することはありましたか。 (出てはまるもの1つを選択)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> よくあった <input type="radio"/> ときどきあった <input type="radio"/> あまりなかった <input type="radio"/> 全くなかった <p style="margin-left: 20px;">→ 「よくあった」、「ときどきあった」の場合、8-4-2へお進みください。 → 「あまりなかった」、「全くなかった」の場合、8-5へお進みください。8-4-2の回答は不要です。</p>	【必須回答】	
8-4-2	<p>上記回答で「よくあった」「ときどきあった」と回答した方に伺います。 試験直前（試験実施日）に利用者を変更するにあたり、どのような対応をしたか、お聞かせください。 (自由記載)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	【任意回答】	
8-5	<p>最後に、介護技能実習評価試験（全般）についてのご意見をお聞かせください。 (自由記載)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	【任意回答】	

この事業は令和5年度厚生労働省
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業の一環として行われたものです。

介護職種の技能実習評価試験における課題等の検証
に関する調査研究事業報告書

令和6年3月発行

内容照会先 一般社団法人シルバーサービス振興会

〒101-0032

東京都千代田区岩本町 2-14-2 イトーピア岩本町 ANNEX ビル5階

TEL 03-3862-8061 FAX 03-3862-8065